

平成29年第1回鹿追町議会定例会会議録

1 議事日程第 1号

日時 平成29年 3月 7日 (火曜日) 午前10時00分 開 議

場所 鹿追町議会議場

- | | | |
|-------|---------|----------------------------------------------------------------------------------|
| 日程 1 | | 会議録署名議員の指名 |
| 日程 2 | | 会期の決定について |
| 日程 3 | | 諸般の報告 |
| 日程 4 | | 行政報告 |
| 日程 5 | | 町政執行方針 |
| 日程 6 | | 教育行政執行方針 |
| 日程 7 | 議案第 2号 | 鹿追町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程 8 | 議案第 3号 | 鹿追町行政手続における特定個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程 9 | 議案第 4号 | 鹿追町町税条例等の一部を改正する条例の制定について |
| 日程 10 | 議案第 5号 | 鹿追町修学資金貸付条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程 11 | 議案第 6号 | 鹿追町定住促進住宅建設奨励に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程 12 | 議案第 7号 | 鹿追町賃貸住宅建設促進事業助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程 13 | 議案第 8号 | 鹿追町民間賃貸住宅家賃助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程 14 | 議案第 9号 | 鹿追町営牧場管理条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程 15 | 議案第 10号 | 平成28年度鹿追町一般会計補正予算 (第12号) |

について

- 日程16 議案第 11号 平成28年度鹿追町国民健康保険特別会計補正予算
(第4号) について
- 日程17 議案第 12号 平成28年度鹿追町国民健康保険病院事業会計補正
予算(第1号) について
- 日程18 議案第 13号 平成28年度鹿追町簡易水道特別会計補正予算(第
6号) について
- 日程19 議案第 14号 平成28年度鹿追町下水道特別会計補正予算(第5
号) について
- 日程20 議案第 15号 平成28年度鹿追町介護保険特別会計補正予算(第
3号) について
- 日程21 議案第 16号 平成28年度鹿追町後期高齢者医療特別会計補正予
算(第2号) について
- 日程22 議案第 17号 平成29年度鹿追町一般会計予算について
- 日程23 議案第 18号 平成29年度鹿追町国民健康保険特別会計予算につ
いて
- 日程24 議案第 19号 平成29年度鹿追町国民健康保険病院事業会計予算
について
- 日程25 議案第 20号 平成29年度鹿追町簡易水道特別会計予算について
- 日程26 議案第 21号 平成29年度鹿追町下水道特別会計予算について
- 日程27 議案第 22号 平成29年度鹿追町介護保険特別会計予算について
- 日程28 議案第 23号 平成29年度鹿追町後期高齢者医療特別会計予算に
ついて
- 日程29 議案第 24号 上幌内辺地に係る総合整備計画の変更について
- 日程30 議案第 25号 公の施設の指定管理者の指定について
- 日程31 議案第 26号 東京都台東区と北海道鹿追町との特定分野における
連携に関する協定について

2 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

3 出席議員（11名）

1番 山口 優子議員	2番 武藤 敦則議員	3番 畑 久雄議員
4番 台蔵 征一議員	5番 加納 茂議員	6番 上嶋 和志議員
7番 川染 洋議員	8番 狩野 正雄議員	9番 吉田 稔議員
10番 安藤 幹夫議員	11番 埴渕 賢治議員	

4 欠席議員（なし）

5 本会議に説明のため出席したもの

町 長	吉 田 弘 志
農業委員会会長	櫻 井 公 彦
教育委員会教育長	大 井 和 行
代表監査委員	野 村 英 雄

6 町長の委任を受けて説明のため出席したもの

副 町 長	松 本 新 吾
総 務 課 長	喜 井 知 己
企画財政課長	渡 辺 利 信
町 民 課 長	島 かおる
農業振興課長	菅 原 義 正
建設水道課長	津 田 祐 治
商工観光課長	西 科 伸 之
兼ジオパーク推進室長	
福 祉 課 長	佐々木 康 人
瓜 幕 支 所 長	檜 山 敏 行
病 院 事 務 長	菊 池 光 浩
子育てスマイル課長	浅 野 富 夫
消 防 署 長	内 海 卓 実
会 計 管 理 者	松 井 裕 二
総務課総務係長	武 者 正 人

企画財政課財政係長 佐藤裕之

7 教育委員会教育長の委任を受けて説明のため出席したもの

学校教育課長 大前健也

社会教育課長 浅野悦伸

8 農業委員会会長の委任を受けて説明のため出席したもの

事務局長 櫻庭力

9 議会事務局職員出席者

事務局長 黒井敦志

書記 坂井克巳

平成29年 3月 7日（火曜日）午前10時00分 開議

○議長（埴淵賢治）

ただ今から平成29年第1回鹿追町議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。本日の議事日程はお手元に配布のとおりであります。

日程1 会議録署名議員の指名

○議長（埴淵賢治）

日程1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第125条の規定によって3番、畑久雄議員、4番、台蔵征一議員を指名します。

日程2 会期の決定について

○議長（埴淵賢治）

日程2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。本定例会は、本日から3月24日までの18日間としたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（埴淵賢治）

異議なしと認めます。本定例会は、本日から3月24日までの18日間とすることに決定しました。

日程3 諸般の報告

○議長（埴淵賢治）

日程3、諸般の報告を行います。議長としての報告事項は、印刷をしてお手元に配布のとおりであります。内容をご覧の上、ご了承願います。次に監査委員から平成28年11月分、12月分、平成29年1月分の出納検査報告書が提出されました。この写しをお手元に配布してありますのでご参照ください。これで諸般の報告を終わります。

日程4 行政報告

○議長（埴淵賢治）

日程4、行政報告を行います。吉田弘志町長。

○町長（吉田弘志）

平成29年第1回の鹿追町議会定例会が開催をされるにあたりまして、行政の諸般についてご報告を申し上げます。2月1日から2月の10日まで町内における懸案事項の説明会を実施をしています。12カ所にわたって実施をいたしました。若干、今年は参加が前

年度よりも多かったわけでありませうけれども、主な内容としては29年度の予算等々の主だったものについて若干触れさせていただきながら、昨年度の台風の対応等々についてお話をさせていただきました。またエキノコックス助成の関係、こうした対策等々についても非常に効果があったということについてお話をしたわけでありませうけれども、農村地域については非常にこの件については関心が高く、さらに今後、的確な対応を望むという声が寄せられたところでもあります。2月の3日、十勝地域づくり連携会議ブロック別会議が本町を会場に実施をされたわけでありませうが、十勝振興局長、そして帯広開発建設部の部長他9名のスタッフがお出でいただきまして、士幌、上士幌、鹿追、新得、清水、芽室等々が集まって協議をしたところでありませうけれども、地域づくりのビジョン、それから28年の台風の状況、それからエネルギー政策について、あるいは公共施設マネジメント等々についての意見交換が実施をされたところでもあります。2月の4日、ストニイプレイン町の滞在者、ジェシー・ランブライトさんがお出でいただきまして、これについては28日間、本町に滞在をいただいたところでありませうけれども、次々とですね本町が掲げている海外からの移住、短期移住ということでの来町ということで、氏は既に帰国をしておりますけれども、昨日、新たな方がお出でをいただいているところでございます。2月の4日、とかち鹿追ジオパーク学会2017ということで実施をされておりますけれども、これには道内各地から112名の方が出席をいただいて、それぞれ講演をいただいたところでありませうけれども、帯広畜産大学、それから北海道大学、福山市立大学等々の教授がお出でをいただきまして、この大雪山国立公園に広がる自然環境、文化的な価値等々についての講演をいただいたところでもあります。この事業については環境省の支援を受けて、共催ということで実施をさせていただきました。2月6日、農村活性化シンポジウムということで人口減少化における活力ある農村地域づくりということで札幌市で開催されているわけでありませうけれども、これについては北海道が主催をしての事業であります。真狩村、天塩町等々が事例報告をした後にですね、元東大教授の生源寺氏が講演をし、さらにその後、シンポジウム等々が実施をされたところでありませうけれども、私もパネラーの一人としてこれに参加をさせていただきました。内容としては農業経営の多角化、高度化について、あるいは担い手確保の問題、人材育成について、また都市と農村の交流等々についてをテーマとして話し合われたところでもあります。2月8日、農業推進方策懇話会ということで、これはJA鹿追の会議室で実施をされたわけでありませうが、議員の皆さん方も参加をいただきまして50名の参加のもとに29年の農業、昨年への反省にたつてのさらなる農業の進

展に向けてのさまざまな意見が出されたところでありますけれども、やはり労働力の不足ということが顕著な意見として非常に強かったというふうに考えておりますし、また拡大志向の中でやはりゆとりということについても農業としての今後の課題というようなご意見も出されたというふうに思っております。2月の13日、第5回のメイヤーズフォーラムということ、これは新しいまちづくりということでの、これは知事の肝いりでのフォーラムのようでありますけれども、本町と当別町がモデル地域として決定をしていただきまして、それぞれの町の首長がですね、これらについての事例を発表したということでございます。2月の14日、第37回全国スケート大会が実施をされておまして、本町からも5名の中学生諸君が参加をしております。予選を通過してですね、参加をしているわけですが、一番良かったのは大西遥、鹿追中学校3年でありますけれども、500メートルで全国12位であります。また同じく鹿追中学校の菅原広希、これ1年生でありますけれども3,000メートルで全国16位ということでもあります。あとはですね、決勝に進めなかったという状況でございますけれども、まだまだこの菅原君については低学年でありますから、そういう意味では将来、非常に有望な選手が鹿追に育ちつつあるということがいえるのではないかとこのように思っております。2月16日、農業農村の振興施策に関する意見交換会ということで、これは農林水産省の主催で札幌市で開催をされたわけでありますけれども、農地再編等々の関係で、私もここに呼ばれたわけでありますけれども、今後の基盤整備のあり方についていろいろお話をされたということでもありますし、また人口問題ということについても、過疎問題と農業ということでの話もあったわけですが、私の方からは特にやはり人口が減っていく中で農村のインフラ等々の整備あるいはネット環境、ネットインフラですね、これもやはり光ケーブルが隅々まで敷設をされなければ、やはり今後のですね、農村への移住ということについては、若い人たちはそういう環境を重視をされている中で、ぜひともですね、国としては農業問題として、かつては総務省がこれらの事業について推進、旗振り役をしておりましたけれども、むしろ農水がそういう旗振りをすべきだというお話をさせていただきました。2月の18日、19日、先ほど黙祷を奉げましたけれども、前町長、岡野友行氏の通夜、告別式が行われております。2月の23日、鹿追駐屯地司令が今回、離任をされるということであいさつに見えておりますけれども、正式にはまだ辞令が出ていないわけでありますけれども、もう少し本人としては鹿追で記念式をですね、終わらせて、それからという気持ちもあったようでありますけれども、請われて今回は転勤ということでもあります。今後ですね、送別会等々が

順次計画をされているようでございますのでよろしくお願いを申し上げたいというふうに思っております。2月の23日、北海道水素地域づくりプラットフォーム平成28年度ということで帯広市の方で行われているわけでありましてけれども、これには北海道大学の名誉教授、佐伯氏、そしてさらに北海道大学のですね、近久氏、それから准教授の石井氏等々の講演等々があって、その後ですね、鹿追の水素関係についてのお話を私が若干の時間をいただいてやったわけでありましてけれども、私の方からはなぜ水素と鹿追町が関係をするのか、いわゆる家畜糞尿のバイオガス、メタンガスを使っての水素製造ということでの環境省のテーマの選定、加えて農村地域での水素の活用と新しいエネルギーとしての今後の展開、農村地区で行うべしという、そういう考えもあって本町にそうした事業が行われたというお話をさせていただいたところでもあります。2月の28日、今後で、もうすでに終わりました。すみません。瓜幕駐在所の開所式が実施をされたところでございます。以上、報告をさせていただきました。ありがとうございました。

○議長（埴淵賢治）

これで行政報告を終わります。

日程5 町政執行方針

○議長（埴淵賢治）

日程5、町政執行方針の説明を行います。吉田弘志町長。

○町長（吉田弘志）

未曾有の大災害に見舞われた十勝、迅速な激甚指定のもと復旧作業が進む中、新しい年度を迎えようとしている今日であります。世界的にも、国内的にも、想定外で先行きの不透明な事柄が頻発をする中、地方自治体では人口減少や、事業予算が不足など諸問題が山積し、住民ニーズも高まる一方であります。国や北海道は、地方創生を軸に地方の人口減少を食い止めるとしておりますけれども、その止まる気配はないわけであります。こうした中、地方自治体は、今こそ自らの創造性と、あらゆる潜在資源を生かしたまちづくりを推進し、可能な限りの政策を積極的に展開し、町民皆さまの期待に応えなければならないと考えるものであります。限られた財源を駆使して、我らが郷土鹿追を輝く北の星として21世紀に羽ばたく町に、と考える者であります。ここに平成29年度一般会計及び全特別会計の提案をいたしますのでご審議賜りますようお願い申し上げます。

当初予算及び財政状況について申し上げます。予算の規模は、一般会計が65億2,600万円、前年度比17.8%、14億1,300万円の減となり、6特別会計を加えた

全会計の総額が93億1,000万円で、同12.9%、13億8,000万円余の減となりました。歳入では、国庫支出金が前年度比47.7%増の3億8,400万円を計上しましたが、町営牧場育成舎等の大型事業終了に伴い、町債は同68%減の4億3,200万円、繰入金は同44.3%減の4億4,800万円、諸収入は同35.4%減の4億5,300万円を見込んだところでございます。歳出では、水槽付消防ポンプ車、小型ロータリー除雪車、スクールバス、これら3台の車両更新費用として約1億円、こども園実施設計で3,000万円を計上いたしました。また、鹿追小学校のタブレットパソコン導入により、町内の小中学校におけるICTを活用した教育環境が整備されたところであります。また、昨年8月、各地に大きな爪痕を残した台風被害でありますけれども、然別湖水産ふ化場をはじめ、まだ残されている災害復旧作業に引き続き取り組んでまいります。本町の財政状況は、各種関係数値が示すとおり健全性を維持をしております。財政健全化法に基づく平成27年度の実質公債費比率は前年度比0.1ポイント増の7.6%、将来負担率比率は同7.9ポイント減のマイナス19.2%であります。経常収支比率につきましては、前年度0.2ポイント減の77.3%で、全道平均と比較をいたしますと10ポイントばかり下回っているところであります。今後におきましても、健全性を維持をしながら、計画的な効果的な財政運営に努めてまいりたいと考えております。

次にまちづくり関係について申し上げます。本町は、第6期総合計画及びまち・ひと・しごと創生総合戦略に基づき、本町ならではの地域特性を踏まえ、農業・観光・教育の3本柱に福祉・医療などの枝葉を広げつつ、地域活性化の方策を講じてまいります。地方創生関連事業では、繰越事業として、「瓜幕バイオガスプラント余剰熱を利用したハウス野菜栽培施設の整備」と「自然体験留学における親子留学用住宅の整備」を実施してまいります。国際交流では、国際交流員を引き続き1名を任用し、鹿追町・ストニイプレイン町住民長期滞在体験事業等によりさらなる交流促進を図ってまいります。陸上自衛隊鹿追駐屯地維持拡充につきましては、隊員の充足と住宅環境の整備等、議会、関係諸団体、町民皆さま及び警備地区のご理解とご協力をいただきながら力強い運動を進めてまいります。都市と農村の交流事業では、民間交流を契機にさまざまな交流が行われている東京都台東区と年度内に、産業及び環境の2分野について、「連携に関する協定」を締結し、さらなる友好連携交流を推進してまいります。また、行政活動の支援としては、「(仮称)行政区等活動活性化推進補助金制度」を平成29年度をめどに創設をいたします。これは、人口減少・少子高齢化・医療介護問題・頻発する災害への対応など、山積するさまざまな行政課題を

全ての町民が認識・共有し、ともに解決していく「互助・共助の社会」を目指すものであり、これまで一部の行政区で実践をされてきたこれらの活動を町全体に広げ、住民活動、自治活動の活性化につなげることを目的とする補助金制度であります。鹿追高等学校看護科誘致につきましては、地方における看護師不足を少しでも解消し、地域医療を守り続けるため、地域で人材を育成することが極めて重要であることから、引き続き粘り強く実現に向けて活動してまいります。行財政改革につきましては、住民ニーズの多様化・複雑化する中で、効果的、効率的な行政運営を進めるため、行政自身のスリム化・公共料金の見直し等を進めてまいります。

町民課関係について申し上げます。町税につきましては、町民皆さまの高い納税意識に支えられ、高い収納率を維持しております。今後も納税に関する理解を求めるとともに、税の理念である公正・公平を図り、地方税法を遵守し確実な課税・納税を推進してまいります。防災・防犯・交通安全関係につきましては、道路新設等に伴う危険箇所の把握と実態調査を行い、地域住民の協力や新得警察署、各種団体と連携し、安心安全なまちづくりを進めてまいります。生活環境関係では、昨年実施いたしましたエキノコックス駆除対策事業を継続し、住民への感染を予防し、生活環境を整えてまいります。ごみ関係では、最終処分場の閉鎖期限を考慮し、今後の方向性を定めてまいります。戸籍窓口関係につきましては、法令遵守の下、迅速かつ丁寧な窓口対応と、適正な事務処理により、行政サービスの向上に努めてまいります。

瓜幕支所関係につきまして申し上げます。瓜幕地区の振興につきましては、ウリマックホールを核として、ライディングパーク、道の駅うりまく、うりまく夢創造館等各施設を活用しての自治活動やサークル活動、さらにはパークゴルフや乗馬体験・レッスン、馬に関する各種イベントなど年間を通しての利用促進を図り、地域活性化に努めてまいります。また、国道274号整備につきましては、国との協議を一層密にして早期完成に努力をさせていただきます。

農業関係について申し上げます。平成28年度の本町農業は、春先は天候にも恵まれ、豊作が期待をされましたけれども、6月、7月の長雨、8月の上陸した4つの台風に伴う豪雨により、農産関係では、多くの作物で平年収量を下回りましたが、生乳生産量が初めて11万トンを超え、畜産の好調もあり、農業生産額は昨年の史上最高額に次ぐ210億500万円となりました。災害に見舞われた中でこのような結果を出された、農業者の皆さまのご努力と、関係機関のご尽力に改めて敬意を表する次第であります。また環太平洋

連携協定につきましては、アメリカのトランプ新大統領が離脱を宣言し、今後どのような方向に進むのか不透明な状況ではありますが、これらの情勢に関わらず、国際競争を見据えた足腰の強い農業の確立が緊要と考えているところであります。平成29年度、農政、畜産関係推進事項では、国内農業の体質強化に向け、国の予算が重点配分されており、国、道及び関係機関・団体と連携をとりながら、迅速な対応を図ってまいります。また、JAとの連携した農業支援の継続と経営の安定化、競争力強化の取り組みを推進してまいります。町営牧場は、育成牛舎を増設整備しており、引き続き生乳生産の増産体制を支援してまいります。中鹿追及び瓜幕バイオガスプラントにつきましては、安全かつ適正な運営とともに、平成29年度より瓜幕バイオガスプラントの余剰熱有効活用を進めてまいります。また、中鹿追バイオガスプラントで進められております環境省による水素サプライチェーン実証事業が本年度に稼動いたしますので、すでに稼動しておりますけれども引き続きこれについて協力してまいり所存であります。農業基盤整備につきましては、国営農地再編事業及び道営事業により、計画的かつ着実に整備を進めてまいります。また、美蔓貯水池の周辺の整備についても年次的に進めてまいりたいと考えております。また、干しいもをはじめとする農業の6次産業化を推進し、加工品の生産販売に取り組み、新規作物の生産拡大につなげてまいりたいと考えています。新規就農・担い手対策につきましては、町、農業委員会、JA等関係機関による検討・協議を引き続き進めてまいります。

農業委員会について申し上げます。農業・農業者の公的な代表機関として、農地の確保と有効利用、意欲ある担い手の育成・確保など、農業経営の支援に向けて関係機関と一体となって、農地行政を推進してまいります。新規就農・担い手対策につきましては、今後の方向性を見据え、関係機関及び諸団体の皆さまとの協議を引き続き進めてまいります。また、農業や農地に関する相談、農業者の生活の安定と福祉向上のために、継続して農業者年金の加入を促進してまいりたいと考えています。

保健福祉関係について申し上げます。まち・ひと・しごと創生総合戦略の基本的視点である「若い世代の結婚・出産・子育ての希望の実現」及び「超高齢化社会を見据えた地域の構築」を踏まえた福祉行政を進めてまいりたいと考えています。子育て支援では、子育て家庭のさまざまな負担の軽減を図る施策として、特定不妊治療費の助成や妊婦一般健康診査受診料の全額負担、あるいは妊産婦安心支援出産事業による交通費の助成を継続して行い、さらに平成29年度から不育症治療費の助成など、切れ目のない保健対策を展開してまいりたいと考えております。保健事業につきましては、特定健診をはじめ、各種検診の受診

率向上に努め、町民の健康対策に引き続き力を入れてまいります。また、検査データと生活習慣の内容分析を進め、個々の特性を踏まえた効果的かつ効率的な保健指導を実施してまいります。高齢者福祉・介護保険事業につきましては、本町に適した地域包括ケアシステムの構築に向け、ボランティア活動の推進を図る「サポートポイント制度」や「介護予防・日常生活支援総合事業制度」、「認知症施策」を医療機関、社会福祉協議会等と連携しながら平成29年度より開始をし、安心安全な地域社会づくりに努めてまいります。障がい福祉につきましては、障がい福祉計画に基づいて障がい者や障がい児に対する正しい理解の普及に努めてまいります。国民健康保険事業、後期高齢者医療制度につきましては、継続的な健康管理事業の推進により、医療費の抑制に取り組むことで、適正な医療保険運営に努めてまいります。

子ども、子育て関係について申し上げます。乳幼児期は将来の人格を培う上で最も重要な時期であり、子どもの夢と希望を持って、健全にたくましい成長することができるような社会全体で支えていくことが大切であることから、認定こども園、子育て支援センターを中心に、保護者のニーズに応えるよう努めてまいります。こども園施設整備につきましては、建設に向けての実施設計を行なっております。発達支援センターにつきましては、療育を必要とする子ども、発達状況に心配を抱える保護者支援の視点から、専門機関と連携を密にして、一人一人の個性を伸ばすことで、日常生活能力の向上と自立を促すなど、その子に合った療育支援を行なっていきたいと考えております。

商工観光関係について申し上げます。観光につきましては、昨年の状況を見ますと、紅葉時期の台風被害により鉄道、国道が不通になり観光客の減少が見られたところでありますけれども、平成29年度は滞在型の観光を中心に進めてまいります。然別湖畔園地は2カ年の整備を終えて、環境が整ったところであり、観光地としての顔となるよう地域一体となり、より魅力的な観光地を形成してまいります。この他、道内でも先駆的な取り組みであるグリーンツーリズムなど、鹿追町ならではの観光資源を生かしながら観光サービスの点と点を結び、面とする取り組みを進めてまいります。商工業につきましては、商店や事業所の経営安定を図るため、商工会と連携し、活力ある商業環境づくりを進め、商店街の活性化を図るなど、町のにぎわいづくりや商業の振興につながる取り組みを進めてまいります。また昨年はチョウザメ屋外飼育施設の拡大を行い、現在約1,900尾を飼育しており、安定的に飲食店への出荷を図るとともに、町の新たな特産品とするべく、加工品等の研究開発をチョウザメ研究会とともに進めてまいります。農村青年会が実施しており

ますマンゴー栽培につきましては、昨年初めて出荷を行うことができたところであることから、さらに高品質で収穫量を増やすように、引き続き支援をしてまいりたいと考えております。ジオパーク関係について申し上げます。昨年、ビジターセンターのリニューアルオープンをし、町内外から多くの方々が訪問をいただいているところでありますが、今後とも一層、施設の充実に努めてまいります。特に鹿追町の大地の成り立ちを説明するプロジェクトマップは好評で来場者から高い評価を得ており、さらに多くの方に楽しんでいただけるように、ジオパークガイドの養成やガイドブックの発行、ツアー・講座開催等を進めてまいります。また、平成29年度は4年に1度の再認定審査の年となっております。この審査を一つの節目ととらえまして、その節目に向けての、町民皆さまや各関係機関との連携を強化しジオパーク活動のさらなる推進に努めてまいります。

建設関係及び公園・花関係について申し上げます。道路・橋梁関係につきましては、長寿命化計画を基に継続事業の早期完成を目指します。また、環境省の二酸化炭素排出抑制対策事業により、町内の街路灯全てをLEDに取り換え、環境に配慮したまちづくりを進めてまいります。国道、道道につきましては、国道274号「瓜幕事故危険区間事業」が中心部となるJA交差点付近の工事に取り掛かる予定となっております。道道鹿糠線につきましては、昨年の台風以後通行止めとなっていることから、引き続きこれらについての開通について強く要望してまいる所存であります。住宅関係については、長寿命化計画を基に、老朽化住宅の用途廃止、解体による住環境の整備と個別改善を計画的に進めてまいります。公園関係につきましては、利用者ニーズに対応して、千の公園健康トイレの洋式化改善を行います。また、鹿追パークにつきましては進入路との整備、民間事業者による旧三坂邸のカフェ改修等により、魅力度を高め、集客力のある公園づくりを進めてまいります。花関係につきましても、積極的な情報発信と新会員の発掘に努め「花による美しい街と、豊かな景観づくり」の推進に努めてまいります。上下水道につきましては、道営事業による東瓜幕営農用水の再整備に取り組み、また、然別湖畔浄化センターの長寿命化機器更新、個別排水処理施設設置事業の継続により、町内のどこに住んでいても質の高い快適な生活ができるように努めてまいります。

消防関係について申し上げますが昨年は、自然災害が猛威を振るった一年となり、8月には一連の台風による被害が全国各地で発生し、管内においても河川が氾濫するなど、多くの人的被害や住宅被害が発生して、防災の難しさと災害対策の重要性を痛感しているところでもあります。このことから、災害に対する「備え」の重要性に鑑み、昨年4月よりス

ターゲットした広域消防体制のさらなる充実・強化を図り、瓜幕地区の防災の拠点となる鹿追消防団第2分団の水槽付消防ポンプ自動車の更新を進めてまいります。今後とも、町民の付託に応え得られるよう、消防力の充実に努めてまいりたいと考えております。

学校教育関係について申し上げます。グローバル化や急激な情報化など、変化する時代においては生涯を通じて学び、考え、夢と志の実現のためにチャレンジし、自らの人生を切り拓く、より良い社会づくりに貢献していくことのできる人間を育成することがますます重要になってまいります。そのために、教育行政執行方針に示すものの他、地域の信頼に応えつつ、児童・生徒の「確かな学力」・「豊かな心」・「健やかな体」をバランス良く育み、個性や才能を伸ばす魅力ある教育活動を進めてまいりたいと考えております。

社会教育について申し上げます。個人の自由な時間が増えたことや、価値観やライフスタイルの多様化等により、地域社会の人間関係が希薄になる中、ゆとりや生きがいのある人生を送るため、生涯学習の推進に努めてまいります。スポーツ振興につきましては、町民ひとり1スポーツを推進し、体育連盟等の活動と国際大会等に出場するトップアスリーの育成にも支援してまいる所存であります。また、総合スポーツセンターの耐震化と施設の機能強化を図った工事が終了し、今後も町民皆さまが安心安全に利用できる学びの環境の充実に努めてまいります。

町立国民健康保険病院関係について申し上げますが、町立病院の経営を取り巻く環境は、依然として厳しい状況にありますが、当病院では通常診療に加えて、夜間診療や専門科診療を継続して実施し、疾病予防、治療、リハビリを効果的に結び付け、町民皆さまが安心して生活できるよう、信頼される病院を目指して努力をしてまいります。結びにあたりまして、以上説明をさせていただきましたが、全体的には前年度と比較をいたしますと予算規模としては縮小されておりますけれども、将来に備えてできる限りの積極的な予算としたつもりであります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。ありがとうございました。

○議長（埴淵賢治）

これで、町長の町政執行方針の説明は終わりました。

日程6 教育行政執行方針

○議長（埴淵賢治）

日程6、教育行政執行方針の説明を行います。大井和行教育長。

○教育委員会教育長（大井和行）

平成29年第1回鹿追町議会定例会にあたり、教育行政執行の方針を申し上げます。急速な情報化の進展や技術革新、グローバル化など、社会は私たちの想像をはるかに超えた速さで変化しております。こうした変化の中においては、子どもたちが夢や目標を持ち、たくましく生きていくことができるよう、新しい時代を見据えた教育の充実を図ることが重要です。鹿追町が持続的に発展し、地方創生を実現するためには、地域の発展を支える教育の役割を認識し「主体的にかかわり、考え、行動できる子ども」を目標に、必要な学力、体力、豊かな心の育成を図るとともに、町民が主体的に学び地域社会の担い手として活躍できる生涯学習社会の形成に努めてまいります。そのため、さらに、学校教育と社会教育との連携を強化し、町民の期待と信頼に応える教育行政を推進いたします。以下、学校教育、社会教育の順に、教育行政推進の重点的な取り組みについて申し上げます。

重点的な取り組みの1点目は、「確かな学力を育成し、社会で自立的に生きていく基礎を培う教育の推進」について申し上げます。昨年度の全国学力学習状況調査の結果では、小学6年生については、国語・算数とも全道平均を上回る結果となりました。一方、中学3年生に関しましては数学に課題がありましたが、全道平均とほぼ同様の結果となりました。各学校においては授業改善や個別の学習支援をはじめとする日々の積み重ねを基本とし取り組み、学ぶことの大切さを理解し、意欲的に取り組む児童生徒が多くなるなどの成果が現れております。しかし、その一方で「家庭学習時間と読書時間の短さ」に課題があり、こうした児童生徒の現状や課題に対する問題意識を持ち、学力向上の取り組みに対する指導と支援を充実してまいります。特別支援教育につきましては、子育て支援センターや各種機関と連携し、一人一人の教育的ニーズに応じた指導の充実にも努めてまいります。重点的な取り組み2点目は、「幼小中高一貫教育の推進」について申し上げます。本町は、平成15年度より文部科学省の研究開発学校の指定を受け一貫したカリキュラム研究を進めてまいりました。本年度は第5期研究開発学校指定の最終年度を迎えることから、英語を基本とした国際理解教育の確立など、研究の総まとめを行います。特に、認定こども園から高校生までの13年間を見通した教育活動は、学習意欲の向上をはじめ英語力の向上、児童と生徒間の交流による思いやりの心の醸成、教職員の指導力向上などの成果が表れており、研究開発学校指定終了後におきましても、今までの取り組んでまいりました研究開発の成果をどのような形で継続していくかについて検討してまいります。また、高度情報社会の到来に対応した人材の育成を目的とし、小学校4年生以上の児童全員にタブレットパソコンを一人1台の配備を進めており、平成29年度には未整備であります鹿追小学校に配備

し、ICT教育の推進を図ります。重点的な取り組み3点目は、「家庭や地域に開かれた信頼される学校づくりの推進」について申し上げます。学校には家庭や地域社会と連携協力の上学校経営を図る必要があり、地域や子どもたちの実情に応じて主体的に創意工夫のある教育活動の展開、保護者や地域住民の参画しやすい環境を整え、学校が組織的・継続的にその運営の改善を図ることにより、信頼される学校づくりを進めてまいります。特に、全国でも導入が進んでおります学校運営協議会制度(コミュニティ・スクール)の設置について検討してまいります。また、教職員の信頼の確保につきましては、各種研修会を通じて、資質能力の向上を図るとともに、コンプライアンス意識を高めてまいります。重点的な取り組みの4点目は、「豊かな心と健やかな体を育成する教育の推進」について申し上げます。体力の向上につきましては、平成28年度全国体力・運動能力調査結果では、小学生は上体起こし等に課題はあるものの、他の種目は、概ね全道平均を上回る結果でした。一方、中学生は全種目で全国平均を上回る結果となり、今後も体育・保健体育科の授業はもとより、日常において体力の向上が図られるよう努めてまいります。道徳教育につきましては、児童生徒の人格形成に重要かつ不可欠なものであり、平成30年度から道徳の時間が教科化されることを見据え学校への指導資料の提供や、教職員を対象とした研修会等を図ってまいります。いじめや非行の防止につきましては、全教職員が問題意識を高め、校長をリーダーとする組織体制を強化するとともに、児童生徒の主体的な活動などを通じて未然防止の取り組みを徹底してまいります。また、児童生徒の健康保持増進の取り組みとして進めておりますフッ化物洗口は、1人当たりの虫歯本数が年々減少してきており、引き続き進めてまいります。学校給食につきましては、安心安全な給食の提供はもとより、地産地消の推進に一層努めてまいります。

次に社会教育の推進について申し上げます。平成25年度から29年度を期間とする「第3次鹿追町生涯学習中期計画」が最終年を迎え、計画の理念であります「自ら学び行動する心豊かな人づくり」のため、地域資源を生かし、町民の皆さん一人一人の生涯にわたる学習意欲を高め、豊かな心と自立の力を育て、人と人とが連携するまちづくりを進めてまいります。具体的には、活動の核となる町民ホール等施設の活用と町民の主体性が発揮される学習機会の創造を促し、学習の成果が新たな学習要求への連鎖を生み出すような、学習と実践の循環が生まれるよう進めてまいります。また、平成30年度から平成34年度を期間とする「第4次鹿追町生涯学習中期計画」の策定事業にも着手してまいります。個別施策の取り組みでは、家庭教育につきましては、鹿追町の子どもたちの健やかな成長を

願った「鹿追町すくすく運動」を今年も継続して行い、生活習慣の向上を図り、学校と家庭、地域との連携のもと、地域ぐるみで子どもの育成に取り組んでまいります。少年教育につきましては、少年期は心身の成長が著しく、心と体の両面をバランス良く育成することが必要です。地域子ども会育成連絡協議会などと連携し、子どもたちが見覚えたり、見習うことのできる機会と場を提供し、異年齢の子どもたちが遊びや自然体験などを通して、責任感や協調性、他人を思いやる心を育ててまいりますとともに放課後の居場所づくり等、少年教育の充実を図ってまいります。青年教育につきましては、ピュアモルトクラブでは、自らの資質の向上とネットワークを形成するために、異業種・世代間・他町村などとの交流や学習を積極的に行い、幅広い視野と豊かな社会性・人間関係を構築できる青年教育の充実を図ってまいります。成人教育につきましては、学校教育で習得した知識や技能をもとに、趣味や教養に関する学習や社会・経済の変化に対応するために必要な学習など、ニーズに対応したさまざまな学習機会の充実を推進してまいります。また、女性の知恵と熱意で、明るく豊かなまちづくりを目指し実践している女性まつりやボランティア活動などの支援を進めてまいります。高齢者教育につきましては、高齢期を迎えても、社会の変化に適切に対応して、積極的に社会参加を進めていくには、生涯にわたって学習することが重要です。このため公民館活動や高齢者学級をはじめとするさまざまな学習機会を提供するとともに豊富な知識と経験が生かせる場の確保に努めてまいります。芸術と文化につきましては、音楽、演劇、舞踊等の芸術文化は人々に感動や生きる喜びをもたらし、人生を豊かにするものです。文化連盟をはじめ各文化団体と協力のもと学習成果が発表できる機会の充実と良質な芸術文化に接する機会を創出してまいります。神田日勝記念美術館につきましては、地域に根ざした美術館づくりを目指して、特別企画展や常設展・各種展覧会を開催することにより、神田日勝の画業の顕彰を行います。また学校と連携し郷土学習の一つとして「神田日勝」についての学習を推進してまいります。図書館につきましては、学びやふれあいの場としての図書館づくりを目指して、多くの人が気軽に立ち寄れる学びの環境を整えます。また、利用者に対し必要な情報を提供し、学習活動の手助けとなるレファレンス事業を推進してまいります。文化財保護につきましては、文化財は長い歴史の中で生まれ、育まれ、今日まで守り伝えられてきた貴重な財産です。「郷土鹿追」の文化財の保存に努め、郷土資料保存館等を活用した学習を推進してまいります。スポーツ振興につきましては、町民ひとり1スポーツを推進するため、体育連盟などと協力しながら、各種教室や大会を通して、子どもから高齢者までが「いつでも、どこでも、だれでも」スポ

一ツを楽しむことのできる学びの環境を整え、町民の健康維持と体力増進に努めてまいります。また、国際大会等に出場する選手を育成するためのトップアスリートを支援してまいります。以上、教育行政に関する主要施策について申し上げましたが、町民皆さまの負託に応えるため、本町の教育、文化、スポーツの振興に最善の努力を傾注いたしたく、町理事者、町議会、町民各位のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げ、平成29年度の教育行政執行方針とさせていただきます。

○議長（埴淵賢治）

これで、教育長の教育行政執行方針の説明は終わりました。

ここで暫時休憩とします。再開は11時10分とします。

休憩 11時00分

再開 11時10分

○議長（埴淵賢治）

休憩前に引き続き会議を再開します。

日程7 議案第2号 鹿追町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について

日程8 議案第3号 鹿追町行政手続における特定個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（埴淵賢治）

日程7、議案第2号、鹿追町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について、日程8、議案第3号、鹿追町行政手続における特定個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について、以上2件については、議事進行上、一括して提案説明と質疑、討論を行い、議件ごと採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（埴淵賢治）

異議なしと認めます。以上2件について、提案理由の説明を求めます。松本新吾副町長。

○副町長（松本新吾）

議案第2号は鹿追町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について、議案第3

号、鹿追町行政手続における特定個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。関連がありますので一括して説明させていただきます。提案理由を申し上げます。個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律が平成27年9月9日に改正され、預貯金口座へのマイナンバーの付番、医療分野における利用範囲の拡充、地方公共団体の要望を踏まえた利用範囲の拡充の3点が改正され、平成29年5月30日から施行されますことから関係する条例の一部を改正するものであります。内容につきましてご説明いたします。鹿追町個人情報保護条例の一部を次のように改正するといたしまして、第2条は定義の規定であり、第32条の3は特定個人情報の利用停止請求権の規定であり、それぞれ法律の改正に伴い文言を整理するものであります。次に附則は施行期日の規定であり、この条例は、平成29年5月30日から施行するとするものであります。

次に議案第3号は、鹿追町行政手続における特定個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。改正内容をご説明いたします。鹿追町行政手続における特定個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を次のように改正するといたしまして、第1条は主旨の規定であり法律の一部改正に伴う文言の整理であり、別表1は、第4条第1項に定めます個人番号の利用範囲を定めたもので、8の鹿追町特定公共賃貸住宅管理条例による家賃に関する事務は、法律の中で規定されましたことから独自利用事務から削除し、「9」以下をそれぞれ繰り上げ、別表2につきまして同様に改めるものであります。次に附則は、施行期日の規定であり、この条例は、平成29年5月30日から施行するとするものであります。以上、鹿追町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について及び鹿追町行政手続における特定個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを一括してご説明申し上げます。ご審議の上、議決を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（埴淵賢治）

これから質疑を行います。9番、吉田稔議員。

○9番（吉田稔）

今、マイナンバーの交付状況等々を含めてですね、本申請というのかな、要するに写真を添付して番号をもらうということの実態的な作業がね、どこまで町民に知れ渡っていて申請があったのか。まず、その点をお伺いします。

○議長（埴淵賢治）

島町民課長。

○町民課長（島かおる）

はい。ご質問にお答えいたします。マイナンバーでございますけれども、これは1月末現在の数字でございますけれども、申請件数が539件で既に申請されております件数、468件という状況でございます。

○議長（埴淵賢治）

9番、吉田稔議員。

○9番（吉田稔）

まあこれ国の定めによるいろんな事務効率の簡素化等々含めて効率化を上げていくというのが主たる目的、またマイナンバー制度を全面的に拡大していきながら、最終的には納税等々、今、納税の一部も行われているはずだけれどもね、そういった面についてやはりあのもう等しく町民に浸透させていく手段等々含めてね、どのような計らいを今後すべきか。また、していかなければならんか。その辺も再度、お尋ねをしておきたいなど。

○議長（埴淵賢治）

島町民課長。

○町民課長（島かおる）

はい。あのこのカードにつきましてはですね、求められているという部分も含めまして町民の方、かなり必要であると、それから必要に迫られている方もいらっしゃるようでございますが、今後この個人番号カードにつきましては、当然、国の施策で必要、求められることが多くなるということからですね、定期的に広報等で町民へ呼びかけてまいりたいと考えております。

○議長（埴淵賢治）

9番、吉田稔議員。

○9番（吉田稔）

今の方向性でいいんだろうけれども、率先してね、役場職員の給料の振り込みなんかもマイナンバーを利用してやっているのかなと思うんだけど、そこら辺りも順次、検討

されていて、行政万般にわたってのね、そういった利用の部分を促進していくということにつながっていけるような、数字を考えているのかどうかね。それ辺りも含めて質問させていただきたい。

○議長（埴淵賢治）

喜井総務課長。

○総務課長（喜井知己）

はい。今、主に島課長がお答えしたとおりでございます。実は職員でも個人カード、全員持っているわけではございませんので、それも含めてですね、職員にも周知をしていきたいというふうに思っております。

○議長（埴淵賢治）

他ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（埴淵賢治）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（埴淵賢治）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより議案第2号を採決します。この採決は、この採決は起立によって行います。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

起立10名

○議長（埴淵賢治）

起立多数であります。本案は原案のとおり可決されました。これより議案第3号を採決します。この採決は起立によって行います。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

起立10名

○議長（埴淵賢治）

起立多数であります。本案は原案のとおり可決されました。

日程9 議案第4号 鹿追町町税条例等の一部を改正する条例の制定について

○議長（埴淵賢治）

日程9、議案第4号、鹿追町町税条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題と

します。本案について提案理由の説明を求めます。松本新吾副町長。

○副町長（松本新吾）

議案第4号は、鹿追町町税条例等の一部を改正する条例の制定についてであります。はじめに提案理由を申し上げます。地方税法、特定非営利活動促進法の一部を改正する法律及び社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律等の一部を改正する法律が、平成28年11月28日公布され、消費税の引き上げ時期が平成31年10月1日に延期されましたことから所要の改正を行うものであります。主な改正点は2点で、1点目が個人住民税の住宅借入特別控除の適用時期の2年半の延長、2点目が法人町民税法人税割の税率引き上げ及び自動車取得税の廃止に伴う自動車税及び軽自動車の環境性能割の導入時期の平成31年10月1日までの延期であります。改正内容についてご説明いたします。第1条、鹿追町町税条例の一部を次のように改正するといたしまして、第36条の2は町民税の申告の規定であり文言の整理を行うもので、附則第7条の3の2は、住宅借入金特別控除の適用期限をそれぞれ2年半延長するものであります。「第2条の第1条の見出し」から、9行下の「附則第16条の改正規定を次のように改める。」までの条文につきましては、法人税割の税率引き上げ及び軽自動車税の環境性能割の導入時期が、平成31年10月1日まで延期になったことによる条文の整理であります。次に、附則第16条第1項中から、次ページ6行目になります「第1条の次に次の1条を加える。」までの条文につきましては、軽自動車税のグリーン化特例の1年延長に伴う条文の整理であります。「第1条の2」から10ページ後段の表の下までの「附則第16条第2項から第4項までを削る。」までの条文につきましては、軽自動車税の環境性能割の導入時期が延期になったことによる条文の整理であります。次に「附則第1条第1号を次のように改める。」から、11ページの3行目、第3号までの条文につきましては法人税割の税率引き下げ及び軽自動車税の環境性能割の導入時期が延期になったことに伴う文言の整理であります。「附則第2条の見出しを削り、」から、第2条の2までは法人税割の税率引き下げ時期が延期になったことによる施行期日の改正であります。「附則第3条の見出しを削り、」から、3行下の「同条の前に次の見出し及び1条を加える。」までの条文は、軽自動車税の環境性能割の導入時期が延期になったことに伴う適用年度の改正であります。第2条の3は軽自動車の環境性能割の導入時期が延期になったことに伴う軽自動車税のグリーン化特例の1年延長に伴う経過措置の規定であります。次に附則は、この条例は公布の日から施行し、ただし、第1条中鹿追町町

税条例第36条の2第1項ただし書の改正規定は、平成29年4月1日から施行するとするものであります。以上、鹿追町町税条例等の一部を改正する条例の制定についてをご説明申し上げました。ご審議の上、議決を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（埴淵賢治）

これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（埴淵賢治）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（埴淵賢治）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより議案第4号を採決します。この採決は挙手によって行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

挙手10名

○議長（埴淵賢治）

挙手多数であります。本案は原案のとおり可決されました。

日程10 議案第5号 鹿追町修学資金貸付条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（埴淵賢治）

日程10、議案第5号、鹿追町修学資金貸付条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。松本新吾副町長。

○副町長（松本新吾）

議案第5号は、鹿追町修学資金貸付条例の一部を改正する条例の制定についてであります。提案理由を申し上げます。これまで修学資金は4年以上の大学にあっては10万円を限度に授業料の1カ月分に相当する額、また短大、専修学校については50万円を限度に、入学一時金支払金を貸し付けておりましたが、短大、専修学校につきましても大学と同様に正規の修業年限の間、貸し付けをすることができるよう改正するものであります。改正内容についてご説明いたします。鹿追町修学資金貸付条例の一部を次のように改正するとして、第2条は貸し付けの対象に規定であり、第2号は短大、専門学校に入学する者を規定しており、修学年限と高校在校時の成績を削るものであります。第3条は貸し

付けの上限の規定であり、新たに第2項として大学、短大、専修学校に入学したものの貸付条件であり、それぞれ正規の就業年限で貸付金額は授業料の1年分に、1月分に相当する額で10万円以内とし、償還期間は大学にあっては、卒業後、18年以内、短大、専修学校については、9年以内とし、それぞれ規則で定めるところにより、元金不均等償還とするものであります。第5条については文言の整理であります。次に附則第1項は施行期日の規定であり、この条例は、平成29年4月1日から施行し、第2項は改正後の規定は施行日以降に適用し、施行日以前の貸し付けは、なお従前の例によるものとなります。以上、鹿追町修学資金貸付条例の一部を改正する条例の制定についてをご説明申し上げます。ご審議の上、議決を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（埴淵賢治）

これから質疑を行います。1番、山口優子議員。

○1番（山口優子）

修学資金貸付条例の、これ、鹿追高校の卒業生に無利子の奨学金ということで素晴らしい制度だと思います。今回の条例改正も貸付対象者の拡大のための条件の緩和ということで、とても良い方向だなと思います。平成11年からのこの貸し付けで18年間の貸し付けの状況と、あとの制度、貸し付けを受けた人の就職先はどのようになっているのか教えてください。

○議長（埴淵賢治）

大前、学校教育課長。

○学校教育課長（大前健也）

お答えします。貸し付けの数でございますけれども、今、ちょっと資料を確認させていただきます。ただ、就職先につきましては、私どもでは把握はしていない現状でございます。資料を確認いたします。

○議長（埴淵賢治）

大前学校教育課長。

○学校教育課長（大前健也）

申し訳ございません。貸付件数でございますけれども、現在のところ43名に貸し付けいたしております。既に貸付終了し、償還にあたっている方も含めてということでご理解いただければと考えております。

○議長（埴淵賢治）

1 番、山口優子議員。

○1 番（山口優子）

はい。この修学資金貸付条例の目的ですけれども、これが保護者の負担軽減と優秀な人材の育成ということになっています。あの優秀な人材としか条例には書かれていないんですけれども、これはやっぱり鹿追町の発展を支えるための、鹿追町に住んでもらって、鹿追町に貢献してもらうための優秀な人材ということになってくるかと思imasので、例えばその例外として、全国で活躍して鹿追町の名を広めてもらうということもあるかもしれませんが、基本的には町内で就職していただいて、活躍していただくというような方向が望ましいのではないかと思いますし、鹿追で育って鹿追高校には行かなかったけれども、その後大学に行って鹿追町に戻ってきて就職してというような人も、今後、貸し付けの対象者として広めていってもいいのかなと思いますので、その内容についても完全に無利子ではなく有利子であったりとか、この貸し付けを受けた人で、町内に就職して数年経てば一部を免除するというような規定も今後検討していただければと思います。以上です。

○議長（埴渕賢治）

大前学校教育課長。

○学校教育課長（大前健也）

まずあの鹿追高校を卒業されて大学に4年間行かれたと想定し、4年後において鹿追町の就職状況、鹿追高校を卒業し、鹿追町において就職をされた方というのは、統計で取っておりまして、5年間で45名いらっしゃいます。1年当たり9名の方は、卒業されて鹿追町で就職されているということになります。ただこの方が修学資金を借りられたかどうかというですね、チェックはしておりませんので、大変申し訳ありませんけど修学資金と就職ということでは、ちょっとリンクできないかなというふうに考えております。議員のご発言にあった貸し付けの拡大につきまして、一昨年、この拡大することがどうかということは教育委員会内部でも話をしたところでございます。ただ、これにつきましては、この修学資金貸付につきましては地元高校の存続、これを目的にスタートした事業でございますので、町内の在住されるお子さんの進学というまでの拡大ということは、その段階ではいかがなものかという考え方ではございましたけれども、おっしゃるように優秀な人材育成ということを考えると、また今新聞報道されている大学におけるとか、子どもの貧困もござimasので、そういうことも含めましてですね、内部的にまた検討させていただけ

ればというふうに考えております。

○議長（埴淵賢治）

1番、山口優子議員。

○1番（山口優子）

鹿追高校に行けば、無利子の奨学金が借りられるということは、鹿追高校を、高校の入学先として検討する際に大いに優位になるかと思うので、これは元々の発祥も素晴らしい方向性だと思うんですけども、課長、先ほどおっしゃったように大学への奨学金というのは保護者皆さんのニーズであることでもありますので、今後検討していただければと、お願いをして終わります。

○議長（埴淵賢治）

他ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（埴淵賢治）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（埴淵賢治）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより議案第5号を採決します。この採決は起立によって行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

起立10名

○議長（埴淵賢治）

起立多数であります。本案は原案のとおり可決されました。

日程11 議案第6号 鹿追町定住促進住宅建設奨励に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程12 議案第7号 鹿追町賃貸住宅建設促進事業助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程13 議案第8号 鹿追町民間賃貸住宅家賃助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（埴淵賢治）

日程11、議案第6号、鹿追町定住促進住宅建設奨励に関する条例の一部を改正する条

例の制定について、日程 1 2、議案第 7 号、鹿追町賃貸住宅建設促進事業助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について、日程 1 3、議案第 8 号、鹿追町民間賃貸住宅家賃助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について、以上 3 件については、関連がありますので、議事進行上、一括して提案説明と質疑、討論を行い、議件ごと採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（埴淵賢治）

異議なしと認めます。以上 3 件について、提案理由の説明を求めます。松本新吾副町長。

○副町長（松本新吾）

議案第 6 号、鹿追町定住促進住宅建設奨励に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第 7 号、鹿追町賃貸住宅建設促進事業助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第 8 号、鹿追町民間賃貸住宅家賃助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について、一括して説明させていただきます。提案理由を申し上げます。ただ今の条例につきましては、それぞれ平成 2 8 年度末を時限としておりますが、持ち家住宅奨励制度、家賃住宅建設促進、家賃の一部助成の効果また継続の要望等々、勘案いたしまして、1 年間延長したく提案申し上げるものであります。

はじめに議案第 6 号、鹿追町定住促進住宅建設奨励に関する条例の一部を改正する条例の制定について、改正内容についてご説明いたします。鹿追町定住促進住宅建設奨励に関する条例の一部を次のように改正するといたしまして、附則第 2 項は、条例の執行期限を定めており、「平成 2 9 年 3 月 3 1 日」を「平成 3 0 年 3 月 3 1 日」に改め、1 年間延長するものであります。次に附則は条例の施行期日であり、この条例は、平成 2 9 年 4 月 1 日から施行するとするものであります。

次に議案第 7 号、鹿追町賃貸住宅建設促進事業助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。改正内容をご説明いたします。鹿追町賃貸住宅建設促進事業助成に関する条例の一部を次のように改正するといたしまして、附則第 2 項は、条例の執行期限を定めており、「平成 2 9 年 3 月 3 1 日」を「平成 3 0 年 3 月 3 1 日」に改め、1 年間延長するものであります。次に附則につきましては、条例の施行期日であり、この条例は、平成 2 9 年 4 月 1 日から施行するとするものであります。

次に、議案第 8 号は、鹿追町民間賃貸住宅家賃助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。改正内容についてご説明いたします。鹿追町民間賃貸住宅家

賃助成に関する条例の一部を次のように改正するをいたしまして、附則第2項は、条例の執行期限を定めており、「平成29年3月31日」を「平成30年3月31日」に改め、1年間延長するものであります。次に、附則につきましては、条例の施行期日であり、この条例は、平成29年4月1日から施行する、とするものであります。以上、議案第6号から議案第8号まで一括してご説明申し上げました。ご審議の上、議決を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（埴淵賢治）

これから質疑を行います。10番、安藤幹夫議員。

○10番（安藤幹夫）

ただ今、ご説明いただきましたようにこの奨励制度につきましては、住民からのニーズ、また強い要望等により時限の改正ということなんですけれども、実績としまして過去3年間、どのような実績をたどってきているのかということと、1年とするその意図するものについて、まずお尋ねをいたします。

○議長（埴淵賢治）

渡辺企画財政課長。

○企画財政課長（渡辺利信）

安藤議員さんからのご質問にお答えいたします。まず3年間の実績でございます。定住促進住宅の建設奨励に関するものは、平成13年からはじまっておりまして、平成26年につきましては27件、助成額は、1,167万円、平成27年につきましては31件、1,221万7千円、平成28年度、まだ終わっておりませんが今日現在の段階では21件、1,162万7千円の助成となっております。累計しますと定住に関しましては356件、2億4,386万6千円が助成金として支払われております。続きまして賃貸住宅の関係でございます。これは平成15年から助成制度がはじまっておりまして、平成26年度につきましては2件、16戸、助成額は600万円、平成27年度につきましては3件、12戸、440万円、28年度につきましては1件、4戸、220万円、当初からの累計しますと18件、115戸、4,844万6千円が支払われております。民間賃貸住宅につきましては、平成24年より行なっておりまして、平成26年度につきましては20件、117万1千円、平成27年度は10件、50万円、28年度は上期でございますが10件、23万円、累計で77件、406万7千円が支払われております。あとこの期限でございますが、毎年毎年、この実績につきまして私の方から町長にご説明申し上げて、

検証してですね、次年もやるかどうか判断しているところでございます。

○議長（埴渕賢治）

10番、安藤幹夫議員。

○10番（安藤幹夫）

この定住促進については、平成13年からもう15年以上経過しているわけで、特に住環境の整備とそれから定住人口の増加、それから地域における経済の効果ということで継続してきている事業でありますけれども、これだけの実績を当然上げて、毎年毎年上げてきているんですけれども、今後、地方創生においても新たな分譲地の造成、それから交付金による産業の新たな創設ということで、そこに大きな雇用の創出というものがうまれてくるわけですけれども、こういったものを顧み、過去の人口ビジョンを見ましても、人口は減っているけれども核家族化等により世帯数が増えているという実績と、それからある農村地区において宅地分譲したところ、その地区が人口が増加しているということも人口ビジョンの中で謳っています。そういったことも含めて今後この奨励制度ですので財源の確保というのが大きな課題となってくるとは思いますが、複数年、今後の計画を向けてご検討いただければと思います。

○議長（埴渕賢治）

答弁はどうしますか。

○10番（安藤幹夫）

答弁、町長にお願いします。

○議長（埴渕賢治）

吉田弘志町長。

○町長(吉田弘志)

あのお答えをさせていただきますけれども、この制度はね、作った一つには本町に住んでいただく、家を建てていただく、それによって固定資産税だとかね、そういうようなものの収入も確保しながら、財源的にそうマイナスではないだろうということ、そしてもう一つは、町内におけるですね業者の支援にもなれば、うちが出すことによって仕事も増えてくる、といういくつかの視点に立っての制度であります。非常にあのたくさんの方がね、核家族というか、そういう中で建てられておりますので、当面続けていくという考えは持っておりますけれども、ただ地元受注というかね、これが極めて少ない。これが何とかならんのかという問題点も一方にはありますけれども、できるだけ期待に沿えるようにです

ね、制度も少し見直ししながら、何らかの方法を打ちながら制度としては、続けていきたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（埴淵賢治）

他ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（埴淵賢治）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（埴淵賢治）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより議案第6号を採決します。この採決は起立によって行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

起立10名

○議長（埴淵賢治）

起立多数であります。本案は原案のとおり可決されました。これより、議案第7号を採決します。この採決は起立によって行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

起立10名

○議長（埴淵賢治）

起立多数であります。本案は原案のとおり可決されました。これより、議案第8号を採決します。この採決は起立によって行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

起立10名

○議長（埴淵賢治）

起立多数であります。本案は原案のとおり可決されました。

日程14 議案第9号 鹿追町営牧場管理条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（埴淵賢治）

日程14、議案第9号、鹿追町営牧場管理条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。松本新吾副町長。

○副町長（松本新吾）

議案第9号は、鹿追町営牧場管理条例の一部を改正する条例の制定についてであります。はじめに提案理由を申し上げます。平成24年に購入しました山林の草地造成が道営事業により28年度で完了しましたこと、併せて畜産クラスター事業により実施しておりました育成舎整備事業が完成しましたことから条例の一部を改正するものであります。改正内容についてご説明いたします。鹿追町営牧場管理条例の一部を次のように改正するとして、第3条は位置及び面積の規定であり、西上幌内地区面積を148.84ヘクタール増としまして「846.43ヘクタール」に、合計面積を「988.94ヘクタール」にそれぞれ改め、別表は施設の種類及び内容についての規定であり、今回整備しました面積と育成舎2棟、病畜舎1棟の合計3棟を追加し、改めるものであります。附則は条例の施行期日の規定であり、この条例は、公布の日から施行するとするものであります。以上、鹿追町営牧場管理条例の一部を改正する条例の制定についてをご説明申し上げます。ご審議の上、議決を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（埴淵賢治）

これから質疑を行います。6番、上嶋和志議員。

○6番（上嶋和志）

牧場の管理用地の増ということで、平成24年に隣接する土地を買って草地を造成したということがございます。それによって150ヘクタールぐらいですね、2割ぐらいの牧草地が増えたということがございます。牧場に果たす役割、酪農家にとっては大変大きいものがあり、町の産業振興にも大いに寄与するところがございますけれども、この面積が増えたことによって牧場の収容頭数、増えるということですので理解してよろしいのでしょうか。お聞きいたします。

○議長（埴淵賢治）

菅原農業振興課長。

○農業振興課長（菅原義正）

はい。お答えいたします。元々あの面積が少なく、購入飼料等々買っておりました。今回取得して整備した草地があってもですね、まだ足りないという状況でございます。購入飼料を使ってですね、今の段階でも購入飼料という形で進めさせていただいているところです。今回の病畜舎と育成舎2棟で600棟の増設になったわけなんですけれども、その冬期の舎飼いは1,800頭ということで、今やっておりますけれども、この草地の造成、

取得の部分については、取得を今回したわけなんですけれどもその分についてもまだ足りない状況でございます。以上です。

○議長（埴淵賢治）

6番、上嶋和志議員。

○6番（上嶋和志）

昨年、育成舎、冬期舎飼用の施設、2棟建てまして、その入牧というか、入舎状況というか、万度に入っているのかどうか。それとまた保育所の待機児童じゃございませんけれども、施設ができるとまた預けたいという要望もどんどん増えてくると思うんですけれども、そこら辺どこまで、今、餌の足りない状況でおそらく農協生産者については今後とも施設の増強というお話もきっと出てくると思うんですけれども、町の考え、今後の考えについて伺いたします。

○議長（埴淵賢治）

吉田弘志町長。

○町長（吉田弘志）

上嶋議員のご質問にお答えいたしますけれども、今回ね、土地を買って草地を増やしたということでの頭数の増、それから舎飼いの設備によって増ということはそのとおりでありますし、増えているわけでありましてけれども、おっしゃるように際限がないと、収容能力が出てくればそれに応じてまた増えていく。これは入れ物と需要とそういうものの関係でいたしかたのないところではありますけれども、しかしそれにどこまでですね町が応えられるのかということになりますとやはり限界があるというふうに考えておりますので、これについてはですね、JAの方からもそういう話は正式にまだ来ておりませんが、来た段階では今後の計画をですね、どう考えているのか。原価をどう考えているのか。あるいは餌を限られた面積の中でどういうふうに飼料を確保していくのかということについてね、やはり生産者、それからJAの考え方をしっかり聞いた上で、町として判断すべきことというふうに考えておりますのでよろしくお願いをしたいというふうに思っております。

○議長（埴淵賢治）

他に質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（埴淵賢治）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（埴淵賢治）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより議案第9号を採決します。この採決は起立によって行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

起立10名

○議長（埴淵賢治）

起立多数であります。本案は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩といたします。再開は午後1時00分からといたします。

休憩 11時57分

再開 13時00分

○議長（埴淵賢治）

休憩前に引き続き会議を再開いたします。大前学校教育課長から発言がございますので許します。

○学校教育課長（大前健也）

申し訳ございません。先ほど、議案第5号、鹿追町修学資金貸付条例の一部を改正する条例の制定、ご提案させていただいた折、山口議員より貸付者数の部分で、私、勘違いをして答えてしまいました。現在貸し付けしておるものが40名で平成9年に条例を制定しておりますけれども、それから今までの累計でいうと137名に貸し付けいたしております。訂正しお詫び申し上げます。

日程15 議案第10号 平成28年度鹿追町一般会計補正予算（第12号）
について

日程16 議案第11号 平成28年度鹿追町国民健康保険特別会計補正予算
（第4号）について

日程17 議案第12号 平成28年度鹿追町国民健康保険病院事業会計補正
予算（第1号）について

日程18 議案第13号 平成28年度鹿追町簡易水道特別会計補正予算（第
6号）について

日程19 議案第14号 平成28年度鹿追町下水道特別会計補正予算（第5

号) について

日程 20 議案第 15 号 平成 28 年度鹿追町介護保険特別会計補正予算 (第 3 号) について

日程 21 議案第 16 号 平成 28 年度鹿追町後期高齢者医療特別会計補正 予算 (第 2 号) について

○議長 (埴淵賢治)

日程 15、議案第 10 号、平成 28 年度鹿追町一般会計補正予算第 12 号について、
日程 16、議案第 11 号、平成 28 年度鹿追町国民健康保険特別会計補正予算第 4 号につ
いて、日程 17、議案第 12 号、平成 28 年度鹿追町国民健康保険病院事業会計補正予算
第 1 号について、日程 18、議案第 13 号、平成 28 年度鹿追町簡易水道特別会計補正予
算第 6 号について、日程 19、議案第 14 号、平成 28 年度鹿追町下水道特別会計補正予
算第 5 号について、日程 20、議案第 15 号、平成 28 年度鹿追町介護保険特別会計補正
予算第 3 号について、日程 21、議案第 16 号、平成 28 年度鹿追町後期高齢者医療特別
会計補正予算第 2 号について、以上 7 件については、議事進行上、一括して提案説明を行
い、その後、議件ごとに質疑、討論、採決を行いたいと思います。これに、ご異議ありま
せんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 (埴淵賢治)

異議なしと認めます。以上 7 件の議案について、提案理由の説明を求めます。松本新吾
副町長。

○副町長 (松本新吾)

議案第 10 号、平成 28 年度一般会計補正予算第 12 号及び議案第 11 号から第 16 号
までの 6 特別会計補正予算につきまして、一括して説明させていただきます。

議案第 10 号は、平成 28 年度一般会計補正予算第 12 号となるものです。平成 28 年
度一般会計補正予算 (第 12 号) は、次に定めるところによるといたしまして、第 1 条は、
歳入歳出予算の補正であり、歳入歳出にそれぞれ 1 億 7,801 万 6 千円を追加しまして、
総額を 92 億 9,527 万 1 千円とするものであります。第 2 条は、継続費の補正で、第
3 条は地方債の補正、追加、変更であります。補正予算の内容につきまして、歳出 40 ペ
ージよりご説明申し上げます。款項目、議会費の報酬で 11 万円、報償費で 2 万円、旅費
で合計 86 万 9 千円、交際費で 18 万 6 千円、需用費、食糧費で 3 万円、使用料で 1 万 3

千円、備品購入費で6千円、負担金で合計22万2千円のそれぞれ減額、総務費、総務管理費、一般管理費の賃金で350万円の追加、報償費で3,000万円、需用費、印刷製本費で10万円、役務費で1,010万円、委託料で15万6千円のそれぞれ減額、負担金で61万8千円の追加であります。文書広報費の旅費で6万1千円、需用費、合計で13万円、役務費で1万円、委託料で120万円、負担金で8万円のそれぞれ減額、財産管理費の委託料で29万1千円の減額、企画振興費の報償費で12万円、旅費で4万3千円のそれぞれ減額、需用費、合計で8万円の追加、使用料で6千円、備品購入費で1千円のそれぞれ減額、負担金で合計133万7千円の追加であります。交通安全推進費は財源内訳の補正です。職員厚生費の需用費、修繕料で8万円の追加、公害防災費の負担金で831万3千円の減額、車両管理費の需用費、合計で138万4千円の追加、ライディングパーク費の旅費で8万7千円、役務費で2万5千円、負担金で4万3千円のそれぞれ減額、花とみどり費の賃金で3万6千円の減額、需用費、合計で29万円の追加、ジオパーク事業費の負担金で59万4千円の減額、地方創生交付金事業費で瓜幕バイオガスプラント余剰熱利用施設及び瓜幕自然体験留学親子専用住宅建設で、委託料で1,200万円、工事請負費で2億2,800万円のそれぞれ追加、徴税費、賦課徴収費の旅費で2万円の減額、需用費、消耗品費で7万円、使用料で5千円のそれぞれ追加、負担金で16万円の減額、監査委員費、監査委員費の旅費で5万円の減額、民生費、社会福祉費、社会福祉総務費の賃金で64万5千円の減額、繰出金で国保会計へ2,133万6千円の追加、北海道医療給付事業費の役務費で15万2千円、負担金で31万3千円、扶助費で399万5千円のそれぞれ追加であります。老人福祉費の委託料で150万円の減額、在宅福祉費の負担金で49万1千円の減額、繰出金で60万7千円の追加、後期高齢者医療費の繰出金で84万8千円の減額、児童福祉費、児童福祉施設費は財源内訳の補正です。児童措置費の扶助費で120万円の減額、こども園費が財源内訳の補正であります。衛生費、保健衛生費、保健衛生総務費の負担金で、厚生病院運営負担金で225万円の追加、予防費の委託料で合計78万円の減額、保健指導費の需用費、修繕料で8万1千円の追加、委託料で48万5千円、扶助費で171万9千円のそれぞれ減額、環境衛生費の需用費、修繕料で2万7千円の追加、へき地保健対策費の需用費、合計で55万円の追加、清掃費、清掃総務費の賃金で4万7千円、需用費、合計で29万3千円のそれぞれ追加、負担金で50万5千円の減額、農林費、農業費、農業委員会費の報償費で9千円、旅費で5万円、交際費で3万円、需用費、食糧費で1万4千円、使用料で2千円、負担金で5千円のそれぞれ減額、農

業振興費の負担金で合計416万5千円の減額、農業開発研究費は財源内訳の補正であります。畜産業費の委託料で合計3,827万4千円の減額、負担金で合計941万9千円の追加であります。農業用水事業費の需用費、光熱水費で36万5千円の追加、工事請負費で178万2千円、繰出金で合計1,101万4千円のそれぞれ減額、土地改良事業費の報酬で17万2千円、賃金で58万4千円、旅費で3万5千円、需用費、修繕料で83万5千円、委託料で31万3千円のそれぞれ減額、負担金で道営鹿追美蔓地区外8事業の合計で5,233万1千円の追加、林業費、林業振興費の報償費で19万5千円、役務費で38万9千円、委託料で200万1千円、負担金で合計115万2千円のそれぞれ減額、款項、商工費、商工業振興費は財源内訳の補正です。観光費の工事請負費で25万2千円の減額、陶芸センター費は財源内訳の補正です。土木費、道路橋りょう費、道路維持費の賃金で20万円の減額、需用費、合計で除雪等で233万円、同じく委託料で2,000万円、使用料で100万円のそれぞれ追加、道路新設改良費の委託料で21万6千円、公有財産で9万円、補償補填で200万円のそれぞれ減額、河川費、河川費の委託料で4千円、工事請負費で262万円のそれぞれ減額、都市計画費、公園緑地費の賃金で10万7千円の減額、款項、消防費、常備消防費の負担金で合計184万9千円の減額、非常備消防費の報酬で7万円、報償費で4万円、交際費で5万円、需用費、合計で8万円、備品購入費で2万7千円、負担金で合計4万8千円のそれぞれ減額、旧消防組合精算費は財源内訳の補正であります。教育費、教育総務費、教育委員会費の報酬で45万7千円の減額、事務局費の賃金で20万円の減額、教育振興費の委託料、合計で112万6千円、貸付金で234万5千円のそれぞれ減額、財産管理費の役務費で5万円の減額、共同調理場費の需用費、修繕料で65万1千円の追加、自然体験留学事業費の需用費、賄材料費で30万円、委託料で合計27万5千円のそれぞれ減額、小学校費、学校管理費の扶助費で50万円の減額、中学校費、学校管理費は財源内訳の補正であります。社会教育費、社会教育総務費の報酬で14万6千円、報償費で20万円のそれぞれ減額、図書館費の賃金で58万1千円の減額、神田日勝記念美術館費の報償費で7万円、旅費で13万円、委託料で8万6千円のそれぞれ減額、青少年活動推進費の負担金で37万6千円の減額、保健体育費、体育振興費の使用料で4万9千円の減額、款項、公債費、元金の償還金で784万8千円の減額、利子の償還金で、合計978万7千円の減額、諸支出金、基金費の積立金で、財政調整基金外合計で3,047万5千円の減額、災害復旧費、その他公共施設・公用施設災害復旧費、その他公共施設・公用施設災害復旧費の需用費、合計で986万5千円の減

額、工事請負費で970万円の追加であります。次に歳入25ページからご説明いたします。町税、町民税、個人の現年課税分で431万6千円の追加、法人の現年課税分で合計1,723万6千円の追加、滞納繰越金で1千円の減額、固定資産税、固定資産税の現年課税分で1万円の追加、滞納繰越分で7万2千円の減額、軽自動車税、軽自動車税の現年課税分で160万円の追加、滞納繰越分で1千円の減額、市町村たばこ税、市町村たばこ税の現年課税分で166万6千円の減額、入湯税、入湯税の現年課税分で342万7千円の減額、款項目、地方特例交付金の地方特例交付金で86万7千円の追加、款項目、地方交付税の地方交付税で5,000万円の減額、分担金及び負担金、分担金、農林費分担金の農業費分担金で986万1千円の追加、負担金、教育費負担金の教育総務費負担金で37万円の減額、使用料及び手数料、使用料、総務使用料の総務管理使用料で28万1千円の減額、農林使用料の農業使用料で合計1,590万3千円の減額、教育使用料の教育総務使用料で合計239万1千円の減額、社会教育使用料で合計12万7千円の減額、手数料、衛生手数料の清掃手数料で9万円の追加、項目、証紙収入の証紙収入で147万円の減額、国庫支出金、国庫負担金、民生費国庫負担金の社会福祉費負担金で2万3千円の減額、児童福祉費負担金で99万1千円の減額、災害復旧費国庫負担金の災害復旧費負担金で695万8千円の追加、国庫補助金、総務費国庫補助金の総務管理費補助金で合計1億1,854万円の追加、委託金、総務費委託金の総務管理費委託金で8千円の追加、農林費委託金の農業費委託金で9千円の減額、道支出金、道負担金、民生費道負担金の社会福祉費負担金で合計64万8千円の減額、児童福祉費負担金で20万7千円の減額、道補助金、総務費道補助金の総務管理費補助金で合計415万7千円の減額、民生費道補助金、社会福祉費補助金で合計85万8千円の減額、児童福祉費補助金で96万4千円の追加、農林費道補助金の農業費補助金で合計599万1千円の追加、林業費補助金で合計158万8千円の減額、商工費道補助金の商工費補助金で106万6千円の減額、委託金、農林費委託金の農業費委託金で合計161万8千円の減額、財産収入、財産運用収入、利子及び配当金の利子及び配当金で合計47万9千円の追加、財産売払収入、不動産売払収入の土地売払収入で合計585万2千円の追加、物品売払収入の物品売払収入で合計55万6千円の追加、加工品売払収入で合計257万2千円の減額、款項、寄附金、一般寄附金の一般寄附金で、ふるさと納税寄附金6,000万円の減額、総務費寄附金の総務管理費寄附金で、町内泉町の山岸昇様よりこども園整備のため200万円、帯広市の株式会社安井測量設計事務所様から交通安全推進のため10万円、昨年の台風被害のため熊本県町村会

様より2万1千円、ファイターズ台風被害義援金募集活動会様より50万6千円、株式会社北海道日本ハムファイターズ様より4万7千円、北海道日本ハムファイターズ選手会様より4万7千円の合計272万1千円の追加、繰入金、基金繰入金、交通安全推進基金繰入金の、交通安全推進基金繰入金で3千円の追加、修学基金繰入金の修学基金繰入金で234万4千円の減額、鹿追町ふるさと寄附金基金繰入金の鹿追町ふるさと寄附金基金繰入金で3,190万円の減額、環境保全センター基金繰入金の環境保全センター基金繰入金で1,200万円の減額、町づくり基金繰入金の町づくり基金繰入金で6万1千円の減額、款項目、繰越金の前年度繰越金で246万4千円の減額、諸収入、貸付金元利収入、貸付金元利収入の貸付金元利収入で242万5千円の追加、受託事業収入、農林費受託事業収入の農業費受託事業収入で109万5千円の減額、雑入、雑入の雑入で合計3,194万9千円の追加であります。款項、町債、総務債の総務管理債で合計1億820万円の追加、民生債の児童福祉債で70万円の減額、衛生債の保健衛生債で230万円の追加、農林債の農業債で合計で690万円の減額、商工債の商工債で合計で1,130万円の追加、土木債の道路橋りょう債で合計で1,410万円の減額、教育債の教育総務債で150万円の減額、災害復旧債の農林水産施設災害復旧債で6,220万円の追加、公共土木施設災害復旧債で610万円の追加であります。次に21ページ、第2表の継続費の補正についてご説明申し上げます。事業名は、平成28年度然別演習場障害防止対策事業（場内砂防工）で総額及び年割額の変更であり、総額から1,906万円を減額し、9,556万3千円とし、年割額の内、平成28年度は1,823万4千円、平成29年度は7,732万9千円にそれぞれ変更するものであります。次に22ページ、第3表の地方債の補正、追加、変更についてご説明いたします。はじめに追加についてご説明します。起債の目的は、防災対策事業、自然災害防止で限度額は6,170万円以内、一般補助施設等整備事業で限度額は1億800万円以内、災害復旧事業で限度額は660万円以内であり、起債の方法、利率、償還の方法は当初予算の内容と同様となっております。次に変更は、起債の目的は、辺地対策事業で限度額から1,570万円を減額しまして、補正後の限度額を4億6,160万円とし、過疎対策事業は限度額に630万円を追加しまして補正後の限度額を4億9,210万円とし、限度額以外の変更はございません。

次に議案第11号は、平成28年度国民健康保険特別会計補正予算第4号となるものであります。平成28年度国民健康保険特別会計補正予算第4号は次に定めるところによるといたしまして、第1条は歳入歳出予算の補正であり、歳入歳出からそれぞれ4,038

万7千円を減額しまして総額を9億572万9千円とするものであります。補正予算の内容につきましては、歳出75ページよりご説明いたします。総務費、総務管理費、一般管理費の需用費、消耗品費で2万円の追加、役務費で2万9千円、委託料で5万円のそれぞれ減額、負担金で93万8千円の追加、町税費、賦課徴収費の旅費で2万1千円、需用費、印刷製本費で2千円、役務費で4千円のそれぞれ減額、保険給付費、療養諸費、一般被保険者療養給付費の負担金で2,500万円の減額、退職被保険者等療養給付費の負担金で500万円の減額、一般被保険者療養費の負担金で55万円の減額、退職被保険者等療養費の負担金で4万1千円の追加、高額療養費、一般被保険者高額療養費の負担金で500万円の減額、退職被保険者等高額療養費の負担金で20万円の減額、一般被保険者高額介護合算療養費の負担金で15万円の減額、退職被保険者等高額介護合算療養費の負担金で7万円の減額、葬祭諸費、葬祭費の負担金で5万円の減額、款項目、後期高齢者支援金及び介護納付金は財源内訳の補正であります。款項、共同事業拠出金、高額医療費拠出金の負担金で70万8千円の追加、保険財政共同安定化事業拠出金の負担金で1,390万4千円の減額、保健事業費、特定健康診査等事業費、特定健康診査等事業費の役務費で1万8千円の減額、委託料で48万円の追加、款項目、保健事業費の委託料で合計78万1千円の追加、款項目、基金積立金の積立金で500万円の追加、諸支出金、償還金及び還付加算金、一般被保険者保険税還付金の償還金で17万円の減額、退職被保険者等保険税還付金の償還金で2万円の減額、繰出金、直営診療施設勘定繰出金の繰出金で188万3千円の追加であります。次に歳入70ページからご説明いたします。款項、国民健康保険税、一般被保険者国民健康保険税の医療給付費分現年課税分で322万9千円、後期高齢者支援金分現年課税分で71万4千円、介護納付金分現年課税分で39万1千円、医療給付費分滞納繰越分で30万円、後期高齢者支援金分滞納繰越分で4万円のそれぞれ減額、退職被保険者等国民健康保険税の医療給付費分現年課税分で64万円、後期高齢者支援金分現年課税分で25万3千円、介護納付金分現年課税分で15万1千円のそれぞれ減額、国庫支出金、国庫負担金、療養給付費等負担金の現年度分で2,240万7千円の減額、高額医療費共同事業負担金の高額医療費共同事業負担金で17万7千円の追加、特定健康診査等負担金の現年度分で16万6千円の追加、国庫補助金、財政調整交付金の財政調整交付金で普通調整交付金及び特別調整交付金の合計で414万7千円の減額、国民健康保険制度関係業務準備事業費補助金の国民健康保険制度関係業務準備事業費補助金で93万8千円の追加、款項目、療養給付費交付金の現年度分で949万8千円の減額、款項目、前期

高齢者交付金の前期高齢者交付金で734万5千円の減額、道支出金、道負担金、高額医療費共同事業負担金の高額医療費共同事業負担金で17万7千円の追加、特定健康診査等負担金の現年度分で16万6千円の追加、道補助金、財政調整交付金の財政調整交付金で普通調整交付金及び特別調整交付金の合計で542万2千円の減額、款項目、共同事業交付金の共同事業交付金で1,140万7千円の減額、保険財政共同安定化事業交付金で2,424万4千円の減額、繰入金、他会計繰入金、一般会計繰入金、その他一般会計繰入金で2,133万6千円の追加、款項目、繰越金の前年度繰越金で2,684万1千円の追加であります。

次に議案第12号は、平成28年度国民健康保険病院事業会計補正予算第1号となるものであります。第1条、平成28年度国民健康保険病院事業会計補正予算第1号は、次に定めるところによるといたしまして、第2条は、予算第2条に定めます業務の予定量の補正であり、(3)年間患者数1入院、「1万4,600人」を242人減としまして、「1万4,358人」に、2外来「2万1,870人」を206人増といたしまして、「2万2,076人」に、(4)1日平均患者数1入院「40人」を1人減として「39人」に、2外来「90人」を1人増として「91人」に、(5)建設改良事業1有形固定資産購入費「495万8千円」を54万円減額しまして、「441万8千円」にそれぞれ改めるものであります。第3条は、予算第3条に定めます収益的収入及び支出の補正であり、収入の補正につきましては、第1款、病院事業収益、第1項、医業収益から543万4千円の減額、第2項、医業外収益に388万6千円の追加で、合計154万8千円の減額で、補正後の額を7億4,176万5千円とするものであります。支出につきましては、第1款、病院事業費用、第1項、医療業用から154万8千円減額し、補正後の額を7億4,176万5千円とするものであります。第4条は、予算第4条に定めます資本的収入及び支出の補正であり、かっこ書中の資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額「330万6千円」から77万9千円を減額しまして「252万7千円」に改め、収入の補正は、第1款、資本的収入、第2項、他会計補助金に23万9千円を追加し、補正後の額を4,150万3千円とし、支出の補正は第1款、資本的支出、第1項、建設改良費から54万円を減額しまして、補正後の額を4,403万円とするものであります。第5条は、予算第6条に定めます議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正であり、(1)職員給与費「4億153万円」から2,875万5千円を減額しまして「3億7,277万5千円」とするものであります。第6条は、予算第7条に定めます他会計からの補助金の補正であり「2

億1, 527万7千円」に188万3千円を追加しまして「2億1, 716万円」とするものであります。第7条は、予算第8条に定めますたな卸資産の購入限度額の補正であり「1億4, 800万円」に2, 460万円を追加して「1億7, 260万円」とするものであります。補正の詳細につきましては予算説明書により説明申し上げます。収益的収入及び支出の収入は病院事業収益、医業収益、入院収益で15万5千円の追加、外来収益で772万3千円の減額、その他医業収益で213万4千円の追加で、合計543万4千円の減額、医業外収益の他会計補助金で164万4千円の追加、患者外給食収益で9万5千円の減額、その他医業外収益で233万7千円の追加で、合計388万6千円の追加であります。次に支出は、病院事業費用、医業費用、給与費で給料外で合計2, 875万5千円の減額、材料費の薬品費で2, 460万円の追加、経費の消耗品外で合計193万円の追加、資産減耗費のたな卸資産減耗費外で合計67万7千円の追加となるものであります。次に資本的収入及び支出の収入は、資本的収入、他会計補助金、他会計補助金で23万9千円の追加、支出につきましては資本的支出、建設改良費、有形固定資産購入費の器械備品購入費で54万円の減額となるものであります。

次に議案第13号は、平成28年度簡易水道特別会計補正予算第6号となるものであります。平成28年度簡易水道特別会計補正予算第6号は、次に定めるところによるものといたしまして、第1条は、歳入歳出予算の補正であり、歳入歳出にそれぞれ60万9千円を追加しまして、総額を2億5, 357万円とするものであります。補正予算の内容につきましては、歳出93ページよりご説明申し上げます。事業費、水道総務費、一般管理費の役務費で3万5千円、公課費で21万7千円のそれぞれ追加、水道施設費、施設管理費の需用費、合計で55万円、役務費で然別湖畔地区取水スクリーン取替に147万円のそれぞれ追加、委託料で5万5千円、工事請負費で合計181万6千のそれぞれ減額、原材料費で90万円の追加、災害復旧費、簡易水道施設災害復旧費、簡易水道施設災害復旧費の工事請負費で69万2千円の減額であります。次に歳入91ページからご説明します。使用料及び手数料、使用料、水道使用料の水道使用料で65万円の減額、繰入金、他会計繰入金、一般会計繰入金の一般会計繰入金で23万1千円の追加、款項目、繰越金の前年度繰越金で12万8千円の追加、国庫支出金、国庫補助金、簡易水道事業費国庫補助金の、簡易水道事業費国庫補助金で調整交付金90万円の追加となるものであります。

次に議案第14号は、平成28年度下水道特別会計補正予算第5号となるものであります。平成28年度下水道特別会計補正予算第5号は、次に定めるところによるものといたしま

して、第1条は、歳入歳出予算の補正であり、歳入歳出からそれぞれ1,057万8千円を減額しまして、総額を3億543万8千円とするものであります。第2表は、地方債の補正変更であります。補正予算の内容につきまして、歳出103ページよりご説明申し上げます。管理費、一般管理費、一般管理費の負担金で8万円の減額、公課費で61万2千円の追加、施設管理費、公共下水道施設管理費の需用費、修繕料で32万4千円の追加、委託料で15万7千円の減額、農業集落排水施設管理費の需用費、光熱水費で100万円、委託料で18万6千円、工事請負費で9万3千円のそれぞれ減額、款項、事業費、公共下水道事業費の委託料で178万6千円、工事請負費で250万1千円のそれぞれ減額、個別排水処理施設整備事業費の役務費で500万円、委託料で25万3千円、工事請負費で45万8千円のそれぞれ減額となります。続きまして歳入101ページとなります。国庫支出金、国庫補助金、下水道事業費国庫補助金の公共下水道事業費補助金で221万5千円の減額、繰入金、他会計繰入金、一般会計繰入金の一般会計繰入金で1,124万5千円の減額、款項目、繰越金の前年度繰越金で488万2千円の追加、款項、町債、下水道事業債の公共下水道事業債で220万円の減額、個別排水処理施設整備事業債で20万円の追加となるものです。次に98ページ、第2表の地方債の補正、変更についてご説明申し上げます。起債の目的は、特定環境保全公共下水道事業及び個別排水処理施設整備事業であり特定環境保全公共下水道事業は、限度額から220万円を減額しまして、補正後の限度額を3,760万円に、個別排水処理施設整備事業は限度額に20万円を追加して、補正後の限度額を1,490万円とするもので限度額以外の変更はございません。

次に議案第15号は、平成28年度介護保険特別会計補正予算第3号となるものであります。平成28年度介護保険特別会計補正予算第3号は、次に定めるところによることといたしまして、第1条は、歳入歳出予算の補正であり、歳入歳出からそれぞれ119万2千円を減額しまして、総額を5億420万6千円とするものであります。補正予算の内容につきまして、歳出116ページよりご説明申し上げます。総務費、総務管理費、一般管理費の役務費で1千円、負担金で75万6千円のそれぞれ追加、介護認定審査会費、介護認定審査会費の負担金で4千円の追加、保険給付費、介護サービス等諸費、居宅介護サービス給付費の負担金で135万2千円の減額、施設介護サービス給付費は財源内訳の補正であります。福祉用具購入費の負担金で23万8千円の追加、住宅改修費の負担金で14万4千円の減額、地域密着型サービス給付費の負担金で116万6千円の追加、高額介護サービス等費、高額介護サービス等費の負担金で72万7千円の追加、特定入所者介護サービ

ス等費、特定入所者介護サービス等費の負担金で194万9千円の減額、地域支援事業費、介護予防事業費、介護予防高齢者施策事業費の報償費で1万8千円の減額、包括的支援任意事業費の任意事業費の職員手当等で22万1千円、報償費で2万円、旅費で7万9千円、需用費、消耗品で1万円、役務費で1万円、委託料で22万2千円、負担金で5万円のそれぞれ減額、款項、基金積立金、介護給付費準備基金積立金の積立金で9千円の減額であります。続きまして、歳入111ページとなります。款項、介護保険料、第1号被保険者保険料の現年度分で775万3千円の減額、滞納繰越分で4万5千円の追加、国庫支出金、国庫負担金、介護給付費負担金の現年度分で96万円の追加、国庫補助金、調整交付金の現年度分調整交付金で165万円の追加、地域支援事業交付金の現年度分で28万円の減額、介護保険事業費補助金の介護保険事業費補助金で22万円の追加、道支出金、道負担金、介護給付費負担金の現年度分で60万7千円の減額、道補助金、地域支援事業交付金の現年度分で14万2千円の減額、款項、支払基金交付金、介護給付費交付金の現年度分で107万4千円の減額、地域支援事業交付金の現年度分で16万5千円の減額、財産収入、財産運用収入、利子及び配当金の利子及び配当金で9千円の減額、繰入金、一般会計繰入金、介護給付費繰入金の現年度分で16万2千円の減額、地域支援事業繰入金の現年度分で27万3千円の追加、その他一般会計繰入金の事務費繰入金で54万1千円の追加、低所得者保険料軽減繰入金の現年度分で4万5千円の減額、基金繰入金、介護給付費準備基金繰入金の介護給付費準備基金繰入金で15万7千円の追加、款項目、繰越金の前年度繰越金で51万4千円の追加、町債、財政安定化基金貸付金、財政安定化基金貸付金の財政安定化基金貸付金で477万9千円の追加、諸収入、雑入、返納金の返納金で1万7千円の追加、雑入の雑入で11万1千円の減額となるものであります。

次に議案第16号は、平成28年度後期高齢者医療特別会計補正予算第2号となるものであります。平成28年度後期高齢者医療特別会計補正予算第2号は、次に定めるところによるといたしまして、第1条は、歳入歳出予算の補正であり、歳入歳出にそれぞれ488万3千円を追加しまして、総額を7,859万6千円とするものであります。補正予算の内容につきまして、歳出127ページよりご説明いたします。款項目、後期高齢者医療広域連合納付金の負担金で488万3千円の追加となります。続きまして歳入の説明をいたします。説明、125ページとなります。款項、後期高齢者医療保険料特別徴収保険料の現年度分で35万4千円の減額、普通徴収保険料の現年度分で530万5千円、滞納繰越分で7万1千円のそれぞれ追加、繰入金、他会計繰入金、一般会計繰入金の保険基盤安

定繰入金で84万8千円の減額、款項目、繰越金の前年度繰越金で70万9千円の追加となるものであります。以上、議案第10号、平成28年度一般会計補正予算第12号から議案第11号から議案第16号の6特別会計につきまして、一括してご説明申し上げます。ご審議の上、議決を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（埴淵賢治）

議案第10号、それではここで暫時休憩休憩といたします。再開は2時とします。

休憩 13時49分

再開 14時00分

○議長（埴淵賢治）

休憩前に引き続き会議を再開します。議案第10号、平成28年度鹿追町一般会計補正予算第12号についてを議題とします。これから質疑を行います。質疑ある方はページ数をよろしくお願い致します。9番、吉田稔議員。

○9番（吉田稔）

ページ数でいくと44ページ、公害防災費の関係で、これ新聞報道等々でね、あの記事として出ていたわけだけれども、鹿追の防災拠点の分について75%しかまだその補強工事、改修工事が行われていないという報道があったわけですけども、これら等々件数にして8件かな。その部分でどこどこがね、そういうような防災の拠点等々の改修が行われていないのか。これについてまず説明をいただきます。

○議長（埴淵賢治）

島町民課長。

○町民課長（島かおる）

はい。先般、十勝毎日新聞社に出ました防災の拠点、鹿追町が75%という数字が出ておりました。これにつきましては調査項目で拠点となりうるといいますか、公民館等ですね。まず全ての数を掲載、カウントいたしました。これはあの町々、その町々です、カウムの仕方が異なっていたという部分もあるかと思いますが、本町については公民館、それから保育園、保育所、地域保育所ですね、それも含めてカウントいたしました。それで防災拠点、すなわち私たちが準備しております避難所というものにつきましては、全て耐震がされているということで、カウムの仕方について若干捉え方が違っていたのかということで75%という数字が出ておりますので、避難所100%ということでご安心いただければと思います。はい。ご心配かけました。

○議長（埴淵賢治）

9番、吉田稔議員。

○9番（吉田稔）

あのそういうことであれば100%大丈夫だということを町民に向かって正々と言わなきゃならんわな。それでやっぱりあの何ていうのかな。そういうのについては時代の要請とともにね変わっていく可能性もゼロではないわけだし、その分でねその保育所、これ常駐しているところだよな。公民館であれば一部常駐、一部会合等々があった場合についてはそこを利用するという事だけれども、一定区分やっぱり昼間的にはその分についてはね、その保育園の場合については耐震の部分には属しているの、属していないの。その拠点の部分からいくと属していないという言い方するんだけど、その園児がいる耐震補強等々含めてね、それをしなきゃならん、本質的にしなきゃならんもんなのか。責任の区分としてしなきゃならんもんなのか。その辺の部分はつきりちょっとさせてほしいな。

○議長（埴淵賢治）

津田建設水道課長。

○建設水道課長（津田祐治）

吉田議員の質問に対してお答えいたします。ちょっと今、私、資料を持ってきていないんですけども、耐震の対応の特定建築物というのが決まっております、それはあの例えば公民館類ですとか、それから幼稚園、保育所であれば、例えばですね2階建て以上の500平米以上だとかあります。それであの先日のその十勝毎日新聞の一番下の方の欄にも出ておりましたけれども、木造平屋は対象になっていないという形の書き方があったと思うんですね。それでそういうのまで入れてしまうと、とんでもないことになってしまう。そういう対象には、耐震の対象には入っておりません。ですからあとその耐震対象の物件につきましては本町は100%終了しているということでございます。

○議長（埴淵賢治）

吉田町長。

○町長（吉田弘志）

あの今後、保育所だとかそういうところがね耐震改修を町は、する予定はありませんから。100は100です。それでご理解いただきたい。

○議長（埴淵賢治）

9番、吉田稔議員。

○9番（吉田稔）

そこでね、その新聞を見たかどうか分からないけれども、町民の方から町民ホールが耐震化になっていないんだという話があったけれども、それは課長に確認したら、それはなっている。だけどそのときおっしゃっていたのは、その電気の部分で電気の部分で容量が大きくなったせいなのかどうか分からんけれども、なんせ配線に熱を持つんだということと言われておりましたんでね、これあたり建設課長をもってちょっと調査してもらえれば町民に対して、そういつてきた人に対してですね、私もきちっとしたことができるということもありますんで、これ後で結構ですんでね、そこら辺りも調査をしていただきたいなというふうに思います。

○議長（埴淵賢治）

答弁、津田建設水道課長。

○建設水道課長（津田祐治）

吉田議員さんの質問に対してお答えいたします。多分、全部が全部ということは間違えなくありえないと思いますので、その場所についてですね、ちょっと確認させていただいてですね、そして調べさせていただきたいと思います。

○議長（埴淵賢治）

他、質疑ありませんか。6番、上嶋和志議員。

○6番（上嶋和志）

42ページの委託料、鹿追町、鹿追町100年史調査業務委託料ということで120万の減額ということでございます。鹿追開町以来の100年ということで記念史を発刊する運びとなっていると思うんですけど、これがいつ発刊予定であってまたその減額になった理由についてお聞きいたします。

○議長（埴淵賢治）

渡辺企画財政課長。

○企画財政課課長（渡辺利信）

この100年史の関係につきましては、従前まで高橋行夫先生に編さんを、編さんというか調査をお願いしておったところでございますが、一昨年3月31日付けをもってですね、ちょっと体調上優れないので何とか降ろしていただきたいということで、何度もお願いに行ったんですが、ちょっと体力的に難しいということでですねご辞退の意向がございました。28年度になってからですね、いろいろな方々、累計で7、8人の方々

のお宅にお邪魔してですね、お願いしたんですがなかなかやってくれる方がいらっしゃらなかったということで、それでそんなこともあって高橋先生はですね、実際の契約は切れていたんですけども、やり残したことがあったということで任意継続的に少しやっていたこともございます。実際にですね100年史につきましては、開町100年が4年後でございますから、その翌年には発行したいという意向を持っております。来年以降につきましてもですね、一応予算組んでおりますのでぜひ新しい方を見つけてですね、とりあえず今まだ若干の部分のですねデータがない部分がございますので、例えば新しくできた水素ステーションですとか、新しい部分の記述がまだない部分がございますので、そういうデータ収集ですとかですね、100年に向けた部分についてですね新しい人探してですね、何とか発刊できるような形でですね、今、鋭意努力している最中でございます。

○議長（埴淵賢治）

6番、上嶋和志議員。

○6番（上嶋和志）

了解いたしました。ぜひですね高橋さんこれまでやっておられたことも引き継いで開町100年の翌年には、発刊の運びとなるようお願いしておる次第でございます。以上です。

○議長（埴淵賢治）

他、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（埴淵賢治）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（埴淵賢治）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより議案第10号を採決します。この採決は起立によって行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

起立10名

○議長（埴淵賢治）

起立多数であります。本案は原案のとおり可決されました。

議案第11号、平成28年度鹿追町国民健康保険特別会計補正予算第4号についてを議題とします。これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（埴淵賢治）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（埴淵賢治）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより議案第11号を採決します。
この採決は挙手によって行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手10名

○議長（埴淵賢治）

挙手多数であります。本案は原案のとおり可決されました。

議案第12号、平成28年度鹿追町国民健康保険病院事業会計補正予算第1号について
を議題とします。これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（埴淵賢治）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（埴淵賢治）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより議案第12号を採決します。
この採決は挙手によって行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手10名

○議長（埴淵賢治）

挙手多数であります。本案は原案のとおり可決されました。

議案第13号、平成28年度鹿追町簡易水道特別会計補正予算第6号についてを議題と
します。これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（埴淵賢治）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（埴淵賢治）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより議案第13号を採決します。
この採決は挙手によって行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手10名

○議長（埴淵賢治）

挙手多数であります。本案は原案のとおり可決されました。

議案第14号、平成28年度鹿追町下水道特別会計補正予算第5号について、これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（埴淵賢治）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（埴淵賢治）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより議案第14号を採決します。
この採決は挙手によって行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手10名

○議長（埴淵賢治）

挙手多数であります。本案は原案のとおり可決されました。

議案第15号、平成28年度鹿追町介護保険特別会計補正予算第3号について、これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（埴淵賢治）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（埴淵賢治）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより議案第15号を採決します。
この採決は挙手によって行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

起立 10 名

○議長（埴淵賢治）

挙手多数であります。本案は原案のとおり可決されました。

議案第 16 号、平成 28 年度鹿追町後期高齢者医療特別会計補正予算第 2 号について、これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（埴淵賢治）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（埴淵賢治）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより議案第 16 号を採決します。この採決は挙手によって行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手 10 名

○議長（埴淵賢治）

挙手多数であります。本案は原案のとおり可決されました。

日程 22 議案第 17 号 平成 29 年度鹿追町一般会計予算について

日程 23 議案第 18 号 平成 29 年度鹿追町国民健康保険特別会計予算について

日程 24 議案第 19 号 平成 29 年度鹿追町国民健康保険病院事業会計予算について

日程 25 議案第 20 号 平成 29 年度鹿追町簡易水道特別会計予算について

日程 26 議案第 21 号 平成 29 年度鹿追町下水道特別会計予算について

日程 27 議案第 22 号 平成 29 年度鹿追町介護保険特別会計予算について

日程 28 議案第 23 号 平成 29 年度鹿追町後期高齢者医療特別会計予算について

○議長（埴淵賢治）

日程 22、議案第 17 号、平成 29 年度鹿追町一般会計予算について、日程 23、議案第 18 号 平成 29 年度鹿追町国民健康保険特別会計予算について、日程 24、議案第 19 号、平成 29 年度鹿追町国民健康保険病院事業会計予算について、日程 25、議案第 2

0号、平成29年度鹿追町簡易水道特別会計予算について、日程26、議案第21号、平成29年度鹿追町下水道特別会計予算について、日程27、議案第22号、平成29年度鹿追町介護保険特別会計予算について、日程28、議案第23号、平成29年度鹿追町後期高齢者医療特別会計予算について、以上7件、関連がありますので一括議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。松本新吾副町長。

○副町長（松本新吾）

議案第17号、平成29年度鹿追町一般会計予算及び議案第18号、平成29年度国民健康保険特別会計予算から、第23号、平成29年度後期高齢者医療特別会計予算までの6特別会計、計7件につきまして一括説明を申し上げます。予算書の表紙を開いていただき平成29年度鹿追町各会計予算書別集計表により、その規模等を申し上げますとさせていただきます。本年度当初予算費と前年度当初予算費の比較であります。まず、平成29年度一般会計当初予算は65億2,600万円となっております。前年度当初予算費では14億1,300万円、17.8%の減であります。その要因につきましては美蔓地区国営かんがい排水事業の一括繰上償還で5億7,000万円、町営牧場育成舎整備事業で6億8,700万円、スポーツセンター耐震改修事業で2億4,900万円がそれぞれ減であり、経常経費につきましては極力抑制を行いながら予算編成を行いました。以下、6特別会計について申し上げます。国民健康保険特別会計につきましては、当初予算額は9億7,167万9千円であり、前年対比1,661万3千円、1.7%の増であり、広域化に向けたシステム改修費の増によるものであります。国民健康保険病院事業会計につきましては、収益的収支、資本的収支合わせて当初予算額は7億7,007万1千円であり、前年対比1,781万2千円、2.3%の減であります。その主な要因につきましては病院事業費用の減によるものであります。簡易水道特別会計につきましては、当初予算額1億3,093万2千円であり、前年対比244万7千円、1.9%の増であり、いずみ野団地排水管整備によるものでございます。下水道特別会計では、当初予算額は3億6,237万8千円であり、前年対比2,746万円、8.2%の増であり、いずみ野団地排水管増設及び然別湖畔浄化センター機器更新の実施によるものであります。介護保険特別会計につきましては、当初予算額4億7,075万8千円であり、前年対比454万8千円、1.0%の減であり、地域支援事業が一般会計に移行したことによるものであります。後期高齢者医療特別会計につきましては、当初予算額7,838万2千円であり、前年対比422万円、5.7%の増であり、広域連合納付金の増によるものであります。全会計

では、当初予算総額9億3,020万円であり、前年対比1億3,462万円、12.9%の減となるものであります。以上で、議案第17号、鹿追町一般会計予算及び第18号から第23号まで6特別会計予算につきまして、一括ご説明を申し上げます。ご審議の上、議決を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（埴淵賢治）

お諮りします。本案については、議長を除く10人の委員で構成する平成29年度各会計予算審査特別委員会を設置し、これに付託して会期中の審査にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（埴淵賢治）

異議なしと認めます。本案については、平成29年度各会計予算審査特別委員会を設置し、これに付託して会期中の審査とすることに決定しました。ここで暫時休憩といたします。再開は2時40分とします。

休憩14時19分

再開14時40分

○議長（埴淵賢治）

休憩前に引き続き会議を再開します。

この際、諸般の報告をいたします。休憩中の平成29年度各会計予算審査特別委員会において委員長、副委員長の互選が行われ、その結果が議長の手元にまいりましたので報告をいたします。委員長には武藤敦則委員、副委員長には安藤幹夫委員、以上のとおり互選されましたので報告をいたします。なお、平成29年度各会計予算審査特別委員会の日程が、3月21日、23日、24日と決定をいたしました。21日、23日は9時30分から、24日は午後1時30分からであります。併せて報告をいたします。

日程29 議案第24号 上幌内辺地に係る総合整備計画の変更について

○議長（埴淵賢治）

日程29、議案第24号、上幌内辺地に係る総合整備計画の変更について、これから質疑を行います。質疑ありませんか。松本新吾副町長。

○副町長（松本新吾）

議案第24号は、上幌内辺地に係る総合整備計画の変更についてであります。提案理由を申し上げます。総合整備計画は、辺地における公共施設等を整備する際に辺地対策事業

債を借り入れする際に必要となるもので、総合整備計画一部を変更するものであります。なおこの変更に伴います北海道との協議につきましては、先般同意を得ておりご提案申し上げます。変更の内容につきましてご説明いたします。上幌内辺地に係る総合整備計画を変更したいので辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第8項において準用する同条第1項の規定に基づき、議会の議決を求めるといたしまして、別紙、総合整備計画書の3、公共的施設の整備計画で施設名が観光またはレクリエーション、美蔓貯水池周辺整備事業で事業費を3億70万円とし、財源内訳は一般財源が3億70万円で、この内、辺地対策事業債の予定額を2億8,510万円に変更するものであります。なおこれらの追加事業によりまして合計額につきましても下段の金額から上段の括弧内の金額に変更となるものであります。以上、上幌内辺地に係る総合整備計画の変更についてご説明申し上げました。ご審議の上、議決を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（埴淵賢治）

これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（埴淵賢治）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（埴淵賢治）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより議案第24号を採決します。この採決は挙手によって行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手10名

○議長（埴淵賢治）

挙手多数であります。本案は原案のとおり可決されました。

日程30 議案第25号 公の施設の指定管理者の指定について

○議長（埴淵賢治）

日程30、議案第25号、公の施設の指定管理者の指定について、本案について、提案理由の説明を求めます。松本新吾副町長。

○副町長（松本新吾）

議案第25号は、公の施設の指定管理者の指定についてであります。提案理由を申し上げます。鹿追町経済観光交流館の管理につきましては鹿追町経済観光交流館条例、第4条の交流館の管理及び鹿追町の公の施設の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例、第5条の公募によらない指定管理者の候補者の選定等の第1項、第1号、当該施設の性格、規模及び機能により公募することが適さないと認められるときの規定に基づきまして公募によらず、選定しました指定管理者の候補者の指定につきましてご提案申し上げるものであります。公の施設の指定管理者を次のとおり指定したいので、地方自治法第244条の2、第6項の規定により、議会の議決を求めるといたしまして、公の施設の名称は、鹿追町経済観光交流館で、所在地は、鹿追町新町1丁目43番地であります。指定管理者となる団体の名称は、鹿追町商工会、所在地は、鹿追町新町1丁目43番地で、代表者は、会長、三井福成氏であります。指定の期間は、平成29年4月1日から平成34年3月31日までの5年間であります。以上、経済観光交流館に係ります公の施設の指定管理者の指定についてをご説明申し上げます。ご審議の上、議決を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（埴淵賢治）

これから質疑を行います。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（埴淵賢治）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（埴淵賢治）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより議案第25号を採決します。この採決は挙手によって行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手10名

○議長（埴淵賢治）

挙手多数であります。本案は原案のとおり可決されました。

日程31 議案第26号 東京都台東区と北海道鹿追町との特定分野における連携に関する協定について

○議長（埴淵賢治）

日程31、議案第26号、東京都台東区と北海道鹿追町との特定分野における連携に関する協定について、本案について提案理由の説明を求めます。松本新吾副町長。

○副町長（松本新吾）

議案第26号は、東京都台東区と北海道鹿追町との特定分野における連携に関する協定の締結についてであります。提案理由を申し上げます。鹿追町と東京都台東区との交流は民間での三社祭への参加、東京鹿追会との交流をはじめとしまして、平成18年度には仲見世通りへの農産物物産販売、平成24年度からは町内小学生の派遣事業を継続し、昨年は田原小学校の児童の受け入れ、総合文化交流の実施など長年にわたり交流を継続してまいりました。これらの実績を踏まえ、台東区と鹿追町のさらなる連携を進めるため協定の締結をしようとするものであります。内容についてご説明いたします。鹿追町は東京都台東区と特定分野における連携に関する協定を締結したいので、鹿追町議会の議決すべき事件に関する条例、第2条の規定により議会の議決を求めるといたしまして、別紙、協定書により6条で構成され、連携事業につきましては産業分野及び環境分野についてであり、期間は平成29年4月1日から平成33年3月31日までの4年間であります。以上、東京都台東区と北海道鹿追町との特定分野における連携に関する協定の締結についてをご説明申し上げました。ご審議の上、議決を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（埴淵賢治）

これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（埴淵賢治）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（埴淵賢治）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより議案第26号を採決します。この採決は挙手によって行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手10名

○議長（埴淵賢治）

挙手多数であります。本案は原案のとおり可決されました。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれにて散会します。

散会 14時51分

平成29年第1回鹿追町議会定例会会議録

1 議事日程第 2号

日時 平成29年3月16日(木曜日) 午前10時00分 開 議

場所 鹿追町議会議場

日程 1

一般質問

8番 狩野 正雄 議員

3番 畑 久雄 議員

1番 山口 優子 議員

4番 台蔵 征一 議員

2番 武藤 敦則 議員

2 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

3 出席議員(11名)

1番 山口 優子 議員

2番 武藤 敦則 議員

3番 畑 久雄 議員

4番 台蔵 征一 議員

5番 加納 茂 議員

6番 上嶋 和志 議員

7番 川染 洋 議員

8番 狩野 正雄 議員

9番 吉田 稔 議員

10番 安藤 幹夫 議員

11番 埴渕 賢治 議員

4 欠席議員(なし)

5 本会議に説明のため出席したもの

町 長 吉田 弘志

農業委員会会長 櫻井 公彦

教育委員会教育長 大井 和行

代表監査委員 野村 英雄

6 町長の委任を受けて説明のため出席したもの

副町長	松本新吾
総務課長	喜井知己
企画財政課長	渡辺利信
町民課長	島かおる
農業振興課長	菅原義正
建設水道課長	津田祐治
商工観光課長	西科伸之
兼ジオパーク推進室長	
福祉課長	佐々木康人
瓜幕支所長	檜山敏行
病院事務長	菊池光浩
子育てスマイル課長	浅野富夫
消防署長	内海卓実
会計管理者	松井裕二
総務課総務係長	武者正人
企画財政課財政係長	佐藤裕之

7 教育委員会教育長の委任を受けて説明のため出席したもの

学校教育課長	大前健也
社会教育課長	浅野悦伸

8 農業委員会会長の委任を受けて説明のため出席したもの

事務局長	櫻庭力
------	-----

9 議会事務局職員出席者

事務局長	黒井敦志
書記	坂井克巳

平成29年3月16日（木曜日）午前10時00分 開議

○議長（埴淵賢治）

これから本日の会議を開きます。

日程1

一般質問

○議長（埴淵賢治）

日程1、一般質問を行います。質問の通告がありますので、順次発言を許します。8番、狩野正雄議員。

○8番（狩野正雄）

ただ今、議長のお許しをいただきましたので、通告に従い一般質問をいたします。私の標題ですが、国民健康保険の運営再編に対する問題点はということで質問いたします。要旨を述べます。町民の多くが加入している国民健康保険は、平成30年度から運営が都道府県単位に再編されることになっています。先ごろ報道された道の示す再編後の保険料の仮算定によると、鹿追町のモデル世帯は23万5,000円から36万5,500円となり、55.5%の増となることが示されました。このことに対して住民からは健康と安心を守る制度が家計を苦しめる制度になるとの声が寄せられております。本町の保険料収納率は99.59%であり、健康保険に対する意識は高い水準にあります。運営再編に伴う住民の不安をなくし、スムーズな移行をどのように進めていくのか質問いたします。1、国民健康保険が都道府県単位に再編する目的は。2、国民健康保険が道に移管されるに伴い、運営や保険料の変更についての説明や周知の方法。3、保険料の激変緩和の方策はあるのか。4、特定健診の受診率や医療費などの、自治体の努力が再編後の保険料にどのように反映されるのか。5、地元（十勝管内）の意見をまとめ、道に伝える考えは。下段の表はその資料として添付しております。以上です。

○議長（埴淵賢治）

答弁、吉田弘志町長。

○町長（吉田弘志）

狩野議員からは、国民健康保険の運営再編に対する問題点はという標題で5点にわたりましたご質問がございましたので順次お答えを申し上げます。持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律が平成27年5月27日に成立をいたしました。この法律の成立によりまして、国民健康保険においては、平成30年度から、都道府県が財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業の確保等の

国保運営に中心的な役割を担い、制度の安定化を図るとされているわけであり、1点目の目的は、都道府県が財政運営の責任主体となって、安定的な効率的な事業の確保等の国保運営の中心的な役割を担うという、この法律改正の目的の内容そのものであるわけであり、これまで地方自治体それぞれが法律に基づいてでありますけれども、ある程度、町村の財政状況によってその格差等があったり、あるいは財源確保があったり、いろいろ課題があったわけであり、それについての事務の効率化、あるいは標準化、そして広域化によるメリットを追及しようということでもありますので、ご理解をいただきたいというふうに思っております。2点目の移行に伴う運営や保険料の変更についての説明や周知の方法でありますけれども、現在市町村が個々に事業を運営をしていることが、今度は道ということになるわけであり、道内の統一的な運営方針となる方向性についての町民に対してのお知らせについては、いろいろな機会を捉えてこれまで行なってきたところであり、いよいよ具体的に納付金の算定方法、あるいは激変緩和等の国保運営方針が策定されるわけであり、町広報やその他のですね、あらゆる機会、メディアをとおしてPRをしていきたいと、このように考えているところであります。3点目の激変緩和の方策でありますけれども、過日、新聞報道等で皆様方も目にされたというふうに思っているわけであり、このご指摘のとおり国民健康保険料の第1回目の試算では、現行の保険料と仮算定の保険料には大きな差がございます。現在、道の方でも激変が生じないように一人当たりの保険料の対前年度増加率が5%を超えないという範囲での実施についてできるように検討をしているところでございます。引き続きこれらの内容等のしっかりとした裏付けがされるように、要請をしていく考えでございます。4点目の特定健診の受診率や医療費の抑制等の自治体の努力が保険料にどう反映をされるのかでありますけれども、特定健診の受診率については、保険者努力支援制度として国庫補助金として財政支援されているのが現状であります。保険料の収納率や医療費水準による格差も納付金の算定の中に含まれておりますが、引き続き他自治体とも連携をしてさらなる要請をしていきたいと、このように考えているところであります。5点目の十勝管内の意見をまとめて、道に伝える考えは、であります、十勝管内においても国民健康保険料、年間医療費、収納率等それぞれの市町村で大きな差がありますことは議員も既にご承知のことと思っております。道の第1回目の試算においても大幅な増加が見込まれる町と、逆に減額が見込まれる町があるだけに、十勝管内の意見を一つにまとめるかについてはさまざまな課題があるかと思っておりますだけに、これらの考えを一つにまとめるということは、いろ

んな問題もあろうかと思えます。しかし、いずれにしても町民負担、これが大きく変化をし激増するということについては、これは各自治体避けるべきことでありますから、そういう意味ではある程度の意見の統一はできるかもしれません。従って私としてはこれらの問題についても十勝町村会の中でも話し合いをしてですね、今後努力をしてまいりたいと、このように考えているところであります。よろしくお願いを申し上げます。

○議長（埴淵賢治）

再質問ありますか。8番、狩野議員。

○8番（狩野正雄）

まず、予想を超えた数値が出てきたもので、非常に困惑しているというのが正直な感想でございますけれども、また次の試算が出たらこの件についてもう一度考えを伺いたいと思いますので、今日はぜひ十勝管内の情報とかそういったものを伝えていただけるように、お願いして、以上で終わります。

○議長（埴淵賢治）

答弁はいらぬんですね。答弁を求めていますか。

○8番（狩野正雄）

何かあればぜひ。

○議長（埴淵賢治）

吉田弘志町長。

○町長（吉田弘志）

町の試算が出た段階でということでもありますので、要請のとおりですね、私も努力をしていきたいというふうに思っております。いずれにしても国保財政がですね、ひっ迫をする中で何らかの措置をしなければいけないということは事実でありますから、そういう意味ではこの広域化がですね、いい方向に展開をされるようにわれわれもしっかりと努力をさせていただきますので、よろしく今後もご指導いただきたいというふうに思っております。以上であります。

○8番（狩野正雄）

終わります。

○議長（埴淵賢治）

これで狩野正雄議員の質問を終わります。3番、畑久雄議員。

○3番（畑久雄）

議長のご了解をいただきましたので通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。標題、観光シーズン到来で来町者増加の方策はということで、要旨、本町は農業、教育、観光を3本の柱に据えまちづくりを推進しているところであります。特に観光について、昨年6月の定例会においてお考えをお伺いしたところであります。これからの観光が時代に合った、この重要な課題を担うために、これらをしっかりと町として育てていく必要があると考え、活動のあり方について、今後協議の場を作っていきたいと述べられましたが、今年度のお考えを以下2点についてお尋ねいたします。1、わが町の農業、教育、観光の魅力ある地域資源を活用し、特色あるものを前面に出して来町者増加の具体的進展のお考えは。2、パンフレット、インターネット等によるPRなど、観光客に理解しやすいものへの転換についてのお考えは。2番目に標題2として鹿追町企業振興条例改正後についてお尋ねしたいと思います。条例の改正により企業化、既存企業などに体力つき経営安定に大きな力となりますが、改正後の手応えはいかがということでお尋ねをいたします。

○議長（埴淵賢治）

吉田弘志町長。

○町長（吉田弘志）

畑議員からは「観光シーズン到来で来町者増加の方策は」及び「鹿追町企業振興条例改正後について」と題して、3点についてご質問をいただきましたので順次お答えを申し上げます。1点目の「わが町の農業、教育、観光の魅力ある地域資源を活用し、特色あるものを前面に出して来町者増加の具体的進展の考えは」についてお答えを申し上げますけれども、ご質問の地域資源を活用した来町者増加についてでありますけれども、まず本町には地域の特色ある食材を使った農業と観光と新しい観光のあり方を牽引してきたファームレストラン、国内初の民設ガイドセンターのネイチャーセンター、さらには個人で起業したネイチャーガイド等豊富なアウトドアメニュー、さらには近年ではとちぎジオパーク、あるいは農業施設の充実、先進的な教育等々、これら受け入れ実績は大変私は増加をしているというふうに考えているところであります。さらに平成27年度、28年度で整備いたしました然別湖畔園地などの整備につきましては、官民挙げて実施をしてきたところであります。近年の観光客の動向はインバウンドと呼ばれる海外からの観光客が増加をしております。特にアジア圏からの観光ブームも団体ツアーが一段落し、個人旅行に移行しはじめております。国内、国外を問わず団体客から個人客への流れは加速をしております。いかに本町の豊富な観光資源を生かし通過型から長時間滞在してもらい、どれだけ満足をしてもら

うかが重要と考えており、点と点をつなぐサービスの創出など、個人型から滞在型への移行、これについて観光業者が相互につながる仕組みを作っていかなければならないと考えております。しかしながら議員もご承知のとおり、然別湖のホテルが本年3月20日をもって一時休館と報道されておりました、私はこれまでの観光の発信力、さらに高めようとしている矢先であるだけにですね、非常に大きなショックを受けているわけではありますけれども、これについては今、企業とも話し合いをしておりますので、撤退だとかそういうことにはならないとは確信をしておりますけれども、一日も早く受け皿としての整備が必要というふうに考えているところでございます。次に2点目の「パンフレット、インターネット等によるPRなど、観光客に理解しやすいものへの転換について」でありますけれども、現在、パンフレットやホームページに関しては、主に観光協会が行なっているところであり、内容等については理事会、あるいは総会において協議した上で実施しているところであり、特に近年はネット環境の普及により国内、海外を問わず観光客はリアルタイムの情報、訪問地の口コミ評価など多岐にわたる情報を求めております。例をあげますと一昨年の登山道の閉鎖及び開通状況、昨年の台風による北岸野営場、然別峡野営場の閉鎖及び道路状況などいち早くホームページに掲載し観光客に情報発信をしたところがあります。また、昨年、町のホームページについてもリニューアルをいたしまして、閲覧者に見やすく利用しやすいものとしたところがあります。さらに全職員のSNSをツールとした情報発信でできるように今現在、職員の研修等も実施しているところでございます。いずれにしても紙媒体からメディア、そしてホームページ等々幅広い情報発信を今後も実施をしていく考えでございますし、特に私は今年、これらについては大きなグレードアップを図るための努力をしていきたい、このように考えております。次に3点目の「条例改正により、起業家、既存企業などに体力が付き、経営安定に大きな力となる改正後の手応えは」についてお答えを申し上げますけれども、企業振興条例につきましては、平成17年に5年間の期限付きスタートをし、支援策は今後も必要との観点から、これまでに期間延長の改正4回を実施しております。また、平成28年9月議会において補助限度額の拡充なども行い、より利用のしやすい改正を行なったところがあります。議員お尋ねの条例改正後の手応えでありますけれども、4件の申請があり551万7千円を補助したところがあります。改正後について現在のところ、申請は相談が3件ございまして、内容としては増設あるいは新設ということでありまして、今年に入って具体的にそれらの展開がされていくというふうに思っているところであります。町内の金融機関のいろいろな情

報を聞きますと、本町のこうした事業の展開は非常に鈍いというお話もございますけれども、これは私は鹿追だけでなく今の経済情勢等々、各地におけるそういう状況が本町にも大きく影響している、こんなふうに思っておりますけれども、いずれにしてもこの制度が活かされて本町で企業されるようなそうした動機付けの発信をこれからもですね、しっかりとやっていきたいとこのように考えておりますので、今後についてもよろしくご指導をいただきたいというふうに思っております。ありがとうございました。

○議長（埴淵賢治）

再質問、ありますか。3番、畑議員。

○3番（畑久雄）

まず、最初の来町者増加方策ということでお尋ねし、お考えをお伺いしたいところでありましてけれども、実は先の定例会においても、さまざまなこの町の良いところがたくさんあります。観光といえば一口に言えば済むんですけども、そうではなくて観光プラス町の施設、あるいは今年行われました水素ガスの関係だとか、これは本当に他に範とするものがある次第であります。また教育においても早くから幼小中高一貫教育等、他に比べて先んじておりますので、そういった点をもっと前面に出しての来町者増加を図るべきだというのが私の主張であります。最近のパンフレットなど見ますと本当にあのそういったことがあまり載っていないです。例えば最初にこういった広げて見せる。それから次年度には今度、上の方に向けて見る。これは確かに観光に有効だと思います。しかしその前に行われたいろいろな写真を掲載したこういうパンフレットがありました。これこそ私たちは一番見やすくすぐ分かる、そういった内容のものであります。ただ内容については本当の観光しか載っていない。それではちょっと片手落ちではないかと。時代も変わりますのでどんどん良いものができてきます。しかしこの町を知っていただくためには、やはり早くとか分かりやすいパンフレットが一番必要ではないかと思えます。これらを見てこの施設を見たい、この施設のところに行ってみたい、そういう理解しやすいものに方向転換してほしいという願いであります。確かにそれぞれの観光協会など役員会もあるんでしょうけれども、そこまで押し量っての計画で進めておられると思うので、なお一層そういう努力をしていただきたいと思うところでもあります。お尋ねしたいのは広い意味のわが町の良いところをもっと前面に出してのPRをすべきではないか。それによって多くの来町者を増加させたい、そういうことをもう一度お聞きしたいと思えます。

○議長（埴淵賢治）

答弁、吉田弘志町長。

○町長（吉田弘志）

おっしゃられることはよく分かります。パンフレットだとかそういうもののデザイン等々については、プロがこれが良かれということでの価値観というものがあるわけですが、その評価についてはですね、どれだけ見ていただいた方に訴えるものがあるかということであろうということだろうと思いますので、これについての見直し、これについては必要というふうに考えています。本町いろいろな素材があります。正直言って私もですね発信する力というか、これが弱いとへたくそだと私自身も思っております。もっともつとですね、前面に出してもいいというふうに今考えておりますので、先ほども申し上げましたけれども、今年はですね思い切った方策での発信をする、今、具体的にちょっと申し上げられませんが考えておりますので、よろしくお願いをしたいというふうに思っております。以上であります。

○議長（埴淵賢治）

3番、畑議員。

○3番（畑久雄）

ぜひ、お考えのようございまして期待しております。何とか分かりやすく本当にこの町に行ってみたいなという感じのできるようなものを、ぜひ作っていただきたいと思っております。そしてやはりあの観光協会ばかりに任せるのではなくて、多くの方々を交えての何ていうんですか、作成が必要ではないかと思っておりますのでどうぞそういった件でもぜひ良いものを作っていただきたい、そう思います。では2番目の企業振興関係、お尋ねいたします。確かに550万の資金でおやりになっておるとい経過を聞きしました。しかしわが町も人口減というどこの町にもみえる、みられる現象でございまして、先に高校の進路の先生方と懇談する機会がありまして、高校生方の考え方というか感じというか思いは、やはり地元に残って貢献したいというそういう方が非常に多いということを知りましてうれしく思いました。しかし貢献したいと思ってもなかなか就職するところが少ない。そういった面で非常にあのそういう思いを持つ人ががっかりさせております。何とかこういった振興条例がありますので、もうちょっとこのPRとかしていただいて、この町を元気にしないとならない。あるいはそういうお手伝いをする行政の方にも、もっと力を入れていただきたい。そう思います。その点についてお尋ねしたいと思っております。

○議長（埴淵賢治）

答弁、吉田弘志町長。

○町長（吉田弘志）

今のお話、企業条例改正をして少し支援のですね厚みを出したわけでありましてけれども、正直言ってこれらがですね、どんどんと企業の展開がされているかということ、必ずしもそうではないと。しかしこの町にはですね、今、農業を中心とした大きな経済の柱、同時に観光ということもあるわけですし、これらをですねどういうふうに企業、そして働く場所としての受け皿にするかということでありまして、ご案内のように農業関係については220戸程度の農家で、今現在ピュアモルトの研修生も含めると180名以上の方がですね働いていることも事実であります。ですから私やっぱりそれらをですね、もっと人口増につなげられるような、つながるようなそういう展開をですね、どうやれば可能なのかということについて今後研究をしていく必要もあるだろうというふうに思っています。それから農業関係以外にでもですね、やはり鹿追町の魅力を持って、鹿追で何かをしたい方もいらっしゃるわけでありまして、今年は具体的に皆さん方にも予算の関係でご理解をいただいておりますけれども、ワーキングセンターのところで地域おこし協力隊の女性がですね起業をする、これもやはり私は成功させてですね、ぜひとも受け皿にさらにですねなるようなものに育てたいというふうに考えているところであります。大きな企業がですね、鹿追町に進出をしてくれれば、これはすぐ実現をすればですね人口増につながるわけでありまして、正直言って企業もですねやっぱりこの遠隔の地への有利さ、不利さというものがいろいろあってなかなかそういうものに結び付いていかないというのが現状でありますけれども、今、私は鹿追町でですねいわゆるネット環境、これの改善をしなければですね、こういう問題もリンクしてこないというふうに考えておりまして、何とか財政的にですね見通しが付けば、農村までの光、ネット環境の整備をしたいというふうに考えておりまして、これについての研究をですねはじめておりますので、今後もう少しですね、それらの問題、各省庁、どういうことが可能かを今打診をしている段階でありますのでいろんな手法を使ってですね、畑議員おっしゃるような鹿追町の企業振興を図っていきたいというふうに考えております。以上であります。

○議長（埴淵賢治）

3番、畑久雄議員。

○3番（畑久雄）

確かに光通信などのねネット関係、このことは本当にあの農村地帯でもできるようにぜ

ひしていただきたいなと思います。さて鹿追で産物というのはたくさんあります。しかし鹿追の産物はどうしても外に出ていってしまう。その場で加工されて出ていくのではない。何とかこの鹿追の産物で加工してそれを売っていく。そういうような何ていうんですか、昔でいえば製麺工場がありましたけれども、それに類似するというわけではないんですけれども、そういった野菜などを加工する施設が必要ではないかと考えるんです。あの個人企業でおやりになっている方もおりますけれども、今野菜などスーパーで見ますと何といえますか、もう洗ったり刻むことがしなくてもすぐ料理できるような、1パックでそういう物が売っております。そういった物へのどこで作っているかなと思ったら、東京の方で作っているんですね。何で北海道でできないのかなと、そういった思いで見えておりました。何かそういう食料を米はないけれども野菜が、野菜等でそういった加工、1次加工ができる施設づくりをぜひしていただきたいと思うんですが、その点についてお考えをお伺いします。

○議長（埴淵賢治）

吉田弘志町長。

○町長（吉田弘志）

さまざまな企業展開の中で今野菜等々の6次化ということも視野に入れていく必要性はあろうかというふうに思っております。私もですね、今、中鹿追のプラントのいわゆる貯湯にですね、夏の間は70度の温度のお湯が100トン、常に確保されている。今度瓜幕でもですね同じ施設があってこれが150トンということでもありますから、夏の間を活用をですね、何とか私は図るべきというふうに思っておりますけれども、なかなかそれがですねどう結び付けるのかについてはいろいろな問題がある。従ってあの瓜幕にですね、今後のハウス栽培等々も含めて、これらについてのこともですね併せて考えていく必要があるだろうというふうに考えておりますので、しばらく研究の期間をですね、いただければというふうに思っておりますのでよろしくお願ひしたいと思ひます。以上であります。

○議長（埴淵賢治）

3番、畑議員。

○3番（畑久雄）

いろいろお聞きしました。ぜひ前向きに捉えて一つ、いろいろとお考えいただきましてこの町が少しでも1人でも2人でも増えるように、また観光の面においても今まで以上にできるだけなるように期待しておりますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。ど

うもありがとうございました。終わります。

○議長（埴淵賢治）

これで畑久雄議員の質問を終わります。次に1番、山口優子議員。

○1番（山口優子）

議長の許可をいただきましたので、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。私からは2項目お伺いします。1項目、屋内ゲートボール場新築計画の再考を。平成29年度に鹿追町健康増進センター整備事業として屋内ゲートボール場の新築が計画されている。高齢者が生きがいを持ってスポーツができる環境の整備は重要である。町内でも、パークゴルフやゲートボールなどのスポーツに汗を流す高齢者がたくさんいて、それは大変喜ばしいことである。現在、町内には屋内でゲートボールができる場所が介護予防センター、瓜幕のゲートボール場、笹川のゲートボール場、その他にも地域の公民館と数多くある。また、屋外でもゲートボールのできる場所はたくさんある。それに対し、町内のゲートボール愛好者はおよそ60人である。今後、ゲートボール人口がもっと増えると仮定しても、現在の3カ所の屋内ゲートボール場、地域の公民館、屋外のゲートボール場に加え、さらに新しい屋内ゲートボール場の必要性を疑問視する声もある。現在の介護予防センターが使えない日は年平均30件の葬儀のときである。それらの日は屋外のコートを使うか、笹川や瓜幕のゲートボール場を使ってもらうようにすれば良いと思う。ゲートボール愛好者の方にお話を伺ったが、ゲートボールに対応した人工芝を入れてほしいとのことであった。ゲートボール用の人工芝があれば大会などにも対応できると伺ったので、介護予防センターの人工芝を入れ替えるという対応で、ゲートボールをされる方の要望には応えられると思う。今2億円から3億円をかけて新しく屋内ゲートボール場を新築するよりも、今鹿追町の課題となっている、不足している施設、図書館や子どもが自由に集える居場所である児童館や、大型遊具と高齢者健康遊具のある公園等の整備を優先するべきと思う。その方が鹿追町民全体の福祉の向上に寄与すると思う。また、高齢者福祉を考えるなら、施設の充実よりも、元気に安心して年を重ねていく日常生活の充実に力を入れるべきである。例えば、移動手段の確保としての高齢者タクシー券の助成などをさらに広げる方が、町内の高齢者全体の福祉の増進につながると考える。以上のことから、屋外ゲートボール場、健康増進センターの新築計画を再考するべきと考えますが、町長のお考えをお伺いします。

続きまして、2項目めです。学級編成・少人数学級について。鹿追町の教育行政は、幼小中高一貫教育の推進、地球コミュニケーション、新地球学などの特色ある教育カリキュ

ラムで、文部科学省の研究開発学校の5期目の指定を受けており、教育に力を入れている町だということが町内外から高く評価をされている。中でも少人数学級の推進は第6期鹿追町総合計画の中にも示されており、目の行き届いた教育環境の実現のために重要な施策であると考えます。先日、鹿追小学校において、学級編成の人数の基準を見直すとの保護者説明会があった。具体的には、小学3年生以上は国の学級編成基準どおりとする。1年生と2年生は可能な限り2学級編成とする、ということである。今まで継続してきた少人数学級について、どういう効果があったのか。また、子どもの学力向上にどういう影響があったのか。今までの経緯と今回の決定の理由、今後の方向性についてお伺いします。

○議長（埴淵賢治）

答弁、吉田弘志町長。

○町長（吉田弘志）

山口議員からは2点についてご質問をいただきましたので、順次お答えを申し上げますが、屋内ゲートボール場新築計画の関係ということであり、再考ということではありますが、屋内ゲートボール場につきましては、町の第6期総合計画にあります生涯現役で生きがいの持てる高齢社会の実現をするために、高齢者が生きがいを持って運動のできる環境整備と、積極的な健康づくりのために年間を通して使用のできる健康増進センターとしての現在計画を進めているところであります。屋内ゲートボール場の建設構想は、平成25年の本町の高齢者の会を対象とした議会のまちなか会議の中で、上幌内、瓜幕、笹川、上然別等それぞれゲートボール専用の施設の建設の要望があり、平成25年7月に議会から私宛にその要望について検討をするようにとの情報の提供をいただき、そうした経緯の中でこれらの計画をしたところであります。その後、老人会等での聞き取り、先進地の視察等の内部検討を行いました。12月21日の定例議会最終日におきまして、実施設計の予算を可決をいただき、3月末までの期間で実施設計が完成をし、納品される予定になっているわけであり、現在、町内のゲートボール場は、ご質問のとおり鹿追の介護予防センター、瓜幕と笹川の室内ゲートボール場の3カ所に設置をされております。笹川の施設、昭和63年に建設、瓜幕の施設、平成元年、鹿追の施設については平成2年と建設されておきまして、全ての施設が30年近くを経過をしていることから、老朽化も大きく、これらの改善と修繕等々も今大きな課題になっているところであります。また、介護予防センターに人工芝を入れ替える対応というご意見でありますけれども、この介護予防センターも建設から26年を経過している中で、これまでも人工芝の入れ替えを何回か

実施をしてきたところであります。福祉の向上、増進に関する事業の優先順位にはいろいろな論議のあるところではありますが、現在、可能な限り住み慣れた地域で生活を継続することができる地域包括システムの構築が図られる中で、こういった生きがい活動は大きな役割を果たす事業であるだけに、ゲートボールをメインとしての利用施設として、私は建設を決意をし、今進めているところであります。しかし、独立した施設で多額の予算も投入をするわけでありますので、空き時間については広く活用できるような、そういう内容のものにしていきたい。そんなふうに考えているところでありますので、ご理解をいただきたいというふうに思っております。

次に、学級編成・少人数学級についてのご質問にお答えを申し上げますけれども、最初の鹿追小学校における少人数学級の効果についてであります。鹿追小学校において、平成23年より保護者等の要望を受けて全学年において2クラス編成を実施してまいりました。具体的な効果であります。学力の経年変化を調査するCRT検査によりますと、少人数学級をスタートいたしました平成23年に入学した児童についてでありますけれども、現在6年生であります。この児童の国語と算数の経年変化の検査結果によりますと、学校における授業改善との効果もあって、徐々にではありますけれども、学力の向上が図られているということでございます。次に、具体的な学級編成等について説明を申し上げます。学校に配属される教職員は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づきまして、道費負担教職員の定数の配置基準があり、基準日の児童数により算出をされます。小学校1年生及び2年生については、35人までは1学級、3年生以上は40人までは1学級とされ、これらを合計した学級数に基づいての職員の配置となっているわけであります。ちなみに平成28年5月1日現在の鹿追小学校における教職員の配置基準数は、校長、教頭を除き普通学級の教員8名、特別学級教員7名が配置をされているわけであります。平成28年までは、鹿追小学校においては各学年の児童数が基準を満たしていなくても、全学年2学級編成を実施をして、不足する教員については、北海道教育大学等を卒業され教員資格を有するものの、北海道の教職員試験については合格をしていない方等をですね、お願いをする中で臨時的な教員としての配置をし、2学級の実現を図ってきたところがございます。具体的な学級編成は、配置基準に基づき配属された普通学級教員に加え、特別支援学級担当として配属をされる教員を普通学級担当教員として配置し、少人数学級編成を行い、特別支援学級の担当を町で採用した臨時教員を充てて特別支援の質を保ちつつ対応しておりました。もう少し具体的に申し上げますと、いわゆる普通学級の方だけではです

ね、2学級というには、小学校6年生までですから、12学級、普通学級職員8名ですから、学級担任としては12学級をやればですね、それは不足をするわけでありまして、これは、学校と教育委員会の配慮によって一部特殊学級の先生もですね担任をしてもらうような形でこれまで実施をしてきた。そして不足分を町が雇う助手、この職員をもってカバーをしていくという方法での少人数学級の実現、全ての学級において2学級というものが実現をしてきたわけでありまして、しかし、これらについては道教委の方から指摘をいただきまして、今後については、やはり法にのっとっての編成、教職員の活用ということになりまして、そのことからですね、実施不可能ということになったわけでありまして、町の方としても、この問題については、これまで少人数学級等々の実現を目指してきてただけに、何とか町の方ですね、普通学級担任のできる教員を雇ってですね、実施をしたいというお話をもさせていただきましてけれども、教員の試験等々については、昔はA登録、B登録ということで、合格をした教員が、ある程度の人数が確保されているという状況でありましたけれども、今日ではそうした人材はいないということでありまして、そうすると2学級を実現をするということになれば、どうしても配置をされている教員資格のある特殊学級の先生にもですね、一部学級担任ということになるわけでありましてけれども、これは何としても認められないということでありまして、どういうふうに町がですね、考えてもこの実現は今の現在の状況の中では不可能というふうに考えているところであります。私はこれまで町長になってからですね、ほとんどの期間、北海道の政策委員会の中で、30人学級の実現を図ってですね、教育府県としての、やっぱりそういう環境を作るべきではないのかと、古くは秋田県がですね、そうした政策をもって実現をして教育力、学力の向上をしているだけにですね、北海道もそういうことをやってはどうかというお話をさせていただいておりますけれども、ようやく国の方ではね、小学校1、2年については35人という若干の私は進展を見ておりますけれども、残念ながら公式には実現をほとんどしていないということでありまして、これは、今後についてもですね、町村会、北海道の町村会等々での国へ要望のときには、この問題について入れてですね、要望改善をしていただくように、時々ですね、そうしたことが実現するやに報道されることがあるんですけども、なかなか現実のものになっていないというのが現状でありますから、そうした努力をさせようということで、ご理解をいただきたいというふうに思っております。ありがとうございました。

○議長（埴淵賢治）

ここで、暫時休憩といたします。再開は、お手元の時計で11時10分とします。

休憩 11時00分

再開 11時10分

○議長（埴淵賢治）

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

○議長（埴淵賢治）

再質問ありますか。山口優子議員。

○1番（山口優子）

ご答弁ありがとうございました。今鹿追町が進めている大きな事業として、新しいこども園の建設があります。このこども園の総事業費、補助金の額などが今現在出てきておりませんので、これらの額が確定してからこのゲートボール場の予算の執行の方が良いのではと思いました。この事業を優先して町の財政悪化を心配する声もあります。この健康増進センターの総事業費、財源、補助金、町の負担額はおいくらでしょうか。

○議長（埴淵賢治）

答弁、佐々木福祉課長。

○福祉課長（佐々木康人）

ゲートボール場の総事業費につきましては、現在実施設計を行なっておりますので、実施設計が終わりまして整理された後に総事業費が出てくるものと思います。また、財源につきましては、緊急防災減災事業、これで防災備蓄庫という役割を付与いたしまして財源とすることを今予定しているところでございます。

○議長（埴淵賢治）

吉田弘志町長。

○町長（吉田弘志）

こども園のね、事業費等々が確定してそれにどのくらいかかるのかということが決まってから、やった方がいいのではないかというご意見であります。当然私は財政的にですね、そういうことを考えながらこっちを先に云々ということもですね考えながら、あるいは需要に対してどう応えかということも考えながらですね、実施をしていますから、財政的な心配いただくことは当然でありますけれども、今の健全化をね、大きく心配されるような方向に行かないようにやっていきたいという計画を今作っておりますので、心配はないのかなというふうに思っておりますし、ゲートボール場というかね、健康センターを造るこ

とによって、こども園の予算がどうだとかね、ということにもならないように、この限りある財源の中でこうした施設を作るわけでありますから、そう頻繁にですね、こういう事業が実施をされることではない状況の中での計画でありますのでね、私はそうした努力を精いっぱいやるということについてご理解をいただければというふうに思っています。それから、この健康施設についてはね、議会でも議決をいただいているわけでありますけれども、やはり今ある施設等々については、ご案内のように老朽化をしてですね、雨漏りをしたり、常に寒いとかいろんなご意見があって、苦情等々も来ているのも実態でありますし、このご質問の中にも年間30の葬儀等が入っているだけだというお話がありましたけれども、私は30ものそうした事業がですね入っていて、これは初めから施設に付与されたものではなくて、葬儀場としての、そういう課題からですね、使用しているわけでありませうけれども、30の方が利用すれば大体これの倍以上の日数がこれに本来の目的に使うことができないという状況の中で、私は今回集約をすると、そして将来のいろんな問題を解決をしていくひとつの策として集約をしたものを作ること方がですね、財源的にも長期展望に立った施策というふうに考えておりますので、ご理解をいただきたいというふうに思っております。以上であります。

○議長（埴淵賢治）

再質問ありますか。1番、山口優子議員。

○1番（山口優子）

新しいゲートボール場の建設にあたって、ゲートボール人口の推移というものが一つの指標となると思いますけれども、現在60名のゲートボールをされる方がいらっしゃって、今後このゲートボール人口の推移をどのように想定されているのか、現在の介護予防センターについては、利用方法を変えていくのかについてお伺いします。

○議長（埴淵賢治）

吉田弘志町長。

○町長（吉田弘志）

まずあの当然新しいところがあればね、ゲートボール場としては使わなくてもいいわけでありますから、そういう意味では介護センターとして使っていける状況が出てくるであろうと思っております。そして、あそこはですね、葬儀だけではなくて、その他にもね、冬期間における子どもたちの野球の練習場、ネットを張ってあるのもそうしたものに応えるための方策としてやっているわけでありませうけれども、そうしたものが充実をして活用

できるというふうに考えておりますし、もう一つは何だった、ゴルフでも使っていますね、あそこね。そういうことであります。人口の関係ですけれどもね、確かに私は今利用者は少ないと、利用者少ないというよりも、やる方が少ないというふうに思っています。しかし、高齢化社会はますます人口は減っていく一方の中でね、増えているのも事実ではあります。75歳が今度は後期高齢者ということになるわけでありましてけれども、それでも520の方がいらっしゃるわけでありまして。もっと前にいけばですね、敬寿会、これの対象は800人くらいいたわけですね。しかし、現在そこに参加をしている方は大体250人ぐらい。ゲートボールは60人ぐらいということでありまして、これは私は非常に良い傾向としてのね、一つのあり方というふうに思っています。夏はパークゴルフをやる方は結構いらっしゃるし、それからゲートボールをやる方もいらっしゃる。ですから、60人というね、人数だけではね、この問題を必ずしも押し量ることはできないというふうに思っておりますし、やはり利用がなければね、建てる場所についてはご案内のような今度建てるこども園のほぼそばということになればですね、そうした雨天のときの活用も過分にあってまいりますのでね、私は有効活用が図れる施設になるだろうというふうに思っておりますし、60人というね、固定した人数ではない。これからやはり愛好者もですね、私は健康づくりのための社会体育としての位置付けをしっかりとしていけばですね、それをして楽しむという方も増えてくるというふうに思っておりますので、この辺、今の数字を見てですね、私は対応はしておりませんので、ご理解をいただきたいというふうに思っております。

○議長（埴淵賢治）

再質問ありますか。1番、山口優子議員。

○1番（山口優子）

空き時間に関しては有効活用ができるように考えていくというふうにおっしゃっていただいていたので、鹿追町は町民ひとり1スポーツに取り組んでいる町でもありますし、今後鹿追町からもトップアスリートを輩出できるような子どもたちのためのスポーツ環境の整備というのも、高齢者の健康づくりと並行して進めていっていただきたいと思います。現在あの、総合スポーツセンターは利用者が多くて、予約が取りづらいという状況にある時期もあると伺いましたので、こういった課題の解決のためにもゲートボール専用の、高齢者専用の健康づくりの施設というのではなくて、さまざまなスポーツに対応できるような、多目的に使用できる施設にする方が町民全体の福祉の向上に役立つと思いますので、せっかくお金をかけて建てるのですから、使い勝手の良い、多目的に使えるような施設に

していただくようにしていただきたいと思いますが、その点についてお願いします。

○議長（埴淵賢治）

答弁、吉田弘志町長。

○町長（吉田弘志）

私あの、本筋というかね、そこは変えるべきでないというふうに思ってます。やはり今の施設でのいろんな不便さ、そういうものがですね、やはり使う人たちにも大きな不便を与えているわけでありまして、そうした私は城としてのね、何と言うかな、健康センターという位置付けをですね、しておかないと、またあれもこれもで利用できないということになれば、また新しいものを造ってくれということに私は結び付きかねないというふうに思っていますので、基本はやはり高齢の方の健康づくりという基本を持ちながら、おっしゃられるように空いているときにはですね、大いに有効活用していくべきというふうに考えておりますので、ただそれはね、譲り合いの精神で上手に使うというのも手法でありますから、この辺については、高齢の方のご理解もいただく必要があるというふうに思っておりますので、よろしくお願いします。

○議長（埴淵賢治）

再質問ありますか。1番、山口優子議員。

○1番（山口優子）

はい、了解しました。この健康増進センターの計画の進め方についてなんですけれども、私もこの過去、議会も絡んで高齢者の方からの要望が上がってきて検討されてきた事案であるということは重々理解はしております。ただ、一般の町民の方にとっては、主要懸案事項説明会で初めて聞いたという方が多い。もっと言えば、ほとんどの町民の方は、建物が建って初めてこれ何の建物っていうことになってくるかと思うんです。そのときにこの新しいゲートボール場に関しての必要性を疑問視する声というのも現在もありますし、出てくると思います。この必要性を疑問視する声に対してどのようにお答え、必要性を疑問視する声があることについてどのようにお考えですか。

○議長（埴淵賢治）

答弁、佐々木福祉課長。

○福祉課長（佐々木康人）

ゲートボール場の建設に至る経過の中でですね、昨年も老人会ですとか、ゲートボールの代表者、それから今年に入りまして老人会、ゲートボールの代表者の方の意見を伺う

ような、そういう場を設けまして説明それから協議等を行なったところでありまして。そういった意味では、競技される方、あるいは高齢者の方への周知という部分では完全ではありませんけれどももできているものと思います。またあの、町民への周知というところではですね、まだ十分ではないというご指摘ですので、そこは確かに周知不足という部分もありますので、これから周知させていただくように検討したいと思います。

○議長（埴淵賢治）

再質問。山口優子議員。

○1番（山口優子）

この計画を知って、実際私の方には疑問視する声というのがたくさん届いておりまして、これらの声を町側へ伝えるということも議員の役割の一つかなと思ひまして、一部ご紹介をさせていただきます。Aさん、ゲートボール専用じゃなくて、子どもやお年寄りが集まる室内施設を作ってください。Bさん、雨の日や、冬に遊べるように屋内の大型遊具や砂場を作ってほしい。Cさん、高齢者と孫世代の交流の場として、幼児から体験できるゲートボールコーナーを併設してみてもどうか。Dさん、子どもが室内で遊べる場所が欲しいです。先日も支援センターに行こうと思ったら、行事で使用できない日で、どこか他に考えたけれどどこも行く場所がなく、利用できる違う場所があればいいのにと思いました。Eさん、図書館を先に建ててほしい。一部ご紹介しましたけれども、他にも疑問の声を持っている方というのはいらっしゃいました。町側にそういった意見は届いてないという形だと思いますけども、意見が言い難い環境があるのではないのかなと思います。町から示されるときに、主要懸案事項説明会についても、決定事項ですという形で説明されてまして、決定事項に対して意見を求められてもいないですし、意見は言いづらいと思います。町民参加共同のまちづくりが重要であると思いますので、例えばたたき台の段階で、町民に意見を求めていたらまた違った意見が出てきたかもしれませんし、意見が出てこないというのは、町民が会議に参加したり、意見を言ったりしたことが有効であると、意見を言って良かったというように町民自身が感じられていないのではないかと。この件に関してだけではないんですけれども、町民からの合意を十分に得られるようなやり方で提案していただければと思いますし、決定事項を報告していただくのやり方ですと、今後町民の方々がまちづくりに意見を言っていこうという意欲が薄れていくと思います。それは決して町のためにならないと思います。ですから、町民の方も意見を言いやすい環境づくりについて取り組んでいただきたいと思います。その環境づくりについてお伺いします。

○議長（埴淵賢治）

吉田弘志町長。

○町長（吉田弘志）

いろいろとご意見ご紹介をいただいて感謝を申し上げます。意見を言う機会というのはね、懸案事項説明会ももちろんですけども、いろいろあるはずであります。そこに参加をした方のご意見ですか、今のは。参加をして言い難かったのであればそれは失礼をいたしましたけれども、しないでおいてね、そういうご意見ということになれば、私は何をか言わんやでないかなというふうに思っております。世の中さまざまな考え方がありますから。お一人お一人伺えばねそれはもう百人百色、それだけの意見はね出てくるだろうというふうに思います。しかし、行政、議会、それに対してどう応えるかをね、やっぱり多くの方、多数決、いろんなこう原則がありますよね。そういうものを基本にしながら、その中にいろいろな配慮をしながらの政策展開ということになるのが私は普通であろうというふうに思いますから、なかなか全ての方のね意見を聞くというのは難しいとは言いませんけれども、できれば本当に私どものところにもねいろんな意見入ってきます。それから、鹿追の議会、まちなか会議、他の議会でやってませんよね。そういう機会を持ってね、議員さん方に直接言う機会も本当に十勝の中で議会活動、議員さんの活動というのはね、2番目に多いですよ、日数的に、時間的に言ってもね。それだけの機会がある中でね、できるだけ町民の方の意見を吸い上げようというふうに考えながらやって、お話については否定はしません。よりしっかりとね、受け止める必要はあろうかというふうに考えていますので、ご理解をいただきたいと思います。以上であります。

○議長（埴淵賢治）

山口議員に申し上げます。ちょっと質問の内容がですね、ちょっと口説くなってきましたので簡潔にお願いします。1番、山口優子議員。

○1番（山口優子）

ありがとうございました。それでは2項目目の再質問をさせていただきます。学級編成少人数学級についてです。平成23年度から少人数学級を鹿追町ではされてきていて、鹿追町以外の他の市町村の地域の小学校は国の基準に従ってどんどん統廃合されていく中で、鹿追町長は地域の小学校も守っていく、少人数学級も推進していくという方針で大変すばらしいと思っています。全ての子どもに目が行き届く、しっかりと子どもを見ていく、その基本は少人数学級であると思います。今回、道教委の方から指摘を受けたということで

したけれども、これ結構重要な政策の転換だと思います。少人数のメリットについて、先ほど町長がおっしゃっていましたが、学力の向上が図られているということです。他にも少人数学級のメリットというのはたくさんありまして、もちろん学力、中でも理数系の向上、あと、トラブルの解決率が向上する、先生との対話が増える、生徒一人当たりの発言量が増える、問題行動が減少するというようなことなどがあるようでございます。国の調査では、欠席や不登校は減って、学力は向上するということでありますし、少人数学級というのは日本全国において子ども、保護者、教職員の願いでもあると思います。人数が増えると、先生の負担も増大すると思います。今、先生はすごく多忙で、生徒一人一人としっかり向き合う時間がとれないというのが共通した先生の悩みであるというふうに伺いました。鹿追小学校で平成26年度、27年度、28年度においては高学年5、6年生、4年生についても、36人、34人で2クラスにしていた過去があります。今度新年度からは38人、34人で1クラスになるということです。この間、教室1クラスに38人分の机を入れてみたそうなんですけれども、そうなるとかかなりぎゅうぎゅうで、先生の机は教室には入らなかったそうなんです。教室にゆとりがないので、スペースを活用してグループ学習など、子どもたち同士の話し合いによる学習というのがやりづらい、机の移動がやりづらいので、そういった自主的な学習の時間が減ってしまう。3年生以上になると、体も成長してきて体がぶつかったなどのトラブルも増えるということだそうです。先ほど町長もおっしゃっていましたが、秋田県など先進地の事例では、30人学級を導入して学力の向上が図られたということなので、町独自の裁量をして少人数学級というのを維持していただきたいというのが、これはお願いというような形になってしまうのかもしれないんですけれども、思います。教員不足についてなんですけれども、今までその教員免許を持っているけれども、道の採用試験に受かっていないという人を探して採用してきたというふうに伺いました。例えば教員の退職者の活用についてはどうでしょうか。今の年代、定年退職される方たくさんいらっしゃいますし、経験値も高くてもやる気もある先生がたくさんいると思いますが、そういう先生に、例えば定年することは1年前から分かっているわけですから、1年前から採用の働きかけというのもできるのではないかと思いますがいかがでしょうか。

○議長（埴淵賢治）

答弁、吉田弘志町長。

○町長（吉田弘志）

少人数学級の必要性、効果等々については、今おっしゃられたとおりでありますから、私もやりたい。やりたいけれどもできないというのがある。先ほどから申し上げているけどね。現実です。ですから、私あの先生の採用は基本的には道教委ですから、そうするとその中でこれまで私は校長先生がその学校でいる人材を有効活用して、可能な限り私どもと心を一つにして対応してきたものをですね、8人しか雇わないのに12学級あるというのはいかがなものかという指摘を受けて、それは駄目よと。それじゃうちで雇ってやりますからと言ったらそれはいないと。どうやったってできませんね。今退職者を活用してということになればもっと難しくなるんじゃないかなと私は思います。もちろんこれまでの経験をしてきた先生ですから、教員としての私はまだまだ働ける方もいらっしゃるだろうけれども、非常に難しいなと。そこでですねやはりこれまでどおり私はやっぱりそういう不都合というか、学校経営は校長が一応責任を持ってやっているわけですから、校長が良かれと思えば、そういうやり方については認めていくという姿勢がねやっぱり必要ではないかというふうに考えておりますので、そういう意味でもぜひとも、山口議員さんも政治家でありますから、そういう意味で道に対してもね、アプローチもしていただければありがたいというふうに思っております。引き続き私は少人数学級についてのですね、主張はしていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いをしたいというふうに思っております。以上です。

○議長（埴淵賢治）

再質問ありますか。1番、山口優子議員。

○1番（山口優子）

ぜひあの国の方や道の方への働きかけもしていただきたいと思います。全国的に30人から25人の学級を目指しているところも多いですし、国の標準を下回る学級編成を独自に行なっているところも多いです。近隣でも鹿追町を見習って少人数学級を導入してほしいと言われております。これはすごく自慢であったのですが、町独自の基準というの今後考えていただきたいと思います。なるべく40人ぎりぎりのクラスというのをなくすような努力と、実現に向けて積極的な予算も取っていただきたいと思います。あと、学力についてなんですけれども、平成28年度の全国学力学習状況調査が、これあの鹿追町がはっきり言ってあまりすばらしいという成績ではありませんでした。小学6年生においては、国語で7項目中4項目が全国平均より下、算数においては8項目中5項目が全国平均より下、中学3年生においては、国語が6項目中3項目、数学におい

では、8項目中7項目が全国平均より下回っているというような結果を受けて、これらの学力向上策として、町としては結果の分析を元に授業内容の改善、少人数指導や習熟度別学習指導によるきめ細かな指導を今後行なっていくということなんですけれども、少人数学級ではなくて、少人数指導というのも学力向上のためには有効であると思いますが、少人数指導などの新しい取り組みをするというお考えはありますか。

○議長（埴淵賢治）

答弁、大前学校教育課長。

○学校教育課長（大前健也）

お答えいたします。少人数指導、既に鹿迫小学校の事例で申しますと、わくわくチャレンジ教室のですね年に5回ほど実施いたしております、まず学ぶことの楽しさ、また、どうしても高学年になっても、小学校高学年になっても算数の例えば掛け算があまりちゃんとできないというようなお子さんもいらっしゃるというような部分についてはですね、個別に指導もしているというふうには聞いてはおります。ただ、具体的にプログラムがあつてですね、少人数指導というですね、というものを計画的にやっているかということになりますと、それは個別のですね指導の中で今は取り組んでいるというのが現状でございます。よって今のものを参考にですね、学校現場との状況も確認しながら今後検討して参りたいと考えております。

○議長（埴淵賢治）

再質問、吉田弘志町長。

○町長（吉田弘志）

それで私もね、学力の向上というのは、非常に大事だというふうに思つてましてね、研究して15年間やってどれだけ一般教科で伸びているのか、国語だとか算数については一部あの全道平均を上回っているところありますけれども、そこに到達していないというの結構あるというふうに承知をしています。それであの分かる教え方というかね、そういうことについてもいろんなメディアをとおして私も見たり聞いたりしているわけでありましてけれども、そうした研究もね、してみる必要もあるしということで、今本町では教育現場のIT化、これについては多分十勝だけでなく全道一番でないかというふうに思つてはいるんですが、まずそれだけの機器もですね、揃えているということでこれも宝の持ち腐れになつてはいけないということで、今、教育長とねお話をして、まず先生のね、教え方、文句をつけるわけではないけれども、この研究をね、しっかりとやってもらうということ

が大事ではないかということで、研修をね、しっかりやれるような環境を作るべきでないかということで、今予算的にもね、相談をしているところでありますので、山口議員おっしゃられるように、そうしたことについての配慮もしていきたいというふうに考えておりますから、よろしくお願いを申し上げます。以上であります。

○議長（埴淵賢治）

再質問ありますか、1番、山口優子議員。

○1番（山口優子）

理数系については、課題がありましたけれども、英語などは研究開発学校の効果が出て、全国平均よりもかなりいい成績の鹿追町の状況であると思います。この研究開発学校の指定5期が今年いっぱい、新年度いっぱい終了ということになりますけれども、6期の指定についてはどのようにお考えですか。

○町長（吉田弘志）

議長。

○議長（埴淵賢治）

はい、吉田弘志町長。

○町長（吉田弘志）

この問題は質問の中に入っていませんよね。だからどこまで具体的にお許しいただければしっかりと。かなり入っていない部分にも答えてはきているけれども、やはりどこかで止めないと。

○議長（埴淵賢治）

後ほどまたその標題に基づいて質問者もおりますので。よろしいですか。1番、山口優子議員。

○1番（山口優子）

今後も教育環境の充実には力を入れていていただきたいと思いますし、現場の状況を見ながら、あと保護者の意向も聞きながら教育行政を進めていていただきたいとお願いして、私の質問を終了させていただきます。ありがとうございました。

○議長（埴淵賢治）

これで山口優子議員の質問を終わります。ここで暫時休憩とし、再開は1時といたします。

休憩 11時44分

再開 13時00分

○議長（埴淵賢治）

休憩前に引き続き会議を再開いたします。4番、台蔵征一議員。

○4番（台蔵征一）

議長のお許しをいただきましたので、通告に従いまして、「留学による移住促進と労働力不足対策は」ということで一般質問したいと思います。最近、都市で起きていることは、ふるさと回帰現象で、移住相談が多くなっているとお伺いしております。総務省の1月の都市住民調査のアンケート結果では、移住先の選択の条件として就労の場があることが自然環境が良いことを上回っているとしています。これまでの単なる田舎暮らしから、生活できる地方暮らしの方向での新しい動きとなっております。鹿追町は今、第6期総合計画を進めているところでありますが、その中の4本の柱の一つに安定した雇用の場を確保し、安心して生活できる環境づくりを目指しているとあります。新年度事業では、移住促進を見据える親子留学用の住宅建設の計画があります。人口対策と労働力不足の対策にもつなげることが重要と考えるところであります。瓜幕の留学制度ができて、平成29年で30周年を迎えます。親子留学で鹿追へ来て、その後移住に変え、地域の中で活躍してくれている人たちも少しずつ増えております。今までの活動で留学に関係する人たちの中で約100人の人たちがこの鹿追町に住んでいただいております。これからも留学制度として推進していくことがまちづくりとして重要であり、移住者対策というふうにもなることとなります。活力ある地域づくりを進めるためにも、親子留学の住宅を整備することは大変ありがたいことというふうに考えるところであります。特色あるまちづくりの行政的支援はこれからも必要であり、今までの事業推進に感謝申し上げますところであります。この事業と連携して、家族のある農業従業員が移住して来てもらえる住宅の確保も必要と考えます。安心して生活を続けられる農業従業員の仕事の間と素晴らしい鹿追の教育環境があれば、若い人たちも子育てしながら生活できると考えるところであります。これからも、産業の中心である農業の担い手育成と労働力確保は最大の課題と考えます。今までは独身者を中心に考えてきておりますけれども、これからは鹿追独自の一贯教育との連携を深め、鹿追の教育のすばらしいことをPRすることも必要と思います。留学生の募集活動の中で、移住・定住事業の連携と、農業労働者不足対策になるような特色ある事業として考えていければというふうに思うところであります。先のJA鹿追町で実施されました農業推進方策懇話会においても、農業従事員不足と労働者対策が重要であるとの意見が多くありました。青年部の若い人からも、経営は拡大の方向性にあり、従業員の確保と、家族があつて長く住

んでもらえる、先に見える対策が必要との意見がありました。担い手育成と支援、労働者不足の対策はこれから農業関係者による町全体での受け皿づくりの対応が進んでいくと思いますが、具体的対策が急がれるところであります。移住につながる留学の推進と雇用の場の拡大、労働力不足対策など、新年度に向け期待されるところであります。これからも住んでみたくなるまちづくりを推進していく上で、移住・定住対策と農業の現場での労働力不足対策の2点について、町長のご所見をお伺いしたいと思います。

○議長（埴淵賢治）

吉田弘志町長。

○町長（吉田弘志）

台蔵議員からは、「留学による移住促進と労働力不足対策は」と題してご質問いただきましたのでお答えをさせていただきます。議員ご質問の、瓜幕自然体験留学制度は瓜幕地区の学校存続を目的に地域住民が昭和63年にスタートし、以来、瓜幕地域の皆様のご理解とご協力のもと継続されており、事業の目的である地域の学校存続に大きく寄与しております。これまでの児童生徒の受け入れ延べ人数は、501名であり、鹿追町の恵まれた資源を活用し、サマーキャンプやスキー、スピードスケート、さらには、ライディングパークにおいての乗馬などを体験しているところでございます。また、親子留学やお子さんの留学を機に、本町に移住された方々は、平成28年度当初で96名を数え、その効果は素晴らしいことであると認識をするものであります。平成27年第3回定例議会において、台蔵議員の一般質問に対して、山村留学制度は、「地域への新しい人の流れをつくることが可能であると認識している」と答弁をさせていただきました。また、「親子留学希望をさらに受け入れるためには、居住環境整備が必要」とも答弁いたし、今議会において、地方創生拠点整備交付金事業において、瓜幕市街に4戸の親子留学用住宅の整備を提案をいたしたところであります。これまで答弁してまいりました事業の具体化であり、より山村留学制度が進むことが期待をされているところであります。昨年12月に開催されました、東京都台東区のふるさと交流ひろばで、親子留学希望者へのPR活動として、台東区教育委員会と田原小学校を訪問し、幼小中高一貫教育の内容と親子留学の募集について説明をさせていただいたところで、留学生の募集活動の具体的なエリアとして東京都台東区を掲げ、町としても連携し活動いたしてまいりたいと考えております。現在、親子留学家庭の保護者の就労先は、役場や近隣町の事業所等であり、これまで就業していた職業等を参考に選択をされているのではないかとおもわれますが、具体的な就労先として基幹産業である農業

について、情報提供をすることは選択肢の一つであると考えているところであります。次に移住・定住対策についてであります。移住対策につきましては、平成18年度より鹿追町への移住に関心のある方々に安心感や納得感を与える重要な機会として、2週間から3カ月程度の移住体験の受け入れを実施しており、延べ89件、170名の方に2,336日間、鹿追町での生活を実際に体験をしていただき、鹿追町の魅力・素晴らしさを感じていただいております。さらに、北海道移住促進協議会などと、北海道暮らしのフェアの東京会場、大阪会場、名古屋会場に参加をし、鹿追町のPRや、ホームページでの情報発信を行っております。この結果、8件、20名の方が鹿追町へ移住することにつながっております。定住促進対策として、いずみ野団地など低価格な宅地分譲の他、平成13年度から定住促進住宅建設奨励制度で356戸、平成15年度から賃貸住宅建設促進制度で18件、115戸、平成24年度からは、民間アパート入居者に対する家賃助成制度で74件助成と、さまざまな施策を展開し、住んでもらえる鹿追町の実現に向け、住宅の整備等人口の増につながる事業を積極的に推進しております。次に農業労働力不足対策についてでありますけれども、台蔵議員おっしゃるとおり、近年農家従業員の不足、募集しても応募がないなど、労働力の確保に多くの皆さんが苦慮している状況にあります。このことから、本州や都市において雇用状況が回復しており、農業に限らず全ての業種でも労働力不足となる状況であります。農業の担い手対策や労働力対策としては、台蔵議員もおっしゃる、ご承知のとおり、町でも01農業塾やピュアモルト研修生制度等を実施しており、01農業塾では毎年5、6名程度の後継者が入塾し、農業をはじめ国政など教養を高め、農業経営に生かしていただくという事業であり、これまで63名が修了しており、今年度も11名が塾生として学習を活動をしているところであります。また、ピュアモルト研修生制度については平成10年度よりスタートし、これまで200名を超える研修生が鹿追町で研修し、そのうち30数名が研修修了後も数年または現在も鹿追町に残って仕事や結婚をされております。28年度においても、研修生12名のうち8名が農業従業員等で鹿追町に残る予定となっております。議員がおっしゃるとおり、親子留学や移住をするにあたっての、農業もひとつの働き場として選択してもらえようになれば大変素晴らしいというふうを考えているところであります。そのためには、雇用主である農業者自らが給料や福利厚生、住宅など家族でも生活できるような待遇を考えていくことも必要と考えております。町といたしましても従業員住宅の建設に対し、これまで25戸の助成を行なって支援をしておりますし、今後、従業員住宅の需要が高まれば、空いている町有住宅を利用するなど

検討してまいりたいと考えております。現在実施しているピュアモルト研修事業についても、男性研修生の受け入れ等についても考える必要があるかというふうに考えております。さらには、担い手対策としてJA鹿追町では現在中国からの技能実習生を受け入れておりますけれども、今後は中国以外からの技能研修生の受け入れ等についても関係機関と連携し、研究していきたいと考えております。今後留学制度の推進や移住・定住促進のため、働き場としての農業についてPRをしてまいりたいと考えているところであります。以上、答弁させていただきましたけれども、いずれにしても本町がもっと発信力を持つということも極めて重要というふうに考えておりますから、先ほどの前の議員の方の答弁の中にも鹿追町のネット環境だとか、そしてそれをとおしての発信力、これらをもって鹿追にまず来ていただくと、見ていただくと、そして鹿追の食糧等々の安全性だとかそういうものを体験をとおして知っていただいて、ここがですね第2のふるさとになるような、そんなまちづくりが必要というふうに考えておりますので、今後ともよろしくお願いを申し上げます。ありがとうございました。

○議長（埴淵賢治）

再質問、ありますか。4番、台蔵征一議員。

○4番（台蔵征一）

詳しく町長の方からご答弁いただきました。それであの最後にまとめていただいてその鹿追町として発信力をですね、これからも推進していきたいということを先にご答弁いただきました。私も実は最終的にはこの発信力をですね、しっかりと町全体の中で協議、連携しながら進めていってはどういうふうに締めようと思ったんですけれども、町長さんの方に先にお言葉をいただきましたんですけれども、ちょっと再質問させていただきます。留学の関係でありますけれども、ちょっと経過ということで皆さんにちょっとお話をさせていただきたい。2点ございます。まず1点、あの町長も行政報告の中で説明していただけてますけれども、27年、一昨年になりますけれども10月に鹿追町で全国山村留学協会主催の全道大会が瓜幕で実施をされました。山村留学の体験活動という中で指導者交流を山村留学を実施している地元で、実践例を共有するという内容の事業でありました。私も参加させていただきました。そこでですね、全国回っておられる方がですね、鹿追をこういうふうにお話いただきました。鹿追町は、今進めている親子留学、この親子留学から移住、定住につながっている実績は、これは全国の中でも私は上の方だということの評価いただきました。それともう1点、今年の2月に本社が東京にある宝島社がですね、瓜幕に

取材、留学のことで取材に来まして全国版の月刊誌であります田舎暮らしの本という本が関東を中心として、東京圏を中心として関東7都県の中で、中心に発行している月刊誌というふうにお聞きしました。内容はですね、移住者情報ということで移住者が希望する住宅の紹介、それからあのこういうところ、地域がこういうところありますよという紹介をしている本、その取材に来ましてですね、鹿追町の自然体験留学がその中で紹介していただきました。この本になったもの、町長さん、教育長さんにもお届けできているかなというふうに思いますけれども、「北海道鹿追町、見て触れて感じて大自然が与えてくれる貴重な体験」、ちょっと長いタイトルですけど、こういうタイトルでですね、その本の中4ページにわたって学校、地域、留学の内容等ですね紹介をしていただいて、さらに鹿追町の移住定住情報というものも案内していただいているということでホームページはもちろんですけれども、こういう雑誌、活字になっているものですね、先ほど町長、答弁いただきましたけれども、台東区の方も含めてですけども、今後ですねやはりこういう地域、こういう活動、こういう素晴らしいところがありますよということをですね、留学の応募のときにですね、やはり町のPRというのを、私はもっと積極的にすべきだと。午前中の議員さんもちょっと観光の方と連動したそういう鹿追のPRをもっとというお話、私も聞いていてなるほどというふうに思いましたので、ぜひあのそこの観光それから鹿追が今やっているこの留学、それから先ほどからお話をしています農業の関係含めてですね、もうちょっと横の連携を取りながら素晴らしい町だよということをもっともって私はPRしてほしいなど、自分も含めてですね、そういうこともこれからやっていけばですね、かなりのことがこの町でまだ可能性があるのかなというふうな期待を私は持っているところで、まずここで一度閉めたいと思います。町長、その辺のところでご答弁1回お願いしたいと思います。

○議長（埴淵賢治）

答弁、吉田弘志町長。

○町長（吉田弘志）

あのお答えをさせていただきますけれども、今、ご紹介のあった宝島の雑誌も私は見ました。本当にあの4ページでよくあれだけ書いてくれたなというふうに思っていて、あれをコピーしてですね、もっと配ってもいいのかなというふうに思っていたところありますけれども、いずれにしてもあの発信力についてはですね、まだまだ不足というふうに考えています。正直言って自分たちがやっているぞということをですね、口に出して一

生懸命言うよりも、それを誰かが評価をして良いなと言ってくれることは私は一番良いというふうに思っていますんで、そういう評価もしていただければと、そういう意味ではあまり自慢はしたくないなという思いを一方に持ちながらいるわけでありますけれども、良いものは良いと、もっともっと紹介をしなければですねなかなか分かっていただけないという面もありますから、私もあの紹介すべきものは本当にあの盛りだくさんあると思いますから、これらをですね総合的にまとめた一つのもの、あるいはそれに加えて枝葉をつけたものをですね、今後作って発信力をもっともっと高めたい。それから手法としてはね、今の時代として全てをしようとしなければならないのではなくてネット環境、先ほど申し上げましたけれどもネット環境、その中でもテレワークなんてねそういう発想もですね、駆使できれば田舎で本当に東京と連携して仕事ができるというそういうこともですね可能になってくるということで、そうした環境を整備していく必要はあるなというふうに感じておりますので、これからもですね一層努力をさせていただきますんで、ご指導をいただければというふうに思っております。以上であります。

○議長（埴渕賢治）

再質問ありますか。4番、台蔵征一議員。

○4番（台蔵征一）

あの最初から町長 PR をもっと進めたいというご答弁をいただきましたので、実施していけるというふうに私どもも協力しながら進めていきたいなというふうに思います。あのご答弁の中にありました自分からというよりは、どなたかがこう広めてもらえることが一番良い。口コミですよ、口コミで広めてもらえる方法がいいんでないかというお話もありました。実はですね、この宝島社が取材に来ていただいたときにこんなコメントをいただいております。鹿追は独特な温かさがある。受け入れている、留学生を受け入れていること自体も素晴らしい町だと、これをもっと他の移住政策、それから農業の素晴らしさも一緒にですね PR した方が良いでしょう。広報の仕方を考えた方が良いでしょうというご指摘とかご指導をいただいたところでもあります。どうかあの農業の関係でいきますと農水省もですね、あの新聞によりますとやはり田舎暮らしとか地方回帰ということですね、農水も事業として積極的に考えたいと、農村住宅を整備する事業等ということで今年、新年度、平成29年度、新年度でどこかモデル地区を設定して実践検討して推進していきたいというお話もございますので、どうかあのこういう方向から町の人口対策等進めていただければというふうに思います。これで私は終わらせていただきますけれども最

後にもう一度、町長まとめていただけるとありがたいです。

○議長（埴淵賢治）

吉田弘志町長、答弁。

○町長（吉田弘志）

あの手法としてね、今のようなお話が大きなウエイトを占めるというふうに思っていますので、そのための努力をしていきたい。あの農水の方にもですね、いろんな制度がある。総務省にもある。それらをですねどういうふうに使えるのか、これも研究をしながら何とかですね、今年はそういう意味では鹿追の発信力、飛躍の年とそんなふうに考えておりますので、予算等々についてはですね今後補正等もしなければならない部分もありますけれども、一生懸命努力をして、その形が見えるような方向に持っていきたいと考えておりますのでよろしくお願いを申し上げます。以上であります。

○4番（台蔵征一）

終わります。

○議長（埴淵賢治）

これで台蔵征一議員の質問を終わります。次に2番、武藤敦則議員。

○2番（武藤敦則）

議長のお許しをいただきましたので通告に従い質問させていただきます。標題といたしましては、幼小中高一貫教育における文部科学省の研究開発学校指定の成果とその継続についてです。鹿追町は、平成15年度より文部科学省の研究開発学校の指定を受け、一貫したカリキュラム研究を進めています。特に英語を基本とした国際理解教育では大きな成果が表れています。第5期研究開発学校指定の最終年度を迎えるにあたり、この事業の成果、手応えと今後のこの事業の継続性についてお伺いいたします。以上です。

○議長（埴淵賢治）

答弁、吉田弘志町長。

○町長（吉田弘志）

武藤議員からは、幼小中高一貫教育における文部科学省の研究開発学校指定の成果とその継続についてであります。ご答弁させていただきますが、平成15年度より文部科学省の研究開発学校の指定を受けて、スタートしました幼小中高一貫教育は、当初、地元鹿追高等学校の存続のため、本町の特色ある教育として進めたところがございます。研究開発学校の第5期目指定時には、全国的には例のないものであり、今回が最後というようなこ

とも言われながらですね来ているところであります。さて、研究開発学校第5期目の指定は平成29年度に終了いたします。その後の取り組みについては、昨年、教育制度改革後の新教育長としての大井教育長を任命した時点で、英語教育は全国的にも高い評価が成果として表れているため、継続をして実施をしていきたいというふうに考え、お話をしているところでございます。以下についてはですね、教育委員会の方から考えを申し上げることが適切かと思っておりますのでよろしくご理解をいただきたいというふうに思っておりますけれども、私もいずれにしても委員会と連携しながらやらなきゃならないことでありますけれども、やっぱり先生方、そこに誰がいるのか、どういう人がいてどういう指導をしているのか。その成果をどういうふうにですね活用していくのかということがしっかりと目標としてされなければですね、何となく事業をやっているという状況であれば、学力は上がらないというふうに思っておりますのでね、そういう意味でやっぱり私はこれから教育委員会とも今後ですね、近く話し合いをする予定をしておりますし、その後校長先生ともね直にお話をさせていただこうというふうに思っております。その中で特に私はお話をしたいのはやっぱり教職員の指導力、学習、子どもにですね、そういう意欲を持たせることがどうあればいいのかということですね、鹿追に根っこを生やした形の中でやっぱり考えてほしいと。根っこというのはいろいろありますけれども、だいたいお気付きの方もいらっしゃるかもしれませんが、やはりそこにですね心身ともにそういう気持ちがあれば学力というのは伸ばす、それだけの説得力はないというふうに思っておりますので、その辺も含めてですね、今後どういうふうに教育委員会というのがあるべきなのかということについて話し合いをしたいというふうに考えておりますので、ご理解をよろしくお願いを申し上げます。あとは教育長にお願いをいたしますので。

○議長（埴淵賢治）

答弁、大井教育長。

○学校教育長（大井和行）

武藤議員からは、幼小中高一貫教育における文部科学省の研究開発学校指定の成果とその継続について質問をいただきまして、先ほど吉田町長よりその成果と考えについて答弁をされましたので、私からは継続に関わる取り組み経過につきましてお答えをさせていただきたいと思います。議員ご承知のとおり、本町の研究開発学校指定による成果といたしましては、昨年春に文部科学省が発表いたしました中学3年生、英語検定3級以上の力があると思われる生徒の割合がありまして、本町の生徒につきましては、全国1位の千葉県

の52.1%を上回る54.4%の結果であることが判りました。これによりまして研究開発学校の指定によるですね小学校1年生から取り組みいたしました英語の学習成果によるものと確信をさせていただいたところでございます。現在、研究開発学校の5期目の指定に関わっておりますけれども、これまで指導をいただきました神奈川大学の安彦忠彦教授の強い支援等を受けたものでありまして、安彦先生からはですね「第5期目の指定に当たっての条件として、研究開発学校の指定につきましては今期限り」と断言されたところでございます。これを受けまして、第5期指定以後のですね研究開発学校指定はですね教育委員会としてはないものと判断させていただいたところでございます。平成15年度より開始しました幼小中高一貫教育で培われました内容をつなげるため、現在、各校長等で構成させていただいております幼小中高一貫教育推進会議の中でですね、今後の検討につきまして現在進められているところでございます。全体的なフローにつきましては、推進会議の中で基本的な方針案を出していただきまして、これに具体的な取り組みを行う学校の現場の考えをまとめまして、この方針案を、まず私の方にご提出をいただきまして、提出されました内容につきまして教育委員会としてのですね考えをまとめ、吉田町長とですね協議の上、最終決定をさせていただきたいというふうに考えているところでございます。検討の内容の一部を簡単にご説明申し上げますが、これまでと同様にですね、英語教育を小学校1年生から進めるためにどのような教科の中で時数を確保していくのか、また新地球学をどのような教科に組み入れ持続していくのか、さらに学習指導にあたっての加配の教員が配属され今実施されておりますけれども、今後加配がなくなるわけなんですけれども誰がそれを指導にあたるのかなどの検討を、今現在しているところでございます。このことにつきましては、過日の総務常任委員会と教育委員会との懇談会の中でも、お話をさせていただきましては、同様の質問をいただき、経過と課題等を説明をさせていただきました。その折にもですね、第6期の研究開発学校指定への指定の取り組みの必要性について、ご意見も承ったところでございますけれども、現在の文部科学省の直接指定を受けています研究開発学校の再指定、つまり第6期目の指定につきましては、先ほども若干お話を申し上げましたけれども、大変厳しいという捉え方をしておりますが、他の事業等につきましてですね同様の取り組みが可能かどうか、今後ですね情報収集とその辺の調査につきまして進めてまいりたいなというふうに今考えております。以上、武藤議員のですね幼小中高一貫教育に係る文部科学省の研究開発学校指定の成果とその継続についてお答えをいたしましたので、ご理解のほどよろしくお願いをいたしまして答弁とさせていただきます。

いと思います。

○議長（埴淵賢治）

ここで武藤議員に申し上げますが、ただ今、吉田町長そして大井教育長答弁をいただきましたので指名をもって求めていただきたいと思います。再質問あれば指名をもって。はい。2番、武藤敦則議員。

○2番（武藤敦則）

それでは教育長にお伺いいたしますけれども、5期の選定にあたり6期目は難しいということではねと言われたということでございますけれども、この研究開発学校の成果につきましてはね英語の学力の向上から、児童と生徒間の交流による思いやりの心の情勢だとか教職員の指導力の向上だとか成果が表れているわけでございますけれども、この英語と小中高一貫教育について撤退をするということでしょうか。それともですね、新しい視点でまたこの研究開発について応募していくということなんでしょうか。その辺をお伺いしたいと思います。

○議長（埴淵賢治）

大井教育長。

○学校教育長（大井和行）

答弁させていただきたいと思っておりますけれども、今、武藤議員の方からもお話がありましたとおりこの研究開発、5期15年の成果というものは今もお話をされましたけれども、若干私の方からも成果につきましてちょっとお話をさせていただきたいと思っております。今回の15年にわたっての成果の一つとして小中高一貫教育を進めたというようなことですね、もう制度がですね、新しい制度になっておりますけれども、義務教育学校という形ですね、私たちが取り組んだ中でのですねこの12年にわたる取り組みが、この文科省の義務教育学校というような形の新しい制度がですね、昨年からはなれたというようなことと、それから特に英語を特化した教育を進めてまいりました。その成果、2020年、あと3年後ですけれども文科省ではですね前倒ししましてですね、3年、4年につきまして、今年5年、6年が外国語活動という形になっておりますけれども、新学習指導要領ではですね2020年に3年、4年、前倒しいたしまして外国語活動、そして5年、6年が英語という科目になるということで、この前倒しをされました3年、4年がですね、私たちの研究をした英語のですねその成果を文科省も認めていただいてですね、3年、4年にですね、特別の外国語活動という形で新たな教科でありませぬけれども授業に組み入れたというよ

うなことです。この二つにとってもですね、大変大きな15年の本町の取り組みの成果が僕はあったのではないかというふうに思っております。それで武藤議員の方からお話がありましたとおりやはり15年、一貫教育につきましては一旦、今、先ほどもお話をさせていただきました英語、それから今、進めております新地球学、環境学でございますけれどもこれにつきましてはですね、一旦15年の区切りとして、私どもとしては終了させていただきたいというようなことで考えております。ただそれで終わったからということではありませんので、先ほどもお話をさせていただきましたとおり、今、一貫教育推進会議の中、特に校長会なんですけれどもその中でですね、この5期15年の取り組みの特に英語、それから新地球学、それからホワイトコンサート、これ音楽の部分なんですけれども、今までとり進めた良いところと申しましょうか、素晴らしいところはですね、30年以降も町の、町長にお願いしないとならない財政的なこともありますけれども、特色ある部分については取り入れてですね、30年以降も町独自としてですねやっていきたいという考えを持っておりますし、さらにですね、町独自でとり進める上の中で文科省で例えば先ほど時数の問題等、どうその新しい教育をしていく中での時数をどう確保していくのかということもあるんですが、それらにつきましてもですね、今、文部科学省でなかなか財政的な補助金的なものはないんですが、そういう部分でですね、時数の確保も先進的な取り組みにつきましてもですね文科省の指定を受けれるというような事業もありますもんですからそういうものもですね、今後研究をしていきたいというふうに考えておりますので議員のご理解をいただければというふうに思います。

○議長（埴淵賢治）

再質問ありますか。2番、武藤敦則議員。

○2番（武藤敦則）

あの特定というんですか。特別な特例もあるということでございますので、ぜひ生かしていただきまして、今までの研究開発学校指定のですね成果を継続していただきたいと思いますが、この研究開発学校指定がやめるとなりますと教諭の加配の問題があるかと思えます。今までこの力は大きかったと思いますがこの加配の取り組みについてはどういうふうに考えておられますか。

○議長（埴淵賢治）

答弁、大井教育長。

○学校教育長（大井和行）

お答えをさせていただきたいと思います。加配の関係でございます。指定の当初につきましては鹿追高校も入れまして全8校におきましてですね、1名の先生が加配という形でですね配置をされておりました。現在はですねだんだん文科省も他の研究開発の指定もあるということなのか予算的な面なのか分かりませんが、現在鹿追小学校に1名、それから複式校、通明を拠点とさせていただいていただいておりますけれども1名、鹿中に1名、そして鹿追高校に1名ということで4名の先生が加配という形で配置をさせていただきますけれども、29年度をもって終了ということで、29年度につきましてはこの4名の先生については減数はないということで、30年以降につきましてはですね、この4名の先生につきましては配置されないというようなことでありますので、来年30年につきましてはですね加配がありませんけれども、現状の先生でですね何とか学力を落さない、質を落さない形でですね、授業をしていきたいというふうに考えております。

○議長（埴淵賢治）

武藤敦則議員。

○2番（武藤敦則）

町長にちょっとお伺いしますけれども、この加配の関係につきましては町でもですね取り組むような考えはありますか。

○議長（埴淵賢治）

答弁、吉田弘志町長。

○町長（吉田弘志）

今、教育長お話したとおりでありますけれども、今後ね、どういう形でやるのが今の研究指定を受けていた状況をつくることのできるのか、人員の確保含めてね、いろいろと考えていきたいというふうに思っております。いずれにしても、どっとう後退をするようなね仕事にだけはしないようにしなきゃいけない。そしてこの15年間やった結果でね、国の方の法律改正も若干それにも本町がですね影響するような部分も出て、新しい指導要領の中でもそういうふうに出ているということになりますけれども、この指定校というのはね私は指定を受けたから云々ではなくて、こうあることがですね日常の私はことになっていかなければならないというふうに思っていますから、そういう意味で財源の確保だとか、もう一つは先ほど教育長言っていたようにですね、やりたくても時数がね確保できなければ、この部分の認定を新たに受けなければですね、できないんですね。ですからそこから辺のことも教育委員会として努力をしていただいて、それに対する必要な措置は町とし

でも一生懸命がんばっていきたいと思っております。以上であります。

○議長（埴淵賢治）

武藤敦則議員。

○2番（武藤敦則）

最後にしますけれども、今後です鹿追の教育レベルを下げないように維持していただいて、教育の発展に努めていただきたいと思います。ありがとうございました。終わります。

○議長（埴淵賢治）

これで武藤敦則議員の質問を終わります。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれにて散会します。

散会 13時49分

平成29年第1回鹿追町議会定例会会議録

1 議事日程第 3号

日時 平成29年 3月 23日(木曜日) 午前10時30分 開 議

場所 鹿追町議会議場

日程 1 議案第 17号 平成29年度鹿追町一般会計予算について

日程 2 議案第 18号 平成29年度鹿追町国民健康保険特別会計予算について

日程 3 議案第 19号 平成29年度鹿追町国民健康保険病院事業会計予算について

日程 4 議案第 20号 平成29年度鹿追町簡易水道特別会計予算について

日程 5 議案第 21号 平成29年度鹿追町下水道特別会計予算について

日程 6 議案第 22号 平成29年度鹿追町介護保険特別会計予算について

日程 7 議案第 23号 平成29年度鹿追町後期高齢者医療特別会計予算について

[平成29年度鹿追町各会計予算審査特別委員会報告]

日程 8 議案第 27号 平成28年度鹿追町一般会計補正予算(第13号)について

日程 9 議案第 28号 平成28年度鹿追町簡易水道特別会計補正予算(第7号)について

日程10 閉会中の継続審査申し出について

2 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

3 出席議員(11名)

1番 山口 優子議員 2番 武藤 敦則議員 3番 畑 久雄議員

4番 台蔵 征一議員 5番 加納 茂議員 6番 上嶋 和志議員

7番 川染 洋議員 8番 狩野 正雄議員 9番 吉田 稔議員

10番 安藤 幹夫議員 11番 埴渕 賢治議員

4 欠席議員（なし）

5 本会議に説明のため出席したもの

町長	吉田弘志
教育委員会教育長	大井和行
代表監査委員	野村英雄

6 町長の委任を受けて説明のため出席したもの

副町長	松本新吾
総務課長	喜井知己
企画財政課長	渡辺利信
町民課長	島かおる
農業振興課長	菅原義正
建設水道課長	津田祐治
商工観光課長	西科伸之
兼ジオパーク推進室長	
福祉課長	佐々木康人
瓜幕支所長	檜山敏行
病院事務長	菊池光浩
子育てスマイル課長	浅野富夫
消防署長	内海卓実
会計管理者	松井裕二
総務課総務係長	武者正人
企画財政課財政係長	佐藤裕之

7 教育委員会教育長の委任を受けて説明のため出席したもの

学校教育課長	大前健也
社会教育課長	浅野悦伸

8 農業委員会会長の委任を受けて説明のため出席したもの

事 務 局 長 櫻 庭 力

9 議会事務局職員出席者

事 務 局 長 黒 井 敦 志

書 記 坂 井 克 巳

平成29年 3月 23日（木曜日）午前10時30分 開議

○議長（埴淵賢治）

これから本日の会議を開きます。ここでご報告をいたします。櫻井公彦農業委員会会長が公務のため欠席する旨の届出がありました。以上で報告を終わります。本日の議事日程はお手元に配布のとおりであります。

-
- 日程1 議案第17号 平成29年度鹿追町一般会計予算について
 - 日程2 議案第18号 平成29年度鹿追町国民健康保険特別会計予算について
 - 日程3 議案第19号 平成29年度鹿追町国民健康保険病院事業会計予算について
 - 日程4 議案第20号 平成29年度鹿追町簡易水道特別会計予算について
 - 日程5 議案第21号 平成29年度鹿追町下水道特別会計予算について
 - 日程6 議案第22号 平成29年度鹿追町介護保険特別会計予算について
 - 日程7 議案第23号 平成29年度鹿追町後期高齢者医療特別会計予算について

○議長（埴淵賢治）

日程1、議案第17号、平成29年度鹿追町一般会計予算について、日程2、議案第18号、平成29年度鹿追町国民健康保険特別会計予算について、日程3、議案第19号、平成29年度鹿追町国民健康保険病院事業会計予算について、日程4、議案第20号、平成29年度鹿追町簡易水道特別会計予算について、日程5、議案第21号、平成29年度鹿追町下水道特別会計予算について、日程6、議案第22号、平成29年度鹿追町介護保険特別会計予算について、日程7、議案第23号、平成29年度鹿追町後期高齢者医療特別会計予算について、以上7件、関連がありますので一括議題といたします。以上の件については、3月7日の本会議において、平成29年度鹿追町各会計予算審査特別委員会に付託されたものであります。その後審査を終了し、議長に対し3月21日付けをもって審査終了の報告がありました。委員長の報告を求めます。平成29年度鹿追町各会計予算審査特別委員会武藤敦則委員長。

○2番（武藤敦則）

平成29年度鹿追町各会計予算審査特別委員会審査報告。本委員会に付託された事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。議

案第17号、平成29年度鹿追町一般会計予算について、原案可決。議案第18号、平成29年度鹿追町国民健康保険特別会計予算について原案可決。議案第19号、平成29年度鹿追町国民健康保険病院事業会計予算について、原案可決。議案第20号、平成29年度鹿追町簡易水道特別会計予算について、原案可決。議案第21号、平成29年度鹿追町下水道特別会計予算について、原案可決。議案第22号、平成29年度鹿追町介護保険特別会計予算について、原案可決。議案第23号、平成29年度鹿追町後期高齢者医療特別会計予算について、原案可決。以上です。

○議長（埴淵賢治）

お諮りします。ただ今報告のありました平成29年度鹿追町各会計予算については、議長を除く10人で構成する平成29年度鹿追町各会計予算審査特別委員会において、慎重に審議されたもので委員長に対する質疑は省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（埴淵賢治）

異議なしと認め、質疑を省略します。

議案第17号、平成29年度鹿追町一般会計予算についてお諮りします。本案は討論を省略して直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（埴淵賢治）

異議なしと認めます。討論を省略し直ちに採決することに決定しました。

お諮りします。本案は委員長報告のとおり原案可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（埴淵賢治）

異議なしと認めます。本案は委員長報告のとおり原案可決いたしました。

議案第18号、平成29年度鹿追町国民健康保険特別会計予算についてお諮りします。本案は討論を省略して、直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（埴淵賢治）

異議なしと認めます。討論を省略し直ちに採決することに決定しました。

お諮りします。本案は委員長報告のとおり原案可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（埴淵賢治）

異議なしと認めます。本案は委員長報告のとおり原案可決しました。

議案第19号、平成29年度鹿追町国民健康保険病院事業会計予算についてお諮りします。本案は討論を省略して、直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（埴淵賢治）

異議なしと認めます。討論を省略し直ちに採決することに決定しました。

お諮りします。本案は委員長報告のとおり原案可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（埴淵賢治）

異議なしと認めます。本案は委員長報告のとおり原案可決しました。

議案第20号、平成29年度鹿追町簡易水道特別会計予算についてお諮りします。本案は討論を省略して直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（埴淵賢治）

異議なしと認めます。討論を省略し直ちに採決することに決定しました。

お諮りします。本案は委員長報告のとおり原案可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（埴淵賢治）

異議なしと認めます。本案は委員長報告のとおり原案可決しました。

議案第21号、平成29年度鹿追町下水道特別会計予算についてお諮りします。本案は討論を省略して直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（埴淵賢治）

異議なしと認めます。討論を省略し、直ちに採決することに決定しました。

お諮りします。本案は委員長報告のとおり原案可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（埴淵賢治）

異議なしと認めます。本案は委員長報告のとおり原案可決しました。

議案第22号、平成29年度鹿追町介護保険特別会計予算についてお諮りします。本案は討論を省略して直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（埴淵賢治）

異議なしと認めます。討論を省略し直ちに採決することに決定しました。

お諮りします。本案は委員長報告のとおり原案可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（埴淵賢治）

異議なしと認めます。本案は委員長報告のとおり原案可決しました。

議案第23号、平成29年度鹿追町後期高齢者医療特別会計予算についてお諮りします。本案は討論を省略して、直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（埴淵賢治）

異議なしと認めます。討論を省略し直ちに採決することに決定しました。

お諮りします。本案は委員長報告のとおり原案可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（埴淵賢治）

異議なしと認めます。本案は委員長報告のとおり原案可決しました。

日程8 議案第27号 平成28年度鹿追町一般会計補正予算（第13号）について

○議長（埴淵賢治）

日程8、議案第27号、平成28年度鹿追町一般会計補正予算第13号についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。松本新吾副町長。

○副町長（松本新吾）

議案第27号は、平成28年度一般会計補正予算第13号となるものです。平成28年度一般会計補正予算第13号は次に定めるところによるといたしまして、第1条は歳入歳出予算の補正であり、歳入歳出にそれぞれ1,762万円を追加しまして、総額を93億1,289万1千円とするものであります。補正予算の内容につきまして歳出9ページよりご説明いたします。総務費、総務管理費、財産管理費の委託料で上幌内地区宅地分譲に係る測量委託料150万2千円の追加、企画振興費の負担金で台東区相互文化交流事業で

250万円の減額、民生費、社会福祉費、心身障がい者特別対策費の扶助費で地域生活支援事業給付金外合計で907万8千円の追加、農林費、農業費、農業用水事業の繰出金で簡易水道会計へ54万円の追加、土木費、道路橋りょう費、道路維持費で除雪経費といたしまして委託料で800万円の追加、諸支出金、基金費、基金費の積立金で町づくり基金に100万円の追加であります。続きまして歳入8ページとなります。款項目、地方交付税の地方交付税で1,062万8千円の追加、国庫支出金、国庫負担金、民生費国庫負担金の社会福祉費負担金で障害者医療負担金外合計で356万7千円の追加、道支出金、道負担金、民生費道負担金の社会福祉費負担金で障害者医療負担金外合計で216万2千円の追加、道補助金、民生費道補助金の社会福祉費補助金で26万3千円の追加、款項、寄附金、総務費寄附金の総務管理費寄附金で、町内新町3丁目にお住まいの森住松夫様より、まちづくりのために100万円の追加であります。次に第2表の繰越明許費につきまして5ページで説明いたします。総務費、総務管理費の個人番号カード交付事業で42万8千円、上幌内地区分譲事業で150万2千円のそれぞれ繰越、同じく定住促進住宅建設奨励事業は年度内の完成が困難と認められる3戸分といたしまして150万円の繰越、地方創生拠点整備交付金事業は国の補正予算を受けましてバイオガス熱利用及び山村留学、英語教育による移住対策で2億4,000万円の繰越、農林費、農業費で畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業で1億6,377万8千円の繰越、同じく道営土地改良事業で鹿追美蔓地区担い手畑総事業外5件の合計で8,009万8千円の繰越、災害復旧費、その他公共施設・公用施設災害復旧費で補助、単独合わせまして合計1,022万5千円の繰越となるものであります。繰越明許費の総額は4億9,753万1千円で財源内訳が国、道支出金が3億1,127万4千円、地方債が1億2,500万円、その他財源が1,961万2千円、一般財源が4,164万5千円となるものであります。以上、一般会計補正予算第13号についてご説明申し上げました。ご審議の上、議決を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（埴淵賢治）

これから質疑を行います。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（埴淵賢治）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（埴淵賢治）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより議案第27号を採決します。
この採決は挙手によって行います。

お諮りします、本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手10名

○議長（埴淵賢治）

挙手多数であります。本案は原案のとおり可決されました。

日程9 議案第28号 平成28年度鹿追町簡易水道特別会計補正予算(第7号)について

○議長（埴淵賢治）

日程9、議案第28号、平成28年度鹿追町簡易水道特別会計補正予算第7号についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。松本新吾副町長。

○副町長（松本新吾）

議案第28号は平成28年度鹿追町簡易水道特別会計補正予算第7号となるものです。平成28年度簡易水道特別会計補正予算第7号は次に定めるところによるといたしまして、第1条は歳入歳出予算の補正であり、歳入歳出にそれぞれ54万円を追加しまして、総額を2億5,411万円とするものであります。補正予算の内容につきまして歳出17ページよりご説明いたします。事業費、水道施設費、施設管理費の需用費、修繕料で消火栓修理で54万円の追加となります。続きまして歳入前ページとなります。繰入金、他会計繰入金、一般会計繰入金の一般会計繰入金で54万円の追加であります。以上、簡易水道特別会計補正予算第7号についてご説明申し上げました。ご審議の上議決を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（埴淵賢治）

これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（埴淵賢治）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（埴淵賢治）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより議案第28号を採決します。

この採決は挙手によって行います。

お諮りします、本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手10名

○議長（埴淵賢治）

挙手多数であります。本案は原案のとおり可決されました。

日程10

閉会中の継続審査申し出について

日程10、閉会中の継続調査申し出についてを議題とします。総務文教常任委員長、産業厚生常任委員長、広報広聴常任委員長、議会運営委員長、基地対策特別委員長から会議規則第75条の規定によってお手元に配布の申し出書のとおり閉会中の継続調査申し出があります。

お諮りします。ただ今の申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（埴淵賢治）

異議なしと認めます。各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。以上で本日の日程は全部終了いたしました。

お諮りします、本定例会の会議に附された事件は全て終了しました。会議規則第7条の規定によって、本日で閉会したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（埴淵賢治）

異議なしと認めます。本定例会は本日で閉会することに決定をいたしました。

ここで、松本副町長から発言を求められておりますのでこれを許します。松本副町長。

○副町長（松本新吾）

定例議会最終日の貴重なお時間をお借りしまして、この3月末を持ちまして定年退職する課長職員をご紹介をさせていただきたいと思っておりますのでよろしく願いいたします。まずはじめに渡辺利信企画財政課長であります。

○企画財政課長（渡辺利信）

貴重な時間をいただきありがとうございます。また神聖なるこの議場という場でこうして退職のあいさつをさせていただくことを大変光栄に思っております。さて私は昭和54年4月に町立病院に臨時職員として採用されました。その後正職員として38年間、町の

行政に携わってまいりました。また平成21年からは課長職を拝命いたし説明員として議会及び各委員会に出席をさせていただきました。この間説明員として十分な説明ができなかったりとかちぐはぐな答弁を行なってきたというふうに感じてございます。これも議員各位のですね寛大なご理解を賜り、こうして無事退職できますことを深く感謝申し上げます。ありがとうございます。退職後につきましては役場に残り引き続き仕事をさせていただくことになりましたので、引き続きよろしくお願い申し上げます。最後になりますけれども議員各位におかれましては、健康に留意されますますご活躍されることを心からお祈り申し上げて退職のあいさつといたします。本当に長い間お世話になりました。ありがとうございました。

○副町長（松本新吾）

西科伸之商工観光課長です。

○商工観光課長（西科伸之）

貴重なお時間をいただき退職にあたりまして一言ごあいさつ申し上げます。昭和55年4月臨時職員として、今は社会福祉法人となりました特別養護老人ホームしゃくなげ荘を皮切りに今日まで37年間、町職員として多くの部署で業務を勤めさせていただきました。この間、埴淵議長様をはじめ議員の皆さま、そして吉田町長をはじめ多くの諸先輩、同僚にご指導、ご支援をいただき今日まで勤め上げることができました。心より感謝申し上げます。鹿追町は他に類のない活気に満ちあふれた町です。今後は吉田町長が掲げる農業、教育、観光を柱としたまちづくりに町民一丸となり、ますます発展することを心より願っております。今後は私も一町民として、微力ではありますが鹿追町のために応援していきたいと思っております。簡単ではございますが、退職にあたりましてお礼のごあいさつとさせていただきます。大変お世話になりました。

○副町長（松本新吾）

大前健也学校教育課長です。

○学校教育課長（大前健也）

今月末をもちまして定年退職をいたしますので、議会の皆さまに一言お礼を申し上げます。議会の説明員として平成19年7月から議会に出席させていただきました。以来議員各位よりまちづくりに関わるご提案、ご質問をいただき、その対応をしてまいりましたがはたしてご希望のとおりですね対応ができたかは疑問が残ってはおりますが、議員各位の温かいご支援のもと、本日を迎えることができました。本当にありがとうございます。

鹿追町のまちづくりは他に先駆け実施していると確信いたしております。議会と行政が両輪のまちづくりを進めていること、議会ではまちなか会議を開催し、議会自ら住民福祉の向上に図る取り組みを実施されております。今後におかれましても議員各位、健康に留意されまちづくりに関しご活躍いただくことをご祈念申しお礼のあいさつとさせていただきます。ありがとうございます。

○副町長（松本新吾）

浅野富夫子育てスマイル課長です。

○子育てスマイル課長（浅野富夫）

貴重な時間をいただきこうして議員の皆さまの前で退職のあいさつをさせていただきますことを誠にありがとうございます。私は昭和56年4月、臨時職員そして正職員として通算36年、町行政に携わらせていただき、また平成25年7月からは説明員として議会あるいは各委員会に出席させていただきました。この間説明員として十分な説明ができなかったこと、多々あったと思いますが議員皆さまのご理解を賜り、こうして今退職できまことを深く感謝を申し上げるところでございます。退職後は美意延年を忘れずにまいりたいと考えているところでありますが、一方、何か町のためにお手伝いできればと今思っているところでございます。最後になります議員各位におかれましては健康に留意され、ますますご活躍されることをお祈り申し上げ、退職にあたりましてのあいさつとさせていただきます。長い間お世話になりありがとうございます。

○副町長（松本新吾）

以上、4名であります。大変ありがとうございました。

○議長（埴淵賢治）

続いて、ここで町長から発言を求められておりますのでこれを許します。吉田弘志町長。

○町長（吉田弘志）

29年第1回の定例議会終了にあたりまして一言お礼を申し上げさせていただきます。この定例議会、3月7日から本日まで17日間の日程で行われたわけであります。この間、29年度の予算関係につきまして、今日全て可決をいただきました。心から感謝を申し上げます。またこの間にいただきました一般質問、そして予算委員会をとおしでの貴重なご意見等々については、私ども職員、しっかりと受け止めて、これらの執行にあたっていきたいというふうに思っているところでございます。29年度の予算については今私どもが標榜しているまちづくり、三本の柱、農業、観光、教育、これに枝葉を付け

ての予算でございます。これについては議員の皆さま方、ご意見をいただきながらの執行になるわけでありましてけれども、この中には新しい事業としての重たい懸案事項も含まれております。全てが重いわけでありましてけれども、こども園の問題あるいはバイオガスの余熱の活用、そしてサプライチェーン事業としての水素の問題、この中については5年間の期間をもって国に実証試験が終わるわけでありましてけれども、この後の取り組みを地方自治体としてどういうふうにしていくのか極めて大きな課題ということになるかというふうに思っています。また、看護学科の問題についてもご案内のように北海道のさらなるご理解をいただいて、何とかですね実現の方向に持っていきたい。このためには議会の皆さま方の立場でのご支援、極めて重要でありますし、6,000町民この熱意をですね、失うことなく持続をさせて、その思いを北海道あるいは道教委に届けるということがこれから残っているわけでありまして。また駐屯地の問題についても人口減少の中でいかにですね増員を図り、さらには自衛隊としての任務をしっかりと進めていくために私どもも自衛隊と共に歩むというこうした思いをですね、防衛省等々にも届けることによってこれらの問題のさらなる解決にもつながっていくというふうに考えているわけでありまして。やはりこうした問題、真正面から取り組んでいくわけでありましてけれども、何といたっても議会の皆さま方のご協力なくして実現することはできません。心からのお願いをする次第であります。また今日、退職をする職員4名のあいさつがあったわけでありましてけれども、私にしますと大きな仕事を執行する上での柱、核になってくれた職員が退職をするということで、中にはすでにその方向性については決定をしている方もいらっしゃいますけれども、いずれにしてもこの町に残ってこれまでの経験を生かして、大所高所での関わりを持ちながらまちづくりに対して協力をいただけるというお話をいただいております。人事異動についても新聞での内定報道がされておりますけれども、どうかこの執行体制で新しい年に向かっての高い意識と情熱をもつての鹿追町の役場でありたいというふうに考えておりますので、よろしくご指導をいただきますことを心からお願いをして閉会にあたってのごあいさつに代えさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（埴淵賢治）

これで会議を閉じます。

平成29年第1回鹿追町議会定例会を閉会します。

閉会 11時 4分